

関稅定率法等の一部を改正する法律(案) 新旧対照条文目次

○ 関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号) (第一条關係)	1
○ 関稅定率法(第二条關係)	4
○ 関稅法(昭和二十九年法律第六十一号) (第三条關係)	153
○ 関稅暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号) (第四条關係)	205
○ 関稅暫定措置法(第五条關係)	222
○ 通關業法(昭和四十二年法律第二百二十二号) (第六条關係)	253
○ 通關業法(第七条關係)	257
○ 酒稅法(昭和二十八年法律第六号) (附則第六条關係)	268
○ 輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号) (附則第七条關係)	270
○ 租稅特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号) (附則第八条關係)	273
○ 揮發油稅法(昭和三十三年法律第五十五号) (附則第九条關係)	277
○ 石油ガス稅法(昭和四十年法律第一百五十六号) (附則第十条關係)	280
○ 石油石炭稅法(昭和五十三年法律第二十五号) (附則第十一条關係)	282

○ たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）（附則第十二条関係）

..... 283

○ 消費税法（昭和六十三年法律第八号）（附則第十三条関係）

..... 285

○ 関税率法（明治四十三年法律第五十四号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表 関税率表（第三条、第六条、第七条、第八条、第九条、第九條の二、第二十条の二関係）

別表 関税率表（第三条、第六条、第七条、第八条、第九条、第九條の二、第二十条の二関係）

目次

（省 略）

同上

番 号	品 名	税 率
（省 略）	（省 略）	（省 略）
〇四・〇二	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）	
〇四〇二・一〇	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限る。）	
	一 （省 略）	（省 略）
	二 その他のもの	
	（一） 小学校（義務教育学校の前期課程を含む）、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）	

番 号	品 名	税 率
同上	同上	同上
同上	同上	同上
〇四・〇二	同上	
〇四〇二・一〇	同上	
	一 同上	同上
	二 同上	
	（一） 小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後	

、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児、政令で定める児童福祉施設の児童又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第九項、第十項若しくは第十二項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。）

一キログラムにつき四六六円

期課程を含む。）、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児、政令で定める児童福祉施設の児童又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第九項、第十項若しくは第十二項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。）

一キログラムにつき四六六円

(省略)	(省略)	二九一七・三七	(省略)	(省略)	(省略)
(省略)	(省略)	テレフタル酸ジメチル	(省略)	(省略)	(二) (省略)
(省略)	(省略)	無税	(省略)	(省略)	(省略)

同上	同上	二九一七・三七	同上	同上	同上
同上	同上	テレフタル酸ジメチル	同上	同上	(二) 同上
同上	同上	六・四%	同上	同上	同上

○ 関税定率法（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

別表 関税率表（第三条、第六条、第七条、第八条、第九条、第九條の二、第二十条の二関係）

目次

（省 略）

現 行

別表 関税率表（第三条、第六条、第七条、第八条、第九条、第九條の二、第二十条の二関係）

同上

同上

改 正 案		現 行	
番 号	品 名	番 号	品 名
（省 略）	第三類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	同上	第三類 同上
（省 略）	注 （省 略）	同上	注 同上
備考 1 第〇三・〇六項から第〇三・〇八項までにおいて「冷蔵したもの」及び「冷凍したもの」には、乾燥し、塩蔵し、塩水漬けし又はくん製したものを含まない。			
〇三・〇一	魚（生きているものに限る。） 観賞用の魚	〇三・〇一	同上
〇三〇一・一一 ～	（省 略）	〇三〇一・一一 ～	同上
〇三〇一・一九	その他の魚（生きているものに限る。）	〇三〇一・一九	同上
〇三〇一・九一	（省 略）	〇三〇一・九一	同上
	（省 略）		同上
	（省 略）		同上
	（省 略）		同上

○三〇一・九二 ○三〇一・九三	(省 略)	(省 略)	○三〇一・九二 ○三〇一・九三	同 上	同 上
○三〇一・九四 ~ ○三〇一・九九	(省 略)	(省 略)	○三〇一・九四 ~ ○三〇一・九九	同 上	同 上
○三・〇二	魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに 限るものとし、第〇三・〇四項の魚の ファイルレその他の魚肉を除く。)	(省 略)	○三・〇二	魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに 限るものとし、第〇三・〇四項の魚の ファイルレその他の魚肉を除く。)	(省 略)
○三〇二・一一	さけ科のもの(第〇三〇二・九一 号から第〇三〇二・九九号までの食用の 魚のくず肉を除く。)	(省 略)	○三〇二・一一	さけ科のもの(肝臓、卵及びしらこを除く。)	(省 略)
ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・ク	ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・ク	(省 略)	○三〇二・一一	ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・ク	(省 略)

〇三〇二・一三

ラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)

五%

〇三〇二・一四

太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)

五%

〇三〇二・一九

その他のもの
ひらめ・かれい類(かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。第〇三〇二・九一号から第〇三〇二・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。)

五%
五%

〇三〇二・一三

ラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)

五%

〇三〇二・一四

太平洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)

五%

〇三〇二・一九

その他のもの
ひらめ・かれい類(かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。)

五%
五%

○三〇二・二二一
 ○三〇二・二二二
 ○三〇二・二二三
 ○三〇二・二二四
 ○三〇二・二二九

ハリバット（レインハルド
 テイウス・ヒポグロソイデ
 ス、ヒポグロスス・ヒポグ
 ロスス及びヒポグロスス・
 ステノレピス）
 プレイス（プレウロネクテ
 ス・プラテスサ）
 ソール（ソレア属のもの）
 ターボット（プセタ・マク
 シマ）
 その他のもの
 まぐろ（トウヌス属のもの）
 及びかつお（エウテイヌス（
 カツオヌス）・ペラミス）（
 第〇三〇二・九一号から第〇
 三〇二・九九号までの食用の
 魚のくず肉を除く。）
 びんながまぐろ（トウヌス
 ・アラルンガ）
 きはだまぐろ（トウヌス・
 アルバカレス）
 かつお
 めばちまぐろ（トウヌス・
 オベスス）
 くらまぐろ（トウヌス・テ
 イヌス及びトウヌス・オリ
 エンタリス）
 みなみまぐろ（トウヌス・

五% 五% 五% 五% 五% 五% 五% 五% 五%

○三〇二・二二一
 ○三〇二・二二二
 ○三〇二・二二三
 ○三〇二・二二四
 ○三〇二・二二九

ハリバット（レインハルド
 テイウス・ヒポグロソイデ
 ス、ヒポグロスス・ヒポグ
 ロスス及びヒポグロスス・
 ステノレピス）
 プレイス（プレウロネクテ
 ス・プラテスサ）
 ソール（ソレア属のもの）
 ターボット（プセタ・マク
 シマ）
 その他のもの
 まぐろ（トウヌス属のもの）
 及びかつお（エウテイヌス（
 カツオヌス）・ペラミス）（
 肝臓、卵及びしらこを除く。）
 びんながまぐろ（トウヌス
 ・アラルンガ）
 きはだまぐろ（トウヌス・
 アルバカレス）
 かつお
 めばちまぐろ（トウヌス・
 オベスス）
 くらまぐろ（トウヌス・テ
 イヌス及びトウヌス・オリ
 エンタリス）
 みなみまぐろ（トウヌス・

五% 五% 五% 五% 五% 五% 五% 五% 五%

〇三〇二・三九

マッコイイ
その他のもの

にしん(クルペア・ハレンジ
ス及びクルペア・パラスイイ
)、かたくちいわし(エン
グ
ラウリス属のもの)、いわし
(スプラトウス・スプラトウ
ス、サルディナ・ピルカルド
ウス及びサルディノプス属又
はサルディネルラ属のもの)
、さば(スコムベル・スコム
ブルス、スコムベル・アウス
トララシクス及びスコムベル
・ヤポニクス)、ぐるくま(ラ
ストレルリゲル属のもの)
、さわら(スコムベロモルス
属のもの)、まあじ(トラク
ルス属のもの)、ぎんがめあ
じ(カラリンクス属のもの)、
すぎ(ラキケントロン・カ
ナドウム)、まながつお(パ
ムプス属のもの)、さんま(コ
ロラビス・サイラ)、むろ
あじ(デカプテルス属のもの
)、からふとししやも(マル
ロトウス・ウイルスス)、
めかじき(クスイフィアス・
グラデイウス)、すま(エウ

五
五
%

〇三〇二・三九

マッコイイ
その他のもの

にしん(クルペア・ハレンジ
ス及びクルペア・パラスイイ
)、かたくちいわし(エン
グ
ラウリス属のもの)、いわし
(スプラトウス・スプラトウ
ス、サルディナ・ピルカルド
ウス及びサルディノプス属又
はサルディネルラ属のもの)
、さば(スコムベル・スコム
ブルス、スコムベル・アウス
トララシクス及びスコムベル
・ヤポニクス)、あじ(トラ
クルス属のもの)、すぎ(ラ
キケントロン・カナドウム
)及びめかじき(クスイフィ
アス・グラデイウス)(肝臓
、卵及びしらを除く。)

五
五
%

○三〇二・四一	○三〇二・四二	○三〇二・四三	○三〇二・四四	○三〇二・四五	○三〇二・四六	○三〇二・四七
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

テイヌス・アフィニス)、はがつお(サルダ属のもの)及びかじき(まかじき科のもの)(第〇三〇二・九一号から第〇三〇二・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。)

にしん(クルペア・ハレンガス及びクルペア・パラスイイ)

かたくちいわし(エングラウリス属のもの)

いわし(スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネラ属のもの)

一| サルディノプス属のもの

二| その他のもの

さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)

まあじ(トラクルス属のもの)

すぎ(ラキケントロン・カナドウム)

めかじき(クスイフィアス)

一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	五%
-----	-----	-----	-----	-----	-----	----

○三〇二・四一	○三〇二・四二	○三〇二・四三	○三〇二・四四	○三〇二・四五	○三〇二・四六	○三〇二・四七
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

にしん(クルペア・ハレンガス及びクルペア・パラスイイ)

かたくちいわし(エングラウリス属のもの)

いわし(スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネラ属のもの)

一| サルディノプス属のもの

二| その他のもの

さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)

あじ(トラクルス属のもの)

すぎ(ラキケントロン・カナドウム)

めかじき(クスイフィアス)

一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	五%
-----	-----	-----	-----	-----	-----	----

〇三〇二・四九

・グラディウス
その他のもの

一| さんま(コロラビス

・サイラ)及びむろ

あじ(デカプテルス

属のもの)

二| その他のもの

さいうお科、あしながだ科

、たら科、そこだ科、かわ

りひれだ科、メルルーサ科

、ちこだ科又はうなぎだ

科のもの(第〇三〇二・九一

号から第〇三〇二・九九号ま

での食用の魚のくず肉を除く

)

コッド(ガドウス・モルア

、ガドウス・オガク及びガ

ドウス・マクロケファルス

)

ハドック(メラノグララム

ス・アイグレフイヌス)

コールフイツシュ(ポルラ

キウス・ヴィレンス)

ヘイク(メルルシウス属又

はウロフュキス属のもの)

一| メルルシウス属のもの

二| ウロフュキス属のもの

五|

一〇|

五|

一〇|

五|

五|

五|

一〇|

・グラディウス)

さいうお科、あしながだ科
、たら科、そこだ科、かわ
りひれだ科、メルルーサ科
、ちこだ科又はうなぎだ
科のもの(肝臓、卵及びし
こを除く。)

〇三〇二・五一

コッド(ガドウス・モルア

、ガドウス・オガク及びガ

ドウス・マクロケファルス

)

ハドック(メラノグララム

ス・アイグレフイヌス)

コールフイツシュ(ポルラ

キウス・ヴィレンス)

ヘイク(メルルシウス属又

はウロフュキス属のもの)

一| メルルシウス属のもの

五|

一〇|

一〇|

五|

五|

五|

一〇|

〇三〇二・五五	すけそうだら(テラグラ・カルコグラシマ)	一〇%	五%
〇三〇二・五六	ブルーホワイディング(ミクロメシステイウス・ポウタソウ及びミクロメシステイウス・アウストラリス)	一〇%	五%
〇三〇二・五九	その他のもの 一 たら(ガドウス属又はテラグラ属のもの) 二 その他のもの	一〇%	五%

テイラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミクロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルテイ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテユス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(

〇三〇二・五五	すけそうだら(テラグラ・カルコグラシマ)	一〇%	五%
〇三〇二・五六	ブルーホワイディング(ミクロメシステイウス・ポウタソウ及びミクロメシステイウス・アウストラリス)	一〇%	五%
〇三〇二・五九	その他のもの 一 たら(ガドウス属又はテラグラ属のもの) 二 その他のもの	一〇%	五%

テイラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミクロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテユス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)(肝臓、卵及びしらこを除く。

○三〇二・七九	○三〇二・七四	○三〇二・七三	○三〇二・七二	○三〇二・七一
<p>その他の魚(第〇三〇二・九 一号から第〇三〇二・九九号 までの食用の魚のくず肉を除</p>	<p>その他のもの うなぎ(アングイルラ属の もの) その他のもの</p>	<p>こい(クテノフアリユンゴ ドン・イデルルス、ミクロ フアリユンゴドン・ピケウ ス、カトラ・カトラ、オス テオキルス・ハセルテイ、 レプトバルブス・ホイヴェ ニ及びキュプリヌス属、カ ラシウス属、ヒュポフタル ミクテユス属、キルリヌス 属、ラベオ属又はメガロブ ラマ属のもの)</p>	<p>なまず(パンガシウス属、 シルルス属、クラリアス属 又はイクタルルス属のもの)</p>	<p>テイラピア(オレオクロミ ス属のもの) テイラピア(オレオクロミ ス属のもの) なまず(パンガシウス属、 シルルス属、クラリアス属 又はイクタルルス属のもの)</p>
五%	五%	五%	五%	五%
○三〇二・七九	○三〇二・七四	○三〇二・七三	○三〇二・七二	○三〇二・七一
<p>その他の魚(肝臓、卵及びし らこを除く。)</p>	<p>その他のもの うなぎ(アングイルラ属の もの) その他のもの</p>	<p>ユス属又はキルリヌス属の もの)</p>	<p>こい(キュプリヌス・カル ピオ、カラシウス・カラシ ウス、クテノフアリユンゴ ドン・イデルルス、ミクロ フアリユンゴドン・ピケウ ス及びヒュポフタルミクテ ユス属又はキルリヌス属の もの)</p>	<p>テイラピア(オレオクロミ ス属のもの) なまず(パンガシウス属、 シルルス属、クラリアス属 又はイクタルルス属のもの)</p>
五%	五%	五%	五%	五%

〇三〇二・九一

〇三〇二・八一	さめ	五%
〇三〇二・八二	えい(がんぎえい科のもの)	五%
〇三〇二・八三	めろ(デイソステイクス属のもの)	五%
〇三〇二・八四	シーバス(デイケントラルクス属のもの)	五%
〇三〇二・八五	たい(たい科のもの)	五%
〇三〇二・八九	その他のもの	一〇%
	一 にしん(クルペア属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、及びうるめいわし(エトルメウス属のもの)	
	二 バラクータ(かます科又はくろたちかます科のもの)及びキングクリップ(ゲニユプテルス属のもの)	
	三 その他のもの	三・五%
	魚の肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉	五%
〇三〇二・九一	肝臓、卵及びしらこ	

〇三〇二・九〇

〇三〇二・八一	さめ	五%
〇三〇二・八二	えい(がんぎえい科のもの)	五%
〇三〇二・八三	めろ(デイソステイクス属のもの)	五%
〇三〇二・八四	シーバス(デイケントラルクス属のもの)	五%
〇三〇二・八五	たい(たい科のもの)	五%
〇三〇二・八九	その他のもの	一〇%
	一 にしん(クルペア属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属のもの)、あじ(デカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)	
	二 その他のもの	五%
	肝臓、卵及びしらこ	

〇三〇二・九二
〇三〇二・九九

一| にしん(クルペア属

のもの)又はたら(

ガドウス属、テラグ

ラ属又はメルルシウ

ス属のもの)の卵

二| その他のもの

ふかひれ

その他のもの

一| 内臓

二| その他のもの

(一)|

にしん(クルペア

属のもの)、たら

(ガドウス属、テ

ラグラ属又はメル

ルシウス属のもの

)、ぶり(セリオ

ーラ属のもの)、

さば(スコムベル

属のもの)、いわ

し(エトルメウス

属、サルデイノプ

ス属又はエングラ

ウリス属のもの)

、あじ(トラクル

ス属又はデカプテ

ルス属のもの)及

びさんま(コロラ

ビス属のもの)

一| 〇%

五%

五%

無税

一| にしん(クルペア属の

もの)又はたら(ガド

ウス属、テラグラ属又

はメルルシウス属のも

の)の卵

二| その他のもの

一| 〇%

五%

〇三〇三・一四	〇三〇三・一三	〇三〇三・一一	〇三〇三・一一	〇三・〇三
<p>ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコ</p>	<p>大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)</p>	<p>ソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)</p>	<p>べにざけ(オンコルヒュンクス・ネルカ)</p>	<p>魚(冷凍したものに限りものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。) さけ科のもの(第〇三・〇三・九一号から第〇三・〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。)</p>
五%	五%	五%	五%	五%

〇三〇三・一四	〇三〇三・一三	〇三〇三・一一	〇三〇三・一一	〇三・〇三
<p>ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコ</p>	<p>大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)</p>	<p>ソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)</p>	<p>べにざけ(オンコルヒュンクス・ネルカ)</p>	<p>魚(冷凍したものに限りものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。) さけ科のもの(肝臓、卵及びしらこを除く。)</p>
五%	五%	五%	五%	五%

〇三〇三・一九

ルヒュンクス・ギラエ、オ
ンコルヒュンクス・アパケ
及びオンコルヒュンクス・
クリソガステル)

その他のもの

テイラピア(オレオクロミス
属のもの)、なまず(パンガ
シウス属、シルルス属、クラ
リアス属又はイクタルス属
のもの)、こい(クテノファ
リユンゴドン・イデルルス、
ミュロフアリユンゴドン・ピ
ケウス、カトラ・カトラ、オ
ステオキルス・ハセルテイ、
レプトバルプス・ホイヴェニ
及びキュプリヌス属、カラシ
ウス属、ヒュポフタルミクテ
ユス属、キルリヌス属、ラベ
オ属又はメガロブラマ属のも
の)、うなぎ(アングイルラ
属のもの)、ナイルパーチ(ラ
テス・ニロティクス)及び
らいぎよ(カンナ属のもの)
(第〇三〇三・九一号から第
〇三〇三・九九号までの食用
の魚のくず肉を除く。)

〇三〇三・二三

テイラピア(オレオクロミ
ス属のもの)

五% 五%

五%

〇三〇三・一九

ルヒュンクス・ギラエ、オ
ンコルヒュンクス・アパケ
及びオンコルヒュンクス・
クリソガステル)

その他のもの

テイラピア(オレオクロミス
属のもの)、なまず(パンガ
シウス属、シルルス属、クラ
リアス属又はイクタルス属
のもの)、こい(キュプリヌ
ス・カルピオ、カラシウス・
カラシウス、クテノフアリユ
ンゴドン・イデルルス、ミュ
ロフアリユンゴドン・ピケウ
ス及びヒュポフタルミクテ
ユス属又はキルリヌス属のも
の)、うなぎ(アングイルラ属
のもの)、ナイルパーチ(ラ
テス・ニロティクス)及びら
いぎよ(カンナ属のもの)(
肝臓、卵及びしらを除く。)

〇三〇三・二三

テイラピア(オレオクロミ
ス属のもの)

五% 五%

五%

〇三〇三・二四

なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）

五%

〇三〇三・二五

こい（クテノフアリュンゴドン・イデルルス、ミユロフアリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルテイ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）

五%

〇三〇三・二六

うなぎ（アングイルラ属のもの）

五%

〇三〇三・二九

その他のもの
ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）

〇三〇三・三一

ハリバット（レインハルドテイウス・ヒポグロソイデ

〇三〇三・二四

なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）

五%

〇三〇三・二五

こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノフアリュンゴドン・イデルルス、ミユロフアリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの）

五%

〇三〇三・二六

うなぎ（アングイルラ属のもの）

五%

〇三〇三・二九

その他のもの
ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらすを除く。）

〇三〇三・三一

ハリバット（レインハルドテイウス・ヒポグロソイデ

○三〇三・三二二
 ○三〇三・三三三
 ○三〇三・三四四
 ○三〇三・三九九

ス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス)
 プレイス(プレウロネクテス・プラテスサ)
 ソール(ソレア属のもの)
 ターボット(プセタ・マクシマ)
 その他のもの
 まぐろ(トウヌス属のもの)及びかつお(エウテイヌス(カツオヌス)・ペラミス)(第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。)
 びんながまぐろ(トウヌス・アラルンガ)
 きはだまぐろ(トウヌス・アルバカレス)
 かつお
 めばちまぐろ(トウヌス・オベスス)
 くらまぐろ(トウヌス・テイヌス及びトウヌス・オリエンタリス)
 みなみまぐろ(トウヌス・マッコイイ)
 その他のもの

五% 五% 五% 五% 五% 五% 五% 五% 五% 五%

○三〇三・三二二
 ○三〇三・三三三
 ○三〇三・三四四
 ○三〇三・三九九

ス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス)
 プレイス(プレウロネクテス・プラテスサ)
 ソール(ソレア属のもの)
 ターボット(プセタ・マクシマ)
 その他のもの
 まぐろ(トウヌス属のもの)及びかつお(エウテイヌス(カツオヌス)・ペラミス)(肝臓、卵及びしらこを除く。)
 びんながまぐろ(トウヌス・アラルンガ)
 きはだまぐろ(トウヌス・アルバカレス)
 かつお
 めばちまぐろ(トウヌス・オベスス)
 くらまぐろ(トウヌス・テイヌス及びトウヌス・オリエンタリス)
 みなみまぐろ(トウヌス・マッコイイ)
 その他のもの

五% 五% 五% 五% 五% 五% 五% 五% 五% 五%

にしん(クルペア・ハレンジ
ス及びクルペア・パラスイイ
)、かたくちいわし(エング
ラウリス属のもの)、いわし
(スプラトウス・スプラトウ
ス、サルディナ・ピルカルド
ウス及びサルディノプス属又
はサルディネルラ属のもの)
、さば(スコムベル・スコム
ブルス、スコムベル・アウス
トララシクス及びスコムベル
・ヤポニクス)、ぐるくま(ラ
ストレルリゲル属のもの)
、さわら(スコムベロモルス
属のもの)、まあじ(トラク
ルス属のもの)、ぎんがめあ
じ(カラנקス属のもの)、
すぎ(ラキケントロン・カ
ナドウム)、まながつお(パ
ムプス属のもの)、さんま(コ
ロラビス・サイラ)、むろ
あじ(デカプテルス属のもの
)、からふとししやも(マル
ロトウス・ウイルスス)、
めかじき(クスイフィアス・
グラディウス)、すま(エウ
ティヌス・アフィニス)、は
がつお(サルダ属のもの)及

にしん(クルペア・ハレンジ
ス及びクルペア・パラスイイ
)、いわし(スプラトウス・
スプラトウス、サルディナ・
ピルカルドウス及びサルディ
ノプス属又はサルディネルラ
属のもの)、さば(スコムベ
ル・スコムブルス、スコムベ
ル・アウストララシクス及び
スコムベル・ヤポニクス)、
あじ(トラクルス属のもの)
、すぎ(ラキケントロン・
カナドウム)及びめかじき(ク
スイフィアス・グラディウ
ス)(肝臓、卵及びしらを
除く。)

〇三〇三・五一	びかじき(まかじき科のもの) (第〇三〇三・九一号から 第〇三〇三・九九号までの食 用の魚のくず肉を除く。)	
〇三〇三・五二	にしん(クルペア・ハレン グス及びクルペア・パラス イイ)	一〇%
〇三〇三・五三	いわし(スプラトウス・ス プラトウス、サルディナ・ ピルカルドウス及びサルデ イノプス属又はサルディネ ルラ属のもの)	一〇%
〇三〇三・五四	一 サルディノプス属の もの 二 その他のもの	一〇% 五%
〇三〇三・五五	さば(スコムベル・スコム ブルス、スコムベル・アウ ストララシクス及びスコム ベル・ヤポニクス)	一〇%
〇三〇三・五六	まあじ(トラクルス属のもの)	一〇%
〇三〇三・五七	すぎ(ラキユケントロン・ カナドウム)	五%
〇三〇三・五八	めかじき(クスイフィアス ・グラディウス)	五%
〇三〇三・五九	その他のもの 一 かたくちいわし(エ ングラウリス属のもの)	五%

〇三〇三・五一	にしん(クルペア・ハレン グス及びクルペア・パラス イイ)	一〇%
〇三〇三・五二	いわし(スプラトウス・ス プラトウス、サルディナ・ ピルカルドウス及びサルデ イノプス属又はサルディネ ルラ属のもの)	一〇%
〇三〇三・五四	一 サルディノプス属の もの 二 その他のもの	一〇% 五%
〇三〇三・五五	さば(スコムベル・スコム ブルス、スコムベル・アウ ストララシクス及びスコム ベル・ヤポニクス)	一〇%
〇三〇三・五六	あじ(トラクルス属のもの)	一〇%
〇三〇三・五七	すぎ(ラキユケントロン・ カナドウム)	五%
〇三〇三・五八	めかじき(クスイフィアス ・グラディウス)	五%

〇三〇三・六七

すけそうだら（テラグラ・

の

二 ウロフュキス属のも

の

一 メルルシウス属のも

はウロフュキス属のもの

ヘイク（メルルシウス属又

キウス・ヴィレンス）

コールフィッシュ（ポルラ

ス・アイグレフイヌス）

ハドック（メラノグララム

）

ドウス・マクロケファルス

コツド（ガドウス・モルア

、ガドウス・オガク及びガ

での食用の魚のくず肉を除く

号から第〇三〇三・九九号ま

科のもの（第〇三〇三・九一

、ちこだら科又はうなぎだら

りひれだら科、メルルーサ科

、たら科、そこだら科、かわ

さいうお科、あしながだら科

二 その他のもの

テルス属のもの

びむろあじ（デカプ

ラビス・サイラ）及

の）、さんま（コロ

五%

一〇%

五%

五%

一〇%

五%

一〇%

〇三〇三・六七

すけそうだら（テラグラ・

の

二 ウロフュキス属のも

の

一 メルルシウス属のも

はウロフュキス属のもの

ヘイク（メルルシウス属又

キウス・ヴィレンス）

コールフィッシュ（ポルラ

ス・アイグレフイヌス）

ハドック（メラノグララム

）

ドウス・マクロケファルス

コツド（ガドウス・モルア

、ガドウス・オガク及びガ

科のもの（肝臓、卵及びしら

こを除く。）

を除く。）

、ちこだら科又はうなぎだら

りひれだら科、メルルーサ科

、たら科、そこだら科、かわ

さいうお科、あしながだら科

五%

一〇%

五%

五%

一〇%

〇三〇三・六八	カルコグランマ	一〇%
〇三〇三・六九	ブルーホワイティング(ミクロメシステイウス・ポウタソウ及びミクロメシステイウス・アウストラリス)	五%
〇三〇三・八一	その他のもの	一〇%
〇三〇三・八二	一 たら(ガドウス属又はテラグラ属のもの)	五%
〇三〇三・八三	二 その他のもの	五%
〇三〇三・八四	その他の魚(第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。)	五%
〇三〇三・八九	さめ	五%
	えい(がんぎえい科のもの)	五%
	めろ(デイソステイクス属のもの)	五%
	シーバス(デイケントラルクス属のもの)	五%
	その他のもの	五%
	一 にしん(クルペア属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、及びうるめいわし(エトルメ	

〇三〇三・六八	カルコグランマ	一〇%
〇三〇三・六九	ブルーホワイティング(ミクロメシステイウス・ポウタソウ及びミクロメシステイウス・アウストラリス)	五%
〇三〇三・八一	その他のもの	一〇%
〇三〇三・八二	一 たら(ガドウス属又はテラグラ属のもの)	五%
〇三〇三・八三	二 その他のもの	五%
〇三〇三・八四	その他の魚(肝臓、卵及びしらを除く。)	五%
〇三〇三・八九	さめ	五%
	えい(がんぎえい科のもの)	五%
	めろ(デイソステイクス属のもの)	五%
	シーバス(デイケントラルクス属のもの)	五%
	その他のもの	五%
	一 にしん(クルペア属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属又	

〇三〇三・九一	魚の肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉	三	三・五%
〇三〇三・九二	肝臓、卵及びしらこ	三	五%
〇三〇三・九三	にしん(クルペア属のもの)の卵	一	六%
〇三〇三・九四	たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)の卵	二	一〇%
〇三〇三・九五	その他(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)の卵	三	一〇%
〇三〇三・九六	その他(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)の卵	三	一〇%
〇三〇三・九七	その他(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)の卵	三	一〇%
〇三〇三・九八	その他(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)の卵	三	一〇%
〇三〇三・九九	その他(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)の卵	三	一〇%
〇三〇三・一〇〇	その他(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)の卵	三	一〇%

〇三〇三・九〇	はエングラウリス属のもの、あじ(デカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)	二	一〇%
〇三〇三・九一	その他(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)の卵	三	五%
〇三〇三・九二	その他(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)の卵	三	一〇%
〇三〇三・九三	その他(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)の卵	三	一〇%
〇三〇三・九四	その他(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)の卵	三	一〇%
〇三〇三・九五	その他(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)の卵	三	一〇%
〇三〇三・九六	その他(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)の卵	三	一〇%
〇三〇三・九七	その他(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)の卵	三	一〇%
〇三〇三・九八	その他(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)の卵	三	一〇%
〇三〇三・九九	その他(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)の卵	三	一〇%
〇三〇三・一〇〇	その他(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)の卵	三	一〇%

〇三・〇四

ルシウス属のもの
(、ぶり(セリオ
ーラ属のもの)、
さば(スコムベル
属のもの)、いわ
し(エトルメウス
属、サルディノプ
ス属又はエングラ
ウリス属のもの)
、あじ(トラクル
ス属又はデカプテ
ルス属のもの)及
びさんま(コロラ
ビス属のもの)
その他のもの

一〇%
五%

魚のフィレその他の魚肉(生鮮
のもの及び冷蔵し又は冷凍した
ものに限るものとし、細かく切
り刻んであるかないかを問わな
い。)
魚のフィレ(テイラピア(オ
レオクロミス属のもの)、な
まず(パンガシウス属、シル
ルス属、クラリアス属又はイ
クタルルス属のもの)、こい
(クテノファリユンゴドン・
イデルルス、ミユロファアリユ

〇三・〇四

同上

魚のフィレ(テイラピア(オ
レオクロミス属のもの)、な
まず(パンガシウス属、シル
ルス属、クラリアス属又はイ
クタルルス属のもの)、こい
(キユプリヌス・カルピオ、
カラシウス・カラシウス、ク

○三〇四・四八	○三〇四・四七	○三〇四・四六	○三〇四・四五	○三〇四・四一	○三〇四・三九	○三〇四・三一
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

ンゴドン・ピケウス、カトラ
 ・カトラ、オステオキルス・
 ハセルテイ、レプトバルブス
 ・ホイヴェニ及びキュプリヌ
 ス属、カラシウス属、ヒュポ
 フタルミクテウス属、キルリ
 ヌス属、ラベオ属又はメガロ
 ブラマ属のもの）、うなぎ（
 アングイルラ属のもの）、ナ
 イルパーチ（ラテス・ニロテ
 イクス）又はらいぎよ（カン
 ナ属のもの）のもの）（生鮮
 のもの及び冷蔵したものに限
 る。）

（省 略）
 （省 略）

五% | 五% | 五% |

○三〇四・四六	○三〇四・四五	○三〇四・四一	○三〇四・三九	○三〇四・三一
---------	---------	---------	---------	---------

テノファリユンゴドン・イデ
 ルルス、ミュロファリユンゴ
 ドン・ピケウス及びヒュポフ
 タルミクテウス属又はキルリ
 ヌス属のもの）、うなぎ（ア
 ングイルラ属のもの）、ナイ
 ルパーチ（ラテス・ニロテイ
 クス）又はらいぎよ（カンナ
 属のもの）のもの）（生鮮の
 もの及び冷蔵したものに限る
 。）

同 上
 同 上
 同 上

同 上
 同 上
 同 上

五% |

〇三〇四・四九

(省略)

その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)

〇三〇四・五一

テイラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パングシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(クテノフアリユンゴドン・イデルルス、ミュロフアリエンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルテイ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテユス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロテイクス)及びらいぎよ(カナ属のもの)

(省略)

〇三〇四・五二
〇三〇四・五四
〇三〇四・五五

めろ(デイソステイクス属のもの)

(省略)

〇三〇四・四九

同上

〇三〇四・五一

テイラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パングシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノフアリユンゴドン・イデルルス、ミュロフアリエンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテユス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロテイクス)及びらいぎよ(カナ属のもの)

(省略)

〇三〇四・五二
〇三〇四・五四
〇三〇四・五五

めろ(デイソステイクス属のもの)

同上

同上

五%

同上

五%

○三〇四・五七	○三〇四・六一	○三〇四・六九	○三〇四・五九	○三〇四・五七	○三〇四・五七	○三〇四・五七	○三〇四・五七	○三〇四・五七	○三〇四・五七	○三〇四・五七	○三〇四・五七	○三〇四・五七	○三〇四・五七	○三〇四・五七	○三〇四・五七	○三〇四・五七	○三〇四・五七	○三〇四・五七	○三〇四・五七	○三〇四・五七	○三〇四・五七	○三〇四・五七
○三〇四・六一	○三〇四・六一	○三〇四・六一	○三〇四・六一	○三〇四・六一	○三〇四・六一	○三〇四・六一	○三〇四・六一	○三〇四・六一	○三〇四・六一	○三〇四・六一	○三〇四・六一	○三〇四・六一	○三〇四・六一	○三〇四・六一	○三〇四・六一	○三〇四・六一	○三〇四・六一	○三〇四・六一	○三〇四・六一	○三〇四・六一	○三〇四・六一	○三〇四・六一
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

○三〇四・七一 ～	(省 略)	その他の魚のフィレ（冷凍したものに限定する。）	(省 略)	○三〇四・七一 ～	同上	同上	同上
○三〇四・七九	(省 略)	その他の魚のフィレ（冷凍したものに限定する。）	(省 略)	○三〇四・七九	同上	同上	同上
○三〇四・八一 ～	(省 略)	さめ及びえい（がんぎえい科のもの）	(省 略)	○三〇四・八一 ～	同上	同上	同上
○三〇四・八七	(省 略)	さめ及びえい（がんぎえい科のもの）	五%	○三〇四・八七	同上	同上	同上
○三〇四・八八	(省 略)	その他のもの（冷凍したものに限定する。）	(省 略)	○三〇四・八八	同上	同上	同上
○三〇四・八九	(省 略)	その他のもの（冷凍したものに限定する。）	(省 略)	○三〇四・八九	同上	同上	同上
○三〇四・九一	(省 略)	テイラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パングシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロフアリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルテイ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテ	(省 略)	○三〇四・九一	同上	同上	同上
○三〇四・九二	(省 略)	テイラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パングシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロフアリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルテイ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテ	(省 略)	○三〇四・九二	同上	同上	同上
○三〇四・九三	(省 略)	テイラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パングシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロフアリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルテイ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテ	(省 略)	○三〇四・九三	同上	同上	同上

〇三〇五・三一

テイラピア（オレオクロミ
ス属のもの）、なまず（パ
ンガシウス属、シルルス属
、クラリアス属又はイクタ
ルルス属のもの）、こい（
クテノフアリユンゴドン・
イデルルス、ミクロフアリ
ユンゴドン・ピケウス、カ
トラ・カトラ、オステオキ
ルス・ハセルテイ、レプト
バルブス・ホイヴェニ及び
キュプリヌス属、カラシウ
ス属、ヒュポフタルミクテ
ユス属、キルリヌス属、ラ
ベオ属又はメガロブラマ属
のもの）、うなぎ（アング
イルラ属のもの）、ナイル
パーチ（ラテス・ニロテイ
クス）及びらいぎよ（カン
ナ属のもの）

〇三〇五・三二

（省 略）

（省 略）

〇三〇五・三二

同 上

同 上

同 上

同 上

くん製した魚（フィレを含み
、食用の魚のくず肉を除く。
）

）

〇三〇五・四一

（省 略）

（省 略）

〇三〇五・四一

同 上

同 上

同 上

同 上

〇三〇五・四三

〇三〇五・四三

同 上

同 上

同 上

同 上

〇三〇五・三一

テイラピア（オレオクロミ
ス属のもの）、なまず（パ
ンガシウス属、シルルス属
、クラリアス属又はイクタ
ルルス属のもの）、こい（
キュプリヌス・カルピオ、
カラシウス・カラシウス、
クテノフアリユンゴドン・
イデルルス、ミクロフアリ
ユンゴドン・ピケウス及び
ヒュポフタルミクテユス属
又はキルリヌス属のもの）
、うなぎ（アングイルラ属
のもの）、ナイルパーチ（
ラテス・ニロテイクス）及
びらいぎよ（カンナ属のも
の）

一五%

一五%

一五%

〇三〇五・四四

テイラピア（オレオクロミ
ス属のもの）、なまず（パ
ンガシウス属、シルルス属
、クラリアス属又はイクタ
ルルス属のもの）、こい（
クテノフアリユンゴドン・
イデルルス、ミクロフアリ
ユンゴドン・ピケウス、カ
トラ・カトラ、オステオキ
ルス・ハセルテイ、レプト
バルブス・ホイヴェニ及び
キュプリヌス属、カラシウ
ス属、ヒュポフタルミクテ
ユス属、キルリヌス属、ラ
ベオ属又はメガロブラマ属
のもの）、うなぎ（アング
イルラ属のもの）、ナイル
パーチ（ラテス・ニロテイ
クス）及びらいぎよ（カン
ナ属のもの）

〇三〇五・四九

乾燥した魚（食用の魚のくず
肉を除き、塩蔵してあるかな
いかを問わないものとし、く
ん製したものを除く。）

（省 略）

〇三〇五・五一

テイラピア（オレオクロミ
ス属のもの）、なまず（パ

（省 略）

〇三〇五・四四

テイラピア（オレオクロミ
ス属のもの）、なまず（パ
ンガシウス属、シルルス属
、クラリアス属又はイクタ
ルルス属のもの）、こい（
キュプリヌス・カルピオ、
カラシウス・カラシウス、
クテノフアリユンゴドン・
イデルルス、ミクロフアリ
ユンゴドン・ピケウス及び
ヒュポフタルミクテユス属
又はキルリヌス属のもの）
、うなぎ（アングイルラ属
のもの）、ナイルパーチ（
ラテス・ニロテイクス）及
びらいぎよ（カンナ属のも
の）

〇三〇五・四九

同上

〇三〇五・五一

同上

一五%

同上

同上

〇三〇五・五三

〇三〇五・五四

ンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロフアリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルテイ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテユス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロテイクス)及びらいぎよ(カナ属のもの)

さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルル一サ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの(コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)を除く。)

一五%

一五%

グス及びクルペア・パラス
イイ)、かたくちいわし
エングラウリス属のもの)
、いわし(スプラトウス・
スプラトウス、サルディナ
・ピルカルドウス及びサル
ディノプス属又はサルディ
ネルラ属のもの)、さば(
スコムベル・スコムブルス
、スコムベル・アウストラ
ラシクス及びスコムベル・
ヤポニクス)、ぐるくま(
ラストレルリゲル属のもの
)、さわら(スコムベロモ
ルス属のもの)、まあじ(
トラクルス属のもの)、ぎ
んがめあじ(カランクス属
のもの)、すぎ(ラキユケ
ントロン・カナドウム)、
まながつお(パムプス属の
もの)、さんま(コロラビ
ス・サイラ)、むろあじ(
デカプテルス属のもの)、
からふとししやも(マルロ
トウス・ヴィルロス)、
めかじき(クスイフィアス
・グラデイウス)、すま(
エウテイヌス・アフィニス

〇三〇五・五九

(一)、はがつお(サルダ属のもの)及びかじき(まかじき科のもの)
その他のもの

一 (省 略)

二 | その他のもの

(一) | にしん(クルペア

属のもの)、ぶり

(セリオーラ属の

もの)、さば(ス

コムベル属のもの

)及びうるめいわ

し(エトルメウス

属のもの)

(二) | | その他のもの

塩蔵した魚(乾燥し又はくん

製したものを除く。)及び塩

水漬けた魚(食用の魚のく

ず肉を除く。)

(省 略)

(省 略)

〇三〇五・六一
〇三〇五・六三
〇三〇五・六四

テイラピア(オレオクロミ

ス属のもの)、なまず(パ

ンガシウス属、シルルス属

、クラリアス属又はイクタ

ルルス属のもの)、こい(

クテノファリユンゴドン・

一五%

(省 略)

一〇・五%
一五%

〇三〇五・五九

同 上

一 同 上

二 | その他のもの

同 上

同 上

〇三〇五・六一
〇三〇五・六三
〇三〇五・六四

テイラピア(オレオクロミ

ス属のもの)、なまず(パ

ンガシウス属、シルルス属

、クラリアス属又はイクタ

ルルス属のもの)、こい(

キュプリヌス・カルピオ、

同 上

一五%

同 上

〇三〇五・七九

B| その他のもの
その他のもの

一| 内臓

二| その他のもの

(一)| くん製したものの

(二)| 乾燥したものの

A| さけ科のもの

B| その他のもの

(三)| 塩蔵したもの及び

塩水漬けたもの

A| さけ科のもの

B| その他のもの

一五%
無税
一五%
一五%
一二%
一五%

〇三・〇六

甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）
、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）
、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。）
並びに甲殻類の粉、ミール及び

〇三〇五・七九

(二)| その他のもの
その他のもの

一| くん製したものの

二| 乾燥したものの

(一)| さけ科のもの

(二)| その他のもの

三| 塩蔵したもの及び塩

水漬けたもの

(一)| さけ科のもの

(二)| その他のもの

一五%
一五%
一二%
一五%
一二%
一五%

〇三・〇六

甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）
、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）
、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。）
並びに甲殻類の粉、ミール及び

○三〇六・一一	ペレット（食用に適するものに限る。） 冷凍したもの いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）	四%	○三〇六・一一	ペレット（食用に適するものに限る。） 冷凍したもの いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）	四・八% 四%
○三〇六・一二	ロブスター（ホマルス属のもの）	四%	○三〇六・一二	ロブスター（ホマルス属のもの）	四・八% 四%
○三〇六・一四	かに	六%	○三〇六・一四	かに	九・六% 六%
○三〇六・一五	ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）	四%	○三〇六・一五	ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）	四・八% 四%
○三〇六・一六	コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン（克蘭ゴン・克蘭ゴン及びパンダルス属のもの）	四%	○三〇六・一六	コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン（克蘭ゴン・克蘭ゴン及びパンダルス属のもの）	四・八% 四%
				一 くん製したもの 二 その他のもの	四・八% 四%

○三〇六・一七	その他のシュリンプ及びブリオン	四%	○三〇六・一九	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。） 一 えび 二 その他のもの	四%	○三〇六・二一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの） ロブスター（ホマルス属のもの） かに ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス） 一 コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォーター	四%	○三〇六・三三 ○三〇六・三四	○三〇六・三五
○三〇六・一七	その他のシュリンプ及びブリオン	四%	○三〇六・一九	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。） 一 えび 二 その他のもの	四%	○三〇六・二一	生きていないもの 冷凍してないもの いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの） 一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの 二 くん製したもの 三 その他のもの ロブスター（ホマルス属のもの） 一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	四・八% 四・八% 四・八% 一〇% 九・六% 四% 四・八%	○三〇六・二二	○三〇六・二二

〇三〇六・三六	その他のシュリンプ及びブ ローン	四	〇三〇六・三九	その他のもの（甲殻類の粉 、ミール及びペレット（食 用に適するものに限る。） を含む。）	四
〇三〇六・九一	その他のもの いせえびその他のいせえび 科のえび（パリヌルス属、 パヌリルス属又はヤスス属 のもの）	四・八	〇三〇六・九二	ロブスター（ホマルス属の もの）	四・八
〇三〇六・九三	一 くん製したもの 二 その他のもの	四・八 六	〇三〇六・九四	一 くん製したもの 二 その他のもの	九・六 一五
〇三〇六・二四	かに 一 生きているもの、生 鮮のもの及び冷蔵し たもの 二 くん製したもの 三 その他のもの	四 六 四・八 四	〇三〇六・二五	一 生きているもの、生 鮮のもの及び冷蔵し たもの 二 くん製したもの 三 その他のもの	九・六 一五 六
〇三〇六・二七	その他のシュリンプ及びブ ローン	六	〇三〇六・二六	一 生きているもの、生 鮮のもの及び冷蔵し たもの 二 くん製したもの 三 その他のもの	四・八 四 六

〇三〇六・九五

- 一| くん製したもの
- 二| その他のもの

シュリンプ及びプローン
一| くん製したもの

四・八%
六%

〇三〇六・九九

その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）

- 一| くん製したもの
- (一)| えび
- (二)| その他のもの
- 二| その他のもの
- (一)| えび
- (二)| その他のもの

四・八%
九・六%
一五%
六%

〇三・〇七

軟体動物（生きているもの、鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）
、くん製した軟体動物（殻を

〇三〇六・二九

ローン

- 一| 生きているもの、鮮のもの及び冷蔵したもの
- 二| くん製したもの
- 三| その他のもの

四・八%
四%
六%

その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）

- 一| 生きているもの、鮮のもの及び冷蔵したもの
- (一)| えび
- (二)| その他のもの
- 二| くん製したもの
- (一)| えび
- (二)| その他のもの
- 三| その他のもの
- (一)| えび
- (二)| その他のもの

一〇%
四%
四・八%
九・六%
一五%
六%

〇三・〇七

軟体動物（生きているもの、鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）
、くん製した軟体動物（殻を

〇三〇七・一一	除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)	かき	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇%
〇三〇七・一二			冷凍したもの	一〇%
〇三〇七・一九	かき	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	その他のもの	一〇%
〇三〇七・二一			生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇%
〇三〇七・二二	かき	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	冷凍したもの	一〇%
〇三〇七・二九			その他のもの	一〇%
	かき	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	くん製したもの	九・六%
			その他のもの	一五%
	かき	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	い貝(ミュテイルス属又はペルナ属のもの)	一五%
			その他のもの	九・六%

〇三〇七・一一	除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)	かき	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇%
〇三〇七・一二			冷凍したもの	一〇%
〇三〇七・一九	かき	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	その他のもの	一〇%
〇三〇七・二一			生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇%
〇三〇七・二二	かき	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	冷凍したもの	一〇%
〇三〇七・二九			その他のもの	一〇%
	かき	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	くん製したもの	九・六%
			その他のもの	一五%
	かき	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	い貝(ミュテイルス属又はペルナ属のもの)	一五%
			その他のもの	九・六%

〇三〇七・六〇

かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）

- 一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの
- 二 くん製したもの
- 三 その他のもの

一〇%
九・六%
一五%

〇三〇七・七一

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

- 一 貝柱
 - 二 はまぐり
 - 三 その他のもの
- 冷凍したもの
- 一 貝柱
 - 二 はまぐり
 - 三 その他のもの

一〇%
五%
一〇%
一〇%
五%
一〇%

〇三〇七・七九

その他のもの

一〇%

〇三〇七・六〇

かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）

- 一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの
- 二 くん製したもの
- 三 その他のもの

一〇%
九・六%
一五%

〇三〇七・七一

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

- 一 貝柱
 - 二 はまぐり
 - 三 その他のもの
- 冷凍したもの
- 一 貝柱
 - 二 はまぐり
 - 三 その他のもの

一〇%
五%
一〇%

〇三〇七・七九

- 一 冷凍したもの

一〇%

○三〇七・八七	○三〇七・八四	○三〇七・八三	○三〇七・八二	○三〇七・八一	一 くん製したもの 二 その他のもの (一) 貝柱 (二) はまぐり(塩蔵し 又は塩水漬けた ものに限る。) (三) その他のもの あわび(ハリオテイス属のもの)及びそでぼら(ストロム ブス属のもの) あわび(ハリオテイス属のもの)(生きているもの、 生鮮のもの及び冷蔵したも のに限る。) そでぼら(ストロムブス属 のもの)(生きているもの 、生鮮のもの及び冷蔵した ものに限る。) あわび(ハリオテイス属の もの)(冷凍したものに限 る。) そでぼら(ストロムブス属 のもの)(冷凍したものに 限る。) その他のあわび(ハリオテ	九・六% 一五% 七・五% 一五% 一〇% 七% 一〇% 七%
---------	---------	---------	---------	---------	---	--

○三〇七・八九	○三〇七・八一	(一) 貝柱 (二) はまぐり (三) その他のもの 二 くん製したもの 三 その他のもの (一) 貝柱 (二) はまぐり(塩蔵し 又は塩水漬けた ものに限る。) (三) その他のもの あわび(ハリオテイス属のもの) (一) 貝柱 (二) はまぐり (三) その他のもの 生きているもの、生鮮のも の及び冷蔵したもの その他のもの	一〇% 一〇% 五% 一〇% 九・六% 一五% 七・五% 一五% 一〇%
---------	---------	--	--

○三〇七・八八	イス属のもの 一 くん製したもの 二 その他のもの	九・六% 一五%
○三〇七・九一	その他ののでぼら（ストロムブス属のもの） 一 くん製したもの 二 その他のもの	九・六% 一〇・五%
○三〇七・九二	その他のもの（軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。） 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの 冷凍したもの その他のもの	一〇% 一〇% 一〇%
○三〇七・九九	水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。） 、くん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をし	九・六% 一五%
○三・〇八		

○三〇七・九一	一 冷凍したもの 二 くん製したもの 三 その他のもの	一〇% 九・六% 一五%
○三〇七・九九	その他のもの 一 冷凍したもの 二 くん製したもの 三 その他のもの	一〇% 九・六% 一五%
○三・〇八	同上	

注 1 3 3 (省 略) 4 この類には、次の物品を含まない。 (a) (省 略)	第四類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	〇三〇八・二一 〇三〇八・二二 〇三〇八・二九 〇三〇八・三〇 〇三〇八・九〇	(省 略) 冷凍したもの (省 略) (省 略) (省 略) (省 略)	〇三〇八・一一 〇三〇八・一二 〇三〇八・一九	冷凍したもの その他のもの 一・二 (省 略)	(省 略) 一〇% (省 略) (省 略) (省 略)	てあるかないかを問わない。 (並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット(甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。) なまこ(ステイコプス・ヤポニクス及びなまこ綱のもの) (省 略)

注 1 3 3 同上 4 同上 (a) 同上	第四類	同上	〇三〇八・二一 〇三〇八・二九 〇三〇八・三〇 〇三〇八・九〇	同上 同上 同上 同上	〇三〇八・一一 〇三〇八・一九	同上 その他のもの 一・二 同上	同上 同上	同上 同上

<p>(b) 一以上のミルクの天然の組成分(例えば、酪酸グリセリド)を他の物質(例えば、オレイン酸グリセリド)で置き換えることによつてミルクから得た物品(第一九・〇一項及び第二一・〇六項参照)</p> <p>(c) (省略)</p> <p>号注 (省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>第五類 動物性生産品(他の類に該当するものを除く。)</p> <p>注</p> <p>1 3 (省略)</p> <p>4 この表において「馬毛」とは、馬類の動物又は牛のたてがみ及び尾毛をいう。第〇五・一一項には、馬毛及びそのくず(支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。)を含む。</p>	<p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>かんきつ類の果実(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)</p> <p>(省略)</p> <p>マンダリン、タンジェリン及びびうんしゆうみかん並びにクレメンタイン、ウイルキング</p> <p>その他これらに類するかんきつ類の交雑種</p> <p>マンダリン、タンジェリン</p>	<p>(省略)</p> <p>〇八・〇五</p> <p>〇八〇五・一〇</p> <p>〇八〇五・二二</p>
---	--	---	--

<p>(b) 同上</p> <p>号注 同上</p>	<p>第五類 同上</p> <p>注</p> <p>1 3 同上</p> <p>4 この表において「馬毛」とは、馬類の動物又は牛のたてがみ及び尾毛をいう。</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>マンダリン、タンジェリン及びびうんしゆうみかん並びにクレメンタイン、ウイルキング</p> <p>その他これらに類するかんきつ類の交雑種</p>	<p>同上</p> <p>〇八・〇五</p> <p>〇八〇五・一〇</p> <p>〇八〇五・二〇</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
----------------------------	---	--	--

<p>(省 略)</p> <p>〇八〇五・二二 〇八〇五・二九 〇八〇五・四〇 〇八〇五・九〇</p>	<p>(省 略)</p> <p>及びうんしゅうみかん クレメンタイン その他のもの</p>	<p>(省 略)</p> <p>二〇% 二〇% 二〇%</p>
<p>(省 略)</p> <p>一二・一一</p>	<p>(省 略)</p> <p>主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切り、碎き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。） おたねにんじん 一 生鮮のもの及び乾燥したもの 二 その他のもの ココア葉 けしがら 麻黄 その他のもの 一 ヤボランジ葉、パチュ</p>	<p>(省 略)</p> <p>無税 三% 無税 三% 五%</p>

<p>同上</p> <p>〇八〇五・四〇 〇八〇五・九〇</p>	<p>同上</p> <p>同上</p>	<p>同上</p> <p>同上</p>
<p>同上</p> <p>一二・一一</p>	<p>同上</p> <p>主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、碎き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。） おたねにんじん ココア葉 けしがら その他のもの 一 ヤボランジ葉、パチュ</p>	<p>同上</p> <p>無税 五%</p>

にこの類の備考1の	四	その他のもの	無税
	三	大麻草	
	(二)	その他のもの	
	(一)	除虫菊	
	二	除虫菊	無税
	(一)	生鮮のもの及び乾燥したもの	
	(二)	その他のもの	
	(一)	生鮮のもの及び乾燥したもの	
	三	大麻草	無税
	(二)	その他のもの	
	(一)	生鮮のもの及び乾燥したもの	
	(一)	生鮮のもの及び乾燥したもの	
	四	その他のもの	無税
	(一)	生鮮のもの及び乾燥したもの	
	(二)	その他のもの	
	(一)	生鮮のもの及び乾燥したもの	

	一〇%	一四%
	三%	

にこの類の備考1の	四	その他のもの	無税
	三	大麻草	
	(二)	除虫菊	
	(一)	草	
	二	除虫菊	無税
	(一)	生鮮のもの及び乾燥したもの	
	(二)	その他のもの	
	(一)	生鮮のもの及び乾燥したもの	
	三	大麻草	無税
	(二)	その他のもの	
	(一)	生鮮のもの及び乾燥したもの	
	(一)	生鮮のもの及び乾燥したもの	
	四	その他のもの	無税
	(一)	生鮮のもの及び乾燥したもの	
	(二)	その他のもの	
	(一)	生鮮のもの及び乾燥したもの	

	一四%	無税
	五%	

一三〇二・二〇 ～ 一三〇二・三九	(省略)	(省略)
(省略)	<p>第一六類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品</p> <p>注 (省略)</p> <p>号注 (省略)</p> <p>1 第一六〇二・一〇号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉又は血から成る乳幼児用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が二五〇グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の肉又はくず肉の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第一六・〇二項の他のいかなる号にも優先する。</p> <p>2 (省略)</p> <p>備考 1 第一六〇五・六九号の細分において「うに」又は「くらげ」とは、それぞれ、この類の号注2の規定により第一六〇五・六二号に属するうに以外のもの又は第一六〇五・六三号に属するくらげ以外のものをいう。</p>	(省略)

一三〇二・二〇 ～ 一三〇二・三九	同上	同上
同上	<p>第一六類 同上</p> <p>注 同上</p> <p>号注 同上</p> <p>1 第一六〇二・一〇号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉又は血から成る育児食用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が二五〇グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の肉又はくず肉の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第一六・〇二項の他のいかなる号にも優先する。</p> <p>2 同上</p> <p>備考 1 第一六〇五・五九号又は第一六〇五・六九号の細分において「いか」、「うに」又は「くらげ」とは、それぞれ、号注2の規定により第一六〇五・五四号に属するいか以外のもの、第一六〇五・六二号に属するうに以外のもの又は第一六〇五・六三号に属するくらげ以外のものをいう。</p>	同上

一六〇五・二九	<p>単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの</p> <p>二 (省 略)</p> <p>その他のもの</p> <p>一 単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの</p>	四・八% (省 略)
一六〇五・三〇	<p>ロブスター</p> <p>一 単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの</p> <p>二 (省 略)</p>	四・八% (省 略)
一六〇五・四〇	<p>その他の甲殻類</p> <p>一 えび</p> <p>(一) 単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの</p> <p>二 (省 略)</p>	四・八% (省 略)
一六〇五・二九	<p>で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの</p> <p>二 同上</p> <p>同上</p> <p>一 単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの</p>	四・八% 同上
一六〇五・三〇	<p>同上</p> <p>二 同上</p> <p>同上</p> <p>一 単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの</p>	四・八% 同上
一六〇五・四〇	<p>同上</p> <p>二 同上</p> <p>同上</p> <p>(一) 単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの</p>	四・八% 同上

一六〇五・五七	一六〇五・五六	一六〇五・五五	一六〇五・五四	一六〇五・五三	一六〇五・五二	一六〇五・五一			
二 あわび	一 くん製したもの 二 その他のもの	クラム、コックル及びアー クシエル	二 くん製したもの 一 その他のもの	一 くん製したもの 二 その他のもの	い貝 二 その他のもの	一 くん製したもの 二 その他のもの	二 スカヤロップ（いたや貝を 含む。）	一 くん製したもの 二 その他のもの	かき
九・六%	六・七% 九・六%		六・七% 一五%	九・六% 六・七%	九・六% 六・七%	九・六% 六・七%			軟体動物
									し、塩水漬けし若し くは乾燥したもの （二）（省 略） 二（省 略）
									四・八% （省 略） （省 略）
一六〇五・五七	一六〇五・五六	一六〇五・五五	一六〇五・五四	一六〇五・五三	一六〇五・五二	一六〇五・五一			
二 あわび	クラム、コックル及びアー クシエル	たこ	いか	い貝	スカヤロップ（いたや貝を 含む。）	かき	同上	同上	
九・六%	九・六%	九・六%	一五%	九・六%	九・六%	九・六%	同上	同上	くは乾燥したもの
									四・八%

一六〇五・五八	一六〇五・五九	一六〇五・六一	一六〇五・六二	一六〇五・六三	一六〇五・六九
---------	---------	---------	---------	---------	---------

一六〇五・五八	一六〇五・五九	一六〇五・六一	一六〇五・六二	一六〇五・六三	一六〇五・六九
かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）	その他のもの	（一） （二）	（一） （二）	（一） （二）	（一） （二）
一 くん製したもの	一 帆立貝（いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミユス属又はプラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。）	（一） （二）	（一） （二）	（一） （二）	（一） （二）
六・七%	九・六%	六・七%	九・六%	六・七%	六・七%

一六〇五・五八	一六〇五・五九	一六〇五・六一	一六〇五・六二	一六〇五・六三	一六〇五・六九
---------	---------	---------	---------	---------	---------

一六〇五・五八	一六〇五・五九	一六〇五・六一	一六〇五・六二	一六〇五・六三	一六〇五・六九
かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）	その他のもの	同上	うに	くらげ	その他のもの
一 いか	二 その他のもの	なまこ	一	一	一
九・六%	一・五%	一・二%	一・二%	一・五%	六・七%

<p>(省 略)</p>	<p>二 其 他 の 物 品 (一) う に (二) く ら げ (三) 其 他 の 物 品 </p>	<p>九 一 一 ・ 五 二 六 % % %</p>
<p>一九〇一 一九〇一・一〇 一九〇一・二〇</p>	<p>麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） 。及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） 乳幼児用の調製品（小売用にしたものに限る。） 一・二 (省 略) 第一九・〇五項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地</p>	<p>(省 略)</p>
<p>同 上</p>	<p>一 う に 二 く ら げ 三 其 他 の 物 品 </p>	<p>九 一 一 ・ 五 二 六 % % %</p>
<p>一九〇一 一九〇一・一〇 一九〇一・二〇</p>	<p>育児食用の調製品（小売用にしたものに限る。） 一・二 同 上 同 上 一 穀粉、ミール又はでん</p>	<p>同 上</p>

粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）
、米菓生地（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）及び第○四・○一項から第○四・○四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限る。）

(一) (省 略)

(二) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しく

(省 略)

粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）
、米菓生地（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）及び第○四・○一項から第○四・○四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限る。）

(一) 同 上

(二) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しく

同 上

一九〇一・九〇	
<p>はペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの（ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）</p> <p>A D (省略)</p> <p>(三) 米菓生地（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）</p>	<p>(省略)</p> <p>一キログラムにつき四四二円</p>
<p>二 その他のもの</p> <p>一 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超</p>	<p>(省略)</p>

一九〇一・九〇	
<p>はペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの（ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）</p> <p>A D 同上</p> <p>(三) 米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）</p>	<p>同上</p> <p>一キログラムにつき四四二円</p>
<p>同上</p> <p>一 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超</p>	<p>同上</p>

えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）
、第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及び餅、だんごその他これらに類する米産品（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）

(一) (省 略)

(二) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八

(省 略)

えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）
、第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及びもち、だんごその他これらに類する米産品（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）

(一) 同 上

(二) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八

同 上

<p>注 (省 略)</p> <p>号注 1 第二〇〇五・一〇号において「均質調製野菜」とは、微細に均質化した野菜から成る乳幼児用又は食餌療法の調製品（小売用のもので正味重量が二五〇グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の野菜の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第二</p>	(省 略)		
	(省 略)	二 (省 略)	(省 略)
	(省 略)	<p>(三) 餅、だんごその他これらに類する米産品 (乳幼児用又は食餌療法のものを除く。)</p> <p>A D (省 略)</p>	<p>五%を超えるもの（ ケーキミックス及び 乳幼児用又は食餌療 法のものを除く。 ）</p> <p>(省 略)</p>

<p>注 同 上</p> <p>号注 1 第二〇〇五・一〇号において「均質調製野菜」とは、微細に均質化した野菜から成る育児食用又は食餌療法の調製品（小売用のもので正味重量が二五〇グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の野菜の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第二</p>	同 上		
	同 上	二 同 上	(省 略)
	同 上	<p>(三) もち、だんごその他これらに類する米産品（育児食用又は食餌療法のものを除く。)</p> <p>A D 同 上</p>	<p>五%を超えるもの（ ケーキミックス及び 育児食用又は食餌療 法のものを除く。 ）</p> <p>同 上</p>

<p>○・○五項の他のいかなる号にも優先する。</p> <p>2 第二〇〇七・一〇号において「均質調製果実」とは、微細に均質化した果実から成る乳幼児用又は食餌療法の調製品（小売用のもので正味重量が二五〇グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の果実の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第二〇・〇七項の他のいかなる号にも優先する。</p> <p>3 (省 略)</p>	<p>(省 略)</p>	<p>注 第二一類 各種の調製食料品</p> <p>1・2 (省 略)</p> <p>3 第二一・〇四項において「均質混合調製食料品」とは、二以上の基礎的な構成成分（例えば、肉、魚、野菜、果実及びナット）から成る混合物を微細に均質化したものから成る乳幼児用又は食餌療法の調製品（小売用のもので正味重量が二五〇グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該混合物に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の構成成分の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。</p>	<p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>二二・〇二</p> <p>水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香料料を加えたものに限る。）</p> <p>(省 略)</p>
---	--------------	---	---

<p>○・○五項の他のいかなる号にも優先する。</p> <p>2 第二〇〇七・一〇号において「均質調製果実」とは、微細に均質化した果実から成る育児用又は食餌療法の調製品（小売用のもので正味重量が二五〇グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の果実の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第二〇・〇七項の他のいかなる号にも優先する。</p> <p>3 同上</p>	<p>同上</p>	<p>注 第二一類 同上</p> <p>1・2 同上</p> <p>3 第二一・〇四項において「均質混合調製食料品」とは、二以上の基礎的な構成成分（例えば、肉、魚、野菜、果実及びナット）から成る混合物を微細に均質化したものから成る育児用又は食餌療法の調製品（小売用のもので正味重量が二五〇グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該混合物に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の構成成分の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>二二・〇二</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
---	-----------	---	--

二二〇二・一〇	その他のもの	(省 略)	二二〇二・一〇	同上	同上	同上
二二〇二・九一	ノンアルコールビール	(省 略)	二二〇二・九〇	同上	その他のもの	二二・四%
二二〇二・九九	一 砂糖を加えたもの	その他のもの	二二・四%	同上	一 砂糖を加えたもの	一六%
	二 その他のもの					
(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	同上	(省 略)	(省 略)
二二・〇四	ぶどう酒(強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限り)及びぶどう搾汁(第二〇・〇九項のものを除く。)	(省 略)	二二・〇四	同上	同上	同上
二二〇四・一〇	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの	(省 略)	二二〇四・一〇	同上	同上	同上
二二〇四・二一	(省 略)	(省 略)	二二〇四・二一	同上	同上	同上
二二〇四・二二	二リットルを超え一〇リットル以下の容器入りにした	(省 略)	二二〇四・二二	同上	同上	同上
	もの	(その率が	二二・三%			

(省略)	二二〇四・二九 二二〇四・三〇	(省略)	(省略)	一リットル につき一五 六円八〇銭 の従量税率 より高いと き又は一リ ットルにつ き九三円の 従量税率よ り低いとき は、それぞ れ当該従量 税率)
(省略)	二二一・〇六 二二〇六・〇〇	(省略)	(省略)	(省略)
(省略)	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）	一・二 (省略)	(省略)	(省略)

同上	二二一・〇六 二二〇六・〇〇	同上	同上	同上
同上	二二〇四・二九 二二〇四・三〇	同上	同上	同上
同上	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）	一・二 同上	同上	同上

<p>(省 略)</p> <p>二七・〇七</p>	<p>(省 略)</p> <p>第二七類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう</p> <p>注 (省 略)</p> <p>号注 (省 略)</p> <p>1 3 (省 略)</p> <p>4 第二七一〇・一二号において「軽質油及びその調製品」とは、ISO 三四〇五の方法 (ASTM D 八六の方法と同等の方法) による温度二一〇度における減失量加算留出容量が全容量の九〇%以上のものをいう。</p> <p>5 (省 略)</p> <p>備考 (省 略)</p>
<p>(省 略)</p> <p>高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの</p> <p>(省 略)</p> <p>その他の芳香族炭化水素混合物で、ISO 三四〇五の方法 (ASTM D 八六の方法と同等の方法) による温度</p>	<p>(省 略)</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>

<p>同上</p> <p>二七・〇七</p> <p>二七〇七・一〇 ~ 二七〇七・四〇 二七〇七・五〇</p>	<p>同上</p> <p>第二七類 同上</p> <p>注 同上</p> <p>号注 同上</p> <p>1 3 同上</p> <p>4 第二七一〇・一二号において「軽質油及びその調製品」とは、ASTM D 八六の方法による温度二一〇度における減失量加算留出容量が全容量の九〇%以上のものをいう。</p> <p>5 同上</p> <p>備考 同上</p>
<p>同上</p> <p>同上</p> <p>その他の芳香族炭化水素混合物で、ASTM D 八六の方法による温度二五〇度における減失量加算留出容量が全</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>

二八・一一	(省 略)	二五〇度における減失量加算 留出容量が全容量の六五%以 上のもの (省 略)	無税
二八・一一・一一	(省 略)	(省 略)	(省 略)
二八・一一・一二	(省 略)	(省 略)	(省 略)
二八・一一・一九	(省 略)	(省 略)	(省 略)
二八・一一	(省 略)	その他の無機酸及び無機非金属 酸化物 その他の無機酸 (省 略)	(省 略)
二八・一一・一一	(省 略)	シアン化水素(シアン化水 素酸) (省 略)	三・九%
二八・一一・一九	(省 略)	(省 略)	(省 略)
<p>注</p> <p>1～6 (省 略)</p> <p>7 第二八・五三項には、りん含有量が全重量の一五%を超 えるりん銅を含む。</p> <p>8 (省 略)</p> <p>号注</p> <p>(省 略)</p> <p>第二八類 無機化学品及び貴金属、希土類金属 、放射性元素又は同位元素の無機又 は有機の化合物</p>			

二八・一一	同上	容量の六五%以上のもの	無税
二八・一一・一一	同上	同上	同上
二八・一一・一九	同上	同上	同上
二八・一一	同上	同上	同上
二八・一一・一一	同上	同上	同上
二八・一一・一九	同上	同上	同上
<p>注</p> <p>1～6 同上</p> <p>7 第二八・四八項には、りん含有量が全重量の一五%を超 えるりん銅を含む。</p> <p>8 同上</p> <p>号注</p> <p>同上</p> <p>第二八類 同上</p>			

(省略)	(省略)	二八二一・二二 二八二一・二九 ～ 二八二一・二二	(省略)	(省略)	二八二一・二二 ～ 二八二一・二二	同上	同上	同上
(省略)	(省略)	二八・一二	非金属のハロゲン化合物及びハロゲン化合物	(省略)	二八・一二	同上	同上	同上
(省略)	(省略)	二八二二・一一	塩化物及び塩化酸化物	(省略)	二八二二・一〇	塩化物及び塩化酸化物	同上	三・九%
(省略)	(省略)	二八二二・一二	二塩化カルボニル(ホスゲン)	(省略)	三・九%	同上	同上	同上
(省略)	(省略)	二八二二・一三	オキシ塩化りん	(省略)	三・九%	同上	同上	同上
(省略)	(省略)	二八二二・一四	三塩化りん	(省略)	三・九%	同上	同上	同上
(省略)	(省略)	二八二二・一五	五塩化りん	(省略)	三・九%	同上	同上	同上
(省略)	(省略)	二八二二・一六	一塩化硫黄	(省略)	三・九%	同上	同上	同上
(省略)	(省略)	二八二二・一七	二塩化硫黄	(省略)	三・九%	同上	同上	同上
(省略)	(省略)	二八二二・一八	塩化チオニル	(省略)	三・九%	同上	同上	同上
(省略)	(省略)	二八二二・一九	その他のもの	(省略)	三・九%	同上	同上	同上
(省略)	(省略)	二八二二・九〇	その他のもの	(省略)	三・九%	同上	同上	同上
(省略)	(省略)	二八四八・〇〇	りん化物(化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。)	(省略)	三・九%	同上	同上	同上
(省略)	(省略)	二八四八・〇〇	同上	(省略)	三・九%	同上	同上	同上
(省略)	(省略)	二八四八・〇〇	同上	(省略)	三・九%	同上	同上	同上

<p>二八・五三</p> <p>二八五三・一〇 二八五三・九〇</p>	<p>りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）、その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマalgam（貴金属のアマルガムを除く。）、塩化シアン</p> <p>その他のもの</p>	<p>三・九% 三・九%</p>
<p>(省 略)</p> <p>二九・〇三</p> <p>二九〇三・一一 ～ 二九〇三・七九</p>	<p>(省 略)</p> <p>炭化水素のハロゲン化誘導体</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>マイレックス (ISO)</p> <p>芳香族炭化水素のハロゲン化</p>	<p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>四・六%</p> <p>(省 略)</p>

<p>二八・五三</p> <p>二八五三・〇〇</p>	<p>その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマalgam（貴金属のアマルガムを除く。）</p>	<p>三・九%</p>
<p>同上</p> <p>同上</p> <p>二九・〇三</p> <p>二九〇三・一一 ～ 二九〇三・七九</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

	二九〇三・九一	二九〇三・九二	二九〇三・九三	二九〇三・九四	二九〇三・九九	二九・〇四	二九〇四・一〇	二九〇四・二〇	二九〇四・三一	二九〇四・三二	二九〇四・三三	二九〇四・三四	二九〇四・三五
誘導体	(省 略)	(省 略)	ペンタクロロベンゼン (I SO)	ヘキサブロモビフェニル (省 略)	炭化水素のスルホン化誘導体、 ニトロ化誘導体及びニトロソ化 誘導体 (ハロゲン化してあるか ないかを問わない。)	(省 略)	(省 略)	ペルフルオロオクタンスル ホン酸及びその塩並びに。ペルフ ルオロオクタンスルホニル ルオリド	ペルフルオロオクタンスル ホン酸	ペルフルオロオクタンスル ホン酸アンモニウム	ペルフルオロオクタンスル ホン酸リチウム	ペルフルオロオクタンスル ホン酸カリウム	その他のペルフルオロオク タンスルホン酸塩
	(省 略)	(省 略)	四・六%	四・六%	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	四・六%	四・六%	四・六%	四・六%	四・六%
	二九〇三・九一	二九〇三・九二	二九〇三・九九	二九・〇四	二九〇四・一〇	二九〇四・二〇	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

二九〇四・三六	ペルフルオロオクタンスル ホニルフルオリド	四・六%	二九〇四・九〇	その他のもの	四・六%
二九〇四・九一	トリクロロニトロメタン (クロロピクリン)	四・六%	同上	同上	同上
二九〇四・九九	その他のもの	四・六%	同上	同上	同上
(省 略)	(省 略)	(省 略)	二九・一〇	三員環のエポキシド、エポキシ アルコール、エポキシフェノー ル及びエポキシエーテル並びに これらのハロゲン化誘導体、ス ルホン化誘導体、ニトロ化誘導 体及びニトロソ化誘導体	同上
二九・一〇	(省 略)	(省 略)	二九一〇・一〇	(省 略)	同上
二九一〇・四〇	エンドリン (ISO)	五・六%	二九一〇・四〇	同上	同上
二九一〇・五〇	(省 略)	(省 略)	二九一〇・九〇	同上	同上
二九一〇・九〇	(省 略)	(省 略)	同上	同上	同上
(省 略)	(省 略)	(省 略)	二九・一四	ケトン及びキノン(他の酸素官 能基を有するか有しないかを問 わない。)並びにこれらのハロ ゲン化誘導体、スルホン化誘導 体、ニトロ化誘導体及びニトロ	同上

二九二二・二二	二九二二・一九	二九二二・一四	二九二二・一三	二九二二・一二	二九二二・一一	二九二二・一〇	二九二〇・九〇	二九二〇・三〇	二九二〇・二九	二九二〇・二八	二九二〇・二七	二九二〇・二六	二九二〇・二五	二九二〇・二四	二九二〇・二三	二九二〇・二二	二九二〇・二一
	(省略)	二―(N・N―ジイソプロ ピルアミノ) エチルクロリ ド塩酸塩	二―(N・N―ジエチルア ミノ) エチルクロリド塩酸 塩	二―(N・N―ジメチルア ミノ) エチルクロリド塩酸 塩	アミン官能化合物 非環式モノアミン及びその誘 導体並びにこれらの塩	その他のもの	その他のもの	エンドスルファン (ISO)	その他のもの	垂りん酸トリエチル	垂りん酸トリメチル	垂りん酸ジエチル	垂りん酸ジメチル	垂りん酸トリエチル	垂りん酸トリメチル	垂りん酸ジエチル	垂りん酸ジメチル
	(省略)	四・六%	四・六%	四・六%	(省略)	四・六%	四・六%	四・六%	四・六%	四・六%	四・六%	四・六%	四・六%	四・六%	四・六%	四・六%	四・六%
二九二二・二一	二九二二・一九				二九二二・一一	二九二〇・九〇											
同上	同上				同上	その他のもの											
	同上				同上	四・六%											

二九・二三	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。）	(省 略)	二九・二三	同上	
二九二三・一〇	(省 略)	(省 略)	二九二三・一〇	同上	同 上
二九二三・二〇	(省 略)	(省 略)	二九二三・二〇	同上	同 上
二九二三・三〇	ペルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム	(省 略)	二九二三・三〇	同上	同 上
二九二三・四〇	ペルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモニウム	四・六%	二九二三・四〇	同上	
二九二三・九〇	ニウム (省 略)	四・六%	二九二三・九〇	同上	同 上
二九・二四	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物 (省 略)	(省 略)	二九・二四	同上	
二九二四・一一	(省 略)	(省 略)	二九二四・一一	同上	
二九二四・一九	(省 略)	(省 略)	二九二四・一九	同上	
二九二四・二一	環式アミド（環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩	(省 略)	二九二四・二一	同上	

二九二四・二四 二九二四・二五 二九二四・二九	アラクロール (ISO) (省略)	四・六% (省略)	二九二四・二四 二九二四・二九	同上	同上	同上
(省略)	(省略)	(省略)	同上	同上	同上	同上
二九・二六 二九二六・一〇 ~ 二九二六・三〇	ニトリル官能化合物 (省略)	(省略)	二九・二六 二九二六・一〇 ~ 二九二六・三〇	同上	同上	同上
二九二六・四〇 二九二六・九〇	アルファーフエニルアセトア セトニトリル (省略)	四・六% (省略)	二九二六・四〇 二九二六・九〇	同上	同上	同上
(省略)	(省略)	(省略)	同上	同上	同上	同上
二九・三〇 二九三〇・二〇 ~ 二九三〇・四〇	有機硫黄化合物 (省略)	(省略)	二九・三〇 二九三〇・二〇 ~ 二九三〇・四〇	同上	同上	同上
二九三〇・六〇 二九三〇・七〇	二―(N・N―ジエチルアミ ノ)エタンチオール ビス(二―ヒドロキシエチル)スルフィド(チオジグリコ ール (INN))	四・六% 四・六%	二九三〇・五〇	カプタホール (ISO) 及び メタミドホス (ISO)	四・六%	同上

二九三〇・八〇	アルジカルブ (ISO)、カ プタホール (ISO) 及びメ タミドホス (ISO)	四・六%	二九三〇・九〇	同上	同上
二九三〇・九〇	(省 略)	(省 略)	二九三〇・九〇	同上	同上
二九・三一	その他のオルガノインオルガニ ック化合物		二九・三一	同上	
二九三一・一〇	(省 略)	(省 略)	二九三一・一〇	同上	同上
二九三一・二〇	(省 略)	(省 略)	二九三一・二〇	同上	同上
二九三一・三一	その他の有機りん誘導体				
二九三一・三二	メチルホスホン酸ジメチル	四・六%			
二九三一・三三	プロピルホスホン酸ジメチ ル	四・六%			
二九三一・三四	エチルホスホン酸ジエチル	四・六%			
二九三一・三五	メチルホスホン酸三―(ト リヒドロキシシリル)プロ ピルナトリウム	四・六%			
二九三一・三六	二・四・六―トリプロピル				
二九三一・三七	一・三・五・二・四・六 ―トリオキサトリホスホン 酸二・四・六―トリオキシ ド	四・六%			
二九三一・三六	(五―エチル―二―メチル ―二―オキシド―一・三・ 二―ジオキサホスフィナン ―五―イル)メチルメチル メチルホスホネート	四・六%			
二九三一・三七	ビス―(五―エチル―二―	四・六%			

二九三三・九一 ～ 二九三三・四九	(省 略)	ピリミジン環（水素添加してあるかないかを問わない。） 又はピペラジン環を有する化合物	(省 略)	二九三三・五二 ～ 二九三三・五五 二九三三・五九	その他のもの 一 (省 略) 二 一・四―ジアザピシ クロ〔二・二・二〕 オクタン（トリエチ レンジアミン） 三 (省 略)	(省 略)	二九三三・六一 ～ 二九三三・七九	(省 略)	その他のもの (省 略)	二九三三・九一 ～ 二九三三・九二	アジンホスメチル（I S O）	二九三三・九一 ～ 二九三三・九二	四・六%	二九三三・六一 ～ 二九三三・七九	(省 略)	二九三三・九一 ～ 二九三三・九二	四・六%	二九三三・六一 ～ 二九三三・七九	(省 略)	二九三三・六一 ～ 二九三三・七九	(省 略)	二九三三・九一 ～ 二九三三・九二	四・六%
二九三三・六一 ～ 二九三三・九一	(省 略)		(省 略)	二九三三・六一 ～ 二九三三・九一	その他のもの 一 (省 略) 二 一・四―ジアザピシ クロ〔二・二・二〕 オクタン（トリエチ レンジアミン） 三 (省 略)	(省 略)	二九三三・六一 ～ 二九三三・九一	(省 略)	その他のもの (省 略)	二九三三・九一 ～ 二九三三・九二	アジンホスメチル（I S O）	二九三三・九一 ～ 二九三三・九二	四・六%	二九三三・六一 ～ 二九三三・七九	(省 略)	二九三三・九一 ～ 二九三三・九二	四・六%	二九三三・六一 ～ 二九三三・七九	(省 略)	二九三三・六一 ～ 二九三三・七九	(省 略)	二九三三・九一 ～ 二九三三・九二	四・六%
二九三三・六一 ～ 二九三三・九一	(省 略)		(省 略)	二九三三・六一 ～ 二九三三・九一	その他のもの 一 (省 略) 二 一・四―ジアザピシ クロ〔二・二・二〕 オクタン（トリエチ レンジアミン） 三 (省 略)	(省 略)	二九三三・六一 ～ 二九三三・九一	(省 略)	その他のもの (省 略)	二九三三・九一 ～ 二九三三・九二	アジンホスメチル（I S O）	二九三三・九一 ～ 二九三三・九二	四・六%	二九三三・六一 ～ 二九三三・七九	(省 略)	二九三三・九一 ～ 二九三三・九二	四・六%	二九三三・六一 ～ 二九三三・七九	(省 略)	二九三三・六一 ～ 二九三三・七九	(省 略)	二九三三・九一 ～ 二九三三・九二	四・六%
二九三三・六一 ～ 二九三三・九一	(省 略)		(省 略)	二九三三・六一 ～ 二九三三・九一	その他のもの 一 (省 略) 二 一・四―ジアザピシ クロ〔二・二・二〕 オクタン（トリエチ レンジアミン） 三 (省 略)	(省 略)	二九三三・六一 ～ 二九三三・九一	(省 略)	その他のもの (省 略)	二九三三・九一 ～ 二九三三・九二	アジンホスメチル（I S O）	二九三三・九一 ～ 二九三三・九二	四・六%	二九三三・六一 ～ 二九三三・七九	(省 略)	二九三三・九一 ～ 二九三三・九二	四・六%	二九三三・六一 ～ 二九三三・七九	(省 略)	二九三三・六一 ～ 二九三三・七九	(省 略)	二九三三・九一 ～ 二九三三・九二	四・六%

(省 略)	二九・三五 二九三五・一〇 二九三五・二〇 二九三五・三〇 二九三五・四〇 二九三五・五〇 二九三五・九〇	(省 略)	スルホンアミド N—メチルペルフルオロオク タンスルホンアミド N—エチルペルフルオロオク タンスルホンアミド N—エチル—N—(二—ヒド ロキシエチル)ペルフルオロ オクタンスルホンアミド N—(二—ヒドロキシエチル)—N—メチルペルフルオロ オクタンスルホンアミド その他のペルフルオロオクタ ンスルホンアミド その他のもの	(省 略)	第一二節 グリコシド及び アルカロイド(天然のもの及び これと同一の構 造を有する合成 のものに限る。)並びにこれら の塩、エーテル 、エステルその	(省 略)	四・六% 四・六% 四・六% 四・六% 四・六% 四・六% 四・六%
同上	二九・三五 二九三五・〇〇	同上	スルホンアミド	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	第一二節 グリコシド及び 植物アルカロイ ド(天然のもの 及びこれと同一 の構造を有する 合成のものに限 る。)並びにこ れらの塩、エー テル、エステル	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	四・六%	

<p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 食餌療法用の食料、強化食料、食餌補助剤、強壯飲料、 鉍水その他の飲食物（静脈注射用の栄養剤を除く。）（第</p>	<p>第三〇類 医療用品</p>	<p>二九・三九</p>	<p>アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体</p>	<p>他の誘導体</p>
	<p>(省略)</p>	<p>二九三九・一一 ～ 二九三九・六九</p>	<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>
	<p>(省略)</p>	<p>二九三九・七一</p>	<p>その他のもの（植物由来のものに限る。）</p> <p>コカイン、エクゴニン、レボメタンフェタミン、メタンフェタミン（INN）及びメタンフェタミンラセメート並びにこれらの塩、エステル及びその他の誘導体</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>無税</p> <p>無税</p> <p>無税</p>

<p>注</p> <p>1 同上</p> <p>(a) 食餌療法用の食料、強化食料、食餌補助剤、強壯飲料、 鉍水その他の飲食物（静脈注射用の栄養剤を除く。）（第</p>	<p>第三〇類 同上</p>	<p>二九・三九</p>	<p>植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体</p>	<p>その他の誘導体</p>
	<p>同上</p>	<p>二九三九・一一 ～ 二九三九・六九</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
	<p>同上</p>	<p>二九三九・九一</p>	<p>その他のもの</p> <p>コカイン、エクゴニン、レボメタンフェタミン、メタンフェタミン（INN）及びメタンフェタミンラセメート並びにこれらの塩、エステル及びその他の誘導体</p> <p>その他のもの</p>	<p>無税</p> <p>無税</p>

(省略)	(省略)	(省略)	<p> 号注 2 (b) (h) (省略) 4 (省略) 1 第三〇〇二・一三号及び第三〇〇二・一四号においては、次に定めるところによる。 (a) 「混合してないもの」とは、純粋な物品（不純物を含む）をいう。 (b) 「混合したもの」とは、次の物品をいう。 (1) (a)の物品を水又は水以外の溶媒に溶かしたもの (2) (a)又は(b)(1)の物品で、保存又は輸送のために必要な安定剤を加えたもの (3) (a)、(b)(1)又は(b)(2)の物品で、その他の添加剤を混合したもの 2 第三〇〇三・六〇号及び第三〇〇四・六〇号には、経口摂取のためにその他の医薬品有効成分と結合させたアルテミシン（INN）又は次のいずれかの有効成分（その他の医薬品有効成分と結合してあるかないかを問わない。）を含有する医薬品を含む。 アモジアキン（INN）、アルテリン酸及びその塩、アルテニモル（INN）、アルテモチル（INN）、アルテメテル（INN）、アルテスナート（INN）、クロロキン（INN）、ジヒドロアルテミシニン（INN）、ルメファントリン（INN）、メフロキン（INN）、ペペラキン（INN）、ピリメタミン（INN）並びにスルファドキシシン（INN） </p>
同上	同上	同上	<p> 2 (b) (h) 同上 4 同上 </p> <p> 四部参照 </p>

三〇〇・〇二

人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血、免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかいか又は生物工学的的方法により得たものであるかいかを問わない。）並びにワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品

免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかいか又は生物工学的的方法により得たものであるかいかを問わない。）

三〇〇二・一一

マラリア診断試験キット

無税

三〇〇二・一二

免疫血清その他の血液分画物

無税

三〇〇二・一三

免疫産品（混合してないもので、投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないものに限る。）

無税

三〇〇二・一四

免疫産品（混合したもので、投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないものに限る。）

無税

三〇〇二・一五

免疫産品（投与量にしたもの又は小売用の形状若しくは

無税

三〇〇・〇二

同上

三〇〇二・一〇

免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかいか又は生物工学的的方法により得たものであるかいかを問わない。）

無税

三〇〇二・一九	は包装にしたものに限り、 ） その他のもの	無税
三〇〇二・二〇		無税
～	(省略)	(省略)
三〇〇二・九〇		無税
三〇・〇三	医薬品（治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないものに限り）とし、第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品を除く。）	無税
三〇〇三・一〇	ペニシリン若しくはその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限り。）又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの	無税
三〇〇三・二〇	その他のもの（抗生物質を含有するものに限り。）	無税
三〇〇三・三一	その他のもの（第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するものに限り。）	無税
三〇〇三・三九	インスリンを含有するもの その他のもの	無税
三〇〇二・二〇	同上	同上
～		
三〇〇二・九〇		
三〇・〇三	医薬品（治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしてないもの及び小売用の形状又は包装にしてないものに限り）とし、第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品を除く。）	無税
三〇〇三・一〇	ペニシリン若しくはその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限り。）又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの	無税
三〇〇三・二〇	その他の抗生物質を含有するもの	無税
三〇〇三・三一	第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するもの（抗生物質を含有しないものに限り。）	無税
三〇〇三・三九	インスリンを含有するもの その他のもの	無税

三〇〇三・四一	その他のもの（アルカロイド又はその誘導体を含有するものに限る。）	
三〇〇三・四二	エフェドリン又はその塩を含有するもの	無税
三〇〇三・四三	プソイドエフェドリン（INN）又はその塩を含有するもの	無税
三〇〇三・四四	ノルエフェドリン又はその塩を含有するもの	無税
三〇〇三・四九	その他のもの	無税
三〇〇三・六〇	その他のもの（この類の号注2の抗マラリア有効成分を含有するものに限る。）	無税
三〇〇三・九〇	その他のもの	無税
三〇〇四・一〇	医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品を除く。）	無税

無税 無税 無税 無税 無税 無税

三〇〇三・四〇	アルカロイド又はその誘導体を含有するもの（抗生物質又は第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するものを除く。）	無税
三〇〇三・九〇	その他のもの	無税
三〇〇四・一〇	医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品を除く。）	無税

無税 無税

三〇〇四・二〇	体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの	無税
三〇〇四・三一	その他のもの（抗生物質を含有するものに限る。）	無税
三〇〇四・三二	その他のもの（第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するものに限る。）	無税
三〇〇四・三九	インスリンを含有するもの コルチコステロイドホルモン又はその誘導体若しくは構造類似物を含有するもの その他のもの その他のもの（アルカロイド又はその誘導体を含有するものに限る。）	無税 無税
三〇〇四・四一	エフェドリン又はその塩を含有するもの	無税
三〇〇四・四二	プソイドエフェドリン（INN）又はその塩を含有するもの	無税
三〇〇四・四三	ノルエフェドリン又はその塩を含有するもの	無税
三〇〇四・四九	その他のもの	無税

三〇〇四・二〇	体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの	無税
三〇〇四・三一	その他の抗生物質を含有するもの	無税
三〇〇四・三二	第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するもの（抗生物質を含有しないものに限る。）	無税
三〇〇四・三九	インスリンを含有するもの コルチコステロイドホルモン又はその誘導体若しくは構造類似物を含有するもの その他のもの アルカロイド又はその誘導体を含有するもの（抗生物質又は第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するものを除く。）	無税 無税
三〇〇四・四一	エフェドリン又はその塩を含有するもの	無税
三〇〇四・四二	プソイドエフェドリン（INN）又はその塩を含有するもの	無税
三〇〇四・四三	ノルエフェドリン又はその塩を含有するもの	無税
三〇〇四・四九	その他のもの	無税

三〇〇四・五〇	その他のもの（第二九・三六項のビタミンその他の物質を含有するものに限る。）	無税
三〇〇四・六〇	その他のもの（この類の号注2の抗マラリア有効成分を含有するものに限る。）	無税
三〇〇四・九〇	その他のもの	無税
(省 略)	(省 略)	(省 略)
(省 略)	(省 略)	(省 略)
三一・〇三	りん酸肥料（鉍物性肥料及び化学肥料に限る。）	(省 略)
三二〇三・一九	過りん酸石灰及び重過りん酸石灰	(省 略)
三二〇三・一一	五酸化二りん（ P_2O_5 ）の含有量が全重量の三五%以上のも	無税
三二〇三・九〇	その他のもの	無税
(省 略)	(省 略)	(省 略)
(省 略)	(省 略)	(省 略)
三七・〇五	写真用のプレート及びフィルム	(省 略)
三七〇五・〇〇	写真用のプレート及びフィルム	(省 略)

三〇〇四・五〇	その他の医薬品（第二九・三六項のビタミンその他の物質を含有するものに限る。）	無税
三〇〇四・九〇	その他のもの	無税
同上	同上	同上
同上	同上	同上
三一・〇三	同上	同上
三二〇三・一〇	過りん酸石灰及び重過りん酸石灰	無税
三二〇三・九〇	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上
三七・〇五	写真用のプレート及びフィルム（露光し、かつ、現像したもの）	同上

<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p> <p>(露光し、かつ、現像したものに 限るものとし、映画用フィル ムを除く。)</p>	<p>(省 略)</p> <p>無税</p>
<p>注 第三八類 各種の化学工業生産品</p> <p>(省 略)</p> <p>号注 1 第三八〇八・五二号及び第三八〇八・五九号には、次の物 品の一以上を含有する第三八・〇八項の物品のみを含む。 アラクロール (ISO)、アルジカルブ (ISO)、アル ドリン (ISO)、アジンホスメチル (ISO)、ビナパク リル (ISO)、カンフェクロール (ISO) (トキサフェン)、カプタホール (ISO)、クロルデン (ISO)、クロ ルジメホルム (ISO)、クロロベンジレート (ISO)、ク ロロホルム (ISO)、クロロフェノタン (INN)、一・一・一 トリクロロ二・二・ビス (パラークロロフェニル) エタ ン)、デイルドリン (ISO、INN)、四・六―ジニトロ ―オルト―クレゾール (DNOC (ISO)) 及びその塩、 ジノセブ (ISO) 並びにその塩及びエステル、エンドスル ファン (ISO)、二臭化エチレン (ISO) (一・二―ジ ブロモエタン)、二塩化エチレン (ISO) (一・二―ジク ロロエタン)、フルオロアセトアミド (ISO)、ヘプタク ロール (ISO)、ヘキサクロロベンゼン (ISO)、一・二 ・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH ISO) (リンデン (ISO、INN) を含む)、水銀</p>		

<p>同 上</p> <p>三七〇五・一〇 三七〇五・九〇</p>	<p>同 上</p> <p>に限るものとし、映画用フィル ムを除く。)</p> <p>オフセット用のもの その他のもの</p>	<p>同 上</p> <p>無税 無税</p>
<p>注 第三八類 同 上</p> <p>同 上</p> <p>号注 1 第三八〇八・五〇号には、次の物品を含有する第三八・〇 八項の物品のみを含む。 アルドリン (ISO)、ビナパクリル (ISO)、カンフ エクロール (ISO) (トキサフェン)、カプタホール (IS O)、クロルデン (ISO)、クロルジメホルム (ISO) 、クロロベンジレート (ISO)、DDT (ISO) (クロ フェノタン (INN)、一・一・一―トリクロロ二・二― ビス (パラークロロフェニル) エタン)、デイルドリン (I SO、INN)、四・六―ジニトロ―オルト―クレゾール (I DNOC (ISO)) 及びその塩、ジノセブ (ISO) 並び にその塩及びエステル、二臭化エチレン (ISO) (一・二― ジブロモエタン)、二塩化エチレン (ISO) (一・二― ジクロロエタン)、フルオロアセトアミド (ISO)、ヘプ タクロール (ISO)、ヘキサクロロベンゼン (ISO)、一 ・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH ISO) (リンデン (ISO、INN) を含む)、 水銀化合物、メタミドホス (ISO)、モノクロトホス (I SO)、オキシラン (エチレンオキシド)、パラチオン (I</p>		

化合物、メタミドホス（ISO）、モノクロトホス（ISO）、オキシラン（エチレンオキシド）、パラチオン（ISO）、パラチオンメチル（ISO）（メチルパラチオン）、ペントプロモジフェニルエーテル及びオクタプロモジフェニルエーテル、ペンタクロフェノール（ISO）並びにその塩及びエステル、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド、ホスファミドン（ISO）、二・四・五―T（ISO）（二・四・五―トリクロフェノキシ酢酸）並びにその塩及びエステル並びにトリブチルすず化合物

第三八〇八・五九号には、ベノミル（ISO）、カルボフラン（ISO）及びチラム（ISO）の混合物を含有する散布可能な粉末状の製剤をも含む。

2| 第三八〇八・六一号から第三八〇八・六九号までには、アルファ―シペルメトリン（ISO）、ベンジオカルブ（ISO）、ピフェントリン（ISO）、クロールフェナピル（ISO）、シフルトリン（ISO）、デルタメトリン（INN、ISO）、エトフェンプロックス（INN）、フェニトロチオン（ISO）、ラムダーシハロトリン（ISO）、マラチオン（ISO）、ピリミホスメチル（ISO）又はプロポキスル（ISO）を含有する第三八・〇八項の物品のみを含む。

3| 第三八二四・八一号から第三八二四・八八号までには、次の物品の一以上を含有する混合物及び調製品のみを含む。

オキシラン（エチレンオキシド）、ポリ臭化ビフェニル（PBB）、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）、トリス（二・三―ジプロモプロピル）ホ

SO）、パラチオンメチル（ISO）（メチルパラチオン）、ペンタクロフェノール（ISO）並びにその塩及びエステル、ホスファミドン（ISO）、二・四・五―T（ISO）（二・四・五―トリクロフェノキシ酢酸）並びにその塩及びエステル並びにトリブチルすず化合物

第三八〇八・五〇号には、ベノミル（ISO）、カルボフラン（ISO）及びチラム（ISO）の混合物を含有する散布可能な粉末状の製剤をも含む。

<p>4 (省略)</p> <p>スフェート、アルドリン (ISO)、カンフェクロル (ISO) (トキサフェン)、クロルデン (ISO)、クロルデコン (ISO)、DDT (ISO) (クロフェノタン (INN)、一・一・一トリクロローニ・ニ・ニビス (パラークロロフェニル) エタン)、デイルドリン (ISO、INN)、エンドスルファン (ISO)、エンドリン (ISO)、ヘプタクロル (ISO)、マイレックス (ISO)、一・二・三・四・五・六ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH (ISO)) (リンデン (ISO、INN) を含む)、ペンタクロベンゼン (ISO)、ヘキサクロロベンゼン (ISO)、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド並びにテトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル及びオクタブロモジフェニルエーテル</p>	<p>(省略)</p>	<p>三八・〇八</p> <p>殺虫剤、殺鼠^そ剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品 (小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの (例えば、硫黄を含ませた帯、芯及びろうそく並びにはえ取り紙) に限る。)</p>	<p>(省略)</p> <p>この類の号注1の物品</p>
---	-------------	--	-------------------------------

<p>2 同上</p>	<p>同上</p>	<p>三八・〇八</p> <p>殺虫剤、殺鼠^そ剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品 (小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの (例えば、硫黄を含ませた帯、しん及びろうそく並びにはえ取り紙) に限る。)</p>	<p>三八〇八・五〇</p> <p>この類の号注1の物品</p> <p>四・九%</p>
--------------	-----------	---	--

三八〇八・五二	DDT (ISO) (クロフ エノタン (INN)) を含 有するもの (正味重量が三 〇〇グラム以下の包装にし たものに限る。)	四・九%			
三八〇八・五九	その他のもの	四・九%			
三八〇八・六一	この類の号注2の物品				
三八〇八・六二	正味重量が三〇〇グラム以 下の包装にしたもの	四・九%			
三八〇八・六九	正味重量が三〇〇グラムを 超え七・五キログラム以下 の包装にしたもの	四・九%			
三八〇八・九一	その他のもの	四・九%			
三八〇八・九二	(省略)				
三八〇八・九九	(省略)				
(省略)	(省略)				
三八・一二	調製したゴム加硫促進剤、ゴム 用又はプラスチック用の複合し た可塑剤 (他の項に該当するも のを除く。) 及びゴム用又はプ ラスチック用の調製した老化防 止剤その他の複合した安定剤				
三八二二・一〇	(省略)	(省略)			
三八二二・二〇	(省略)	(省略)			
三八〇八・九一	同上				
三八〇八・九二	同上				
三八〇八・九九	同上				
三八二二・一〇	同上				
三八二二・二〇	同上				
三八〇八・九一	同上				
三八〇八・九二	同上				
三八〇八・九九	同上				
三八二二・一〇	同上				
三八二二・二〇	同上				

三八二二・三二	ゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤	三八二二・三〇	ゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤	五・三% 三・八%
三八二二・三九	混合物 一 ゴム老化防止剤 二 その他のもの その他のもの 一 ゴム老化防止剤 二 その他のもの	五・三% 三・八% 五・三% 三・八%	同上	同上
(省略)	(省略) 鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	(省略)	同上	同上
三八・二四		三八・二四	同上	同上
三八二四・一〇		三八二四・一〇	同上	同上
三八二四・七九	この類の号注3の物品	三八二四・七九	オキシラン（エチレンオキシド）、ポリ臭化ビフェニル（PBB）、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テル	同上

三八二四・八一

～

三八二四・八三

三八二四・八四

三八二四・八五

(省略)

アルドリン (ISO)、カ
ンフェクロル (ISO) (トキサフェン)、クオルデ
ン (ISO)、クオルデ
ン (ISO)、DDT (I
SO) (クロフェノタン
INN)、一・一・一ト
リクロロ一・二・二ビス
パラークロロフェニル)エ
タン)、デイルドリン (I
SO、INN)、エンドス
ルフアン (ISO)、エン
ドリン (ISO)、ヘプタ
クロル (ISO) 又はマイ
レックス (ISO) を含有
するもの
一・二・三・四・五・六
ヘキサクロロシクロヘキサ
ン (HCH (ISO)) (リ
ンデン (ISO、INN
) を含む。) を含有するも

(省略)

三・八%

三八二四・八一

～

三八二四・八三

同上

フェニル (PCT) 又はトリ
ス (二・三ージプロモプロピ
ル) ホスフェート含有する
混合物及び調製品

同上

三八二四・八六

三八二四・八七

三八二四・八八

三八二四・九一

の

ペンタクロロベンゼン（ISO）又はヘキサクロロベンゼン（ISO）を含有するもの

ペルフルオロオクタンスルホン酸若しくはその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド又はペルフルオロオクタンスルホルフルオリドを含有するもの

テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル又はオクタブロモジフェニルエーテルを含有するもの

その他のもの

主として（五―エチル―二―メチル―二―オキシド―一・三・二―ジオキサホスフィン―五―イル）メチルメチルメチルホスホネート及びビス「（五―エチル―二―メチル―二―オキシド―一・三・二―ジオキサ

三・八%

三・八%

三・八%

三・八%

<p>三九〇一 三九〇一・一〇 ~ 三九〇一・三〇 三九〇一・四〇 三九〇一・九〇</p> <p>(省略)</p>	<p>エチレンの重合体（一次製品に限る。）</p> <p>(省略)</p> <p>比重が〇・九四未満のエチレン—アルファ—オレフィン共重合体</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>四・一%</p> <p>(省略)</p>	<p>れらに類する物品)</p> <p>3 11 (省略)</p> <p>号注</p> <p>1 この類の各項において重合体（共重合体を含む。）及び化学的に変性させた重合体は、次に定めるところによりその所属を決定する。</p> <p>(a) 一連の号中に「その他のもの」を定める号がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第三九〇一・三〇号、第三九〇一・四〇号、第三九〇三・二〇号、第三九〇三・三〇号又は第三九〇四・三〇号の共重合体は、当該共重合体の名称が由来するモノマーユニットが全重量の九五%以上を占める場合に限り、それらの号に属する。</p> <p>(3)・(4) (省略)</p> <p>(b) (省略)</p>
---	--	-------------------------------------	---

<p>三九〇一 三九〇一・一〇 ~ 三九〇一・三〇 三九〇一・九〇</p> <p>同上</p>	<p>同上</p> <p>同上</p>	<p>同上</p> <p>同上</p>	<p>2 同上</p> <p>(b) 同上</p> <p>(3)・(4) 同上</p> <p>(a) 同上</p> <p>(1) 同上</p> <p>(2) 第三九〇一・三〇号、第三九〇三・二〇号、第三九〇三・三〇号又は第三九〇四・三〇号の共重合体は、当該共重合体の名称が由来するモノマーユニットが全重量の九五%以上を占める場合に限り、それらの号に属する。</p> <p>3 11 同上</p> <p>号注</p> <p>1 同上</p>
---	---------------------	---------------------	---

三九〇七	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）	(省 略)	三九〇七・一〇 ～ 三九〇七・五〇
三九〇七	同上	(省 略)	三九〇七・六一
三九〇七	ポリ（エチレンテレフタレート）	(省 略)	三九〇七・六九 三九〇七・七〇 ～ 三九〇七・九九
三九〇七	粘度数が一グラムにつき七八ミリリットル以上のもの	四・六%	(省 略)
三九〇七	その他のもの	四・六%	(省 略)
三九〇七	同上	(省 略)	(省 略)
三九〇七	同上	(省 略)	三九〇七・九
三九〇七	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）	(省 略)	三九〇九・一〇 三九〇九・二〇
三九〇七	その他のアミノ樹脂	(省 略)	三九〇九・三〇
三九〇七	ポリ（メチレンフェニルイ	(省 略)	三九〇九・三一

<p>三九〇九・三九 三九〇九・四〇 三九〇九・五〇</p>	<p>ソシアナート）（粗MDI 又はポリメリックMDI） その他のもの （省 略） （省 略） （省 略）</p>	<p>四・一 四・六 （省 略） （省 略） （省 略）</p>
<p>（省 略） （省 略）</p>	<p>（省 略）</p>	<p>（省 略）</p>
<p>四〇・一一</p>	<p>（省 略） （省 略）</p>	<p>（省 略）</p>
<p>四〇一一・一〇 ～ 四〇一一・五〇</p>	<p>（省 略） （省 略）</p>	<p>（省 略）</p>
<p>四〇一一・七〇</p>	<p>農業用又は林業用の車両及び 機械に使用する種類のもの</p>	<p>無 税</p>
<p>四〇一一・八〇</p>	<p>建設用、鉱業用又は産業用の 車両及び機械に使用する種類 のもの</p>	<p>無 税</p>
<p>四〇一一・九〇</p>	<p>その他のもの</p>	<p>無 税</p>
<p>三九〇九・四〇 三九〇九・五〇</p>	<p>ニルポリイソシアナ ート その他のもの 同上 同上</p>	<p>四・一 四・六 （省 略） （省 略） （省 略）</p>
<p>同上 同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>四〇・一一</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>四〇一一・一〇 ～ 四〇一一・五〇</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>四〇一一・六一</p>	<p>その他のもの（杉綾模様その 他これに類する模様となるト レットを有するものに限る。</p>	<p>同上</p>
<p>四〇一一・六二</p>	<p>農業用又は林業用の車両及 び機械に使用する種類のも の 建設用又は産業用の車両及 び機械に使用する種類のも のでリム径が六一センチメ ートル以下のもの</p>	<p>無 税</p>
<p>四〇一一・六三</p>	<p>建設用又は産業用の車両及 び機械に使用する種類のも</p>	<p>無 税</p>

注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) (p) (省 略) (q) 第九六類の物品（例えば、喫煙用パイプ及びその部分品、ボタン、鉛筆並びに一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品。第九六・〇三項の物品用の木製のボデー及び柄を除く。）	(省 略)	(省 略)	(省 略)
	(省 略)	(省 略)	(省 略)
	(省 略)	(省 略)	(省 略)

注 1 同 上 (a) (p) 同 上 (q) 第九六類の物品（例えば、喫煙用パイプ及びその部分品、ボタン並びに鉛筆。第九六・〇三項の物品用の木製のボデー及び柄を除く。）	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上

四四・〇一	<p>のこくず及び木くず(棒状、ブ</p>
-------	-----------------------

- (r) (省略)
- 2 (省略)
- 号注
- 1 (省略)

四四・〇一	<p>のこくず及び木くず(棒状、ブ</p>
-------	-----------------------

- (r) 同上
- 2 (同上)
- 号注
- 1 同上

2 第四四〇三・四一号から第四四〇三・四九号まで、第四四〇七・二一号から第四四〇七・二九号まで、第四四〇八・三一号から第四四〇八・三九号まで及び第四四一二・三一一号の各号において「熱帯産木材」とは、次の木材をいう。

アビユラ、アカジョアフリカ、アフロルモシア、アコ、アラン、アンジローバ、アニングレ、アボジラ、アズベ、バラウ、バルサ、ボッセクレイア、ボッセフォンセ、カチボ、セドロ、ダベーマ、ダークレッドメランチ、ジベツ、ドウシエ、フラミレ、フレイジヨ、フロメイジャー、フーマ、ゲロンガン、イロンバ、インブイア、イペ、イロコ、ジャボテイ、ジェルトン、ジェキテイバ、ジョンコン、カプール、ケンパス、クルイン、コシボ、コチベ、コト、ライトレッドメランチ、リンバ、ロウロ、マカランドウバ、マホガニー、マコレ、マンデイオケイラ、マンソニア、メン克蘭、メランチバカウ、メラワン、メルバウ、メルバウ、メルサワ、モアビ、ニアンゴン、ニヤトー、オベチエ、オクメ、オンザビリ、オレイ、オバンコル、オジゴ、パドック(かりん)、パルダオ、パリツサンドルグアテマラ、パリツサンドルバラ、パリツサンドルリオ、パリツサンドルロゼ、パウアマレロ、パウマ、ーフイム、プライ、プナ、クアルバ、ラミン、サペリ、サキサキ、セプター、シボ、スクピラ、スレン、タウアリ、チーク、ティアマ、トラ、バイロラ、ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ

<p>リケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。） 薪材並びにチップ状又は小片状の木材</p>	薪材	針葉樹のもの	針葉樹以外のもの	チップ状又は小片状の木材	針葉樹のもの	針葉樹以外のもの	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させたものに限る。）	木質ペレット	その他のもの	のこくず及び木くず（凝結させたものを除く。）	<p>（省 略）</p> <p>（省 略）</p> <p>木材（粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。） ペイント、クレオソートその</p>	四四・〇三	四四〇一・一一	四四〇一・一二	四四〇一・二二	四四〇一・三二	四四〇一・四二	四四〇一・五二	四四〇一・六二	四四〇一・七二	四四〇一・八二	四四〇一・九二	四四〇一・〇二	四四〇一・一	四四〇一・二	四四〇一・三	四四〇一・四	四四〇一・五	四四〇一・六	四四〇一・七	四四〇一・八	四四〇一・九	四四〇二・〇	四四〇二・一	四四〇二・二	四四〇二・三	四四〇二・四																					
無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	（省 略）	（省 略）	四四〇一・一〇	四四〇一・二〇	四四〇一・三〇	四四〇一・四〇	四四〇一・五〇	四四〇一・六〇	四四〇一・七〇	四四〇一・八〇	四四〇一・九〇	同上	同上	<p>リケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。） 薪材並びにチップ状又は小片状の木材</p>	薪材	針葉樹のもの	チップ状又は小片状の木材	針葉樹以外のもの	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させたものに限る。）	木質ペレット	その他のもの	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。） ペイント、クレオソートその	四四・〇三	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上										

四四〇三・一一	他の保存剤により処理したものの	無税
四四〇三・一二	針葉樹以外のもの	無税
四四〇三・二二	その他のもの（針葉樹のものに限る。）	無税
四四〇三・二二	松（マツ属のもの）のもの（横断面の最大寸法が一五センチメートル以上のものに限る。）	無税
四四〇三・二三	松（マツ属のもの）のその他のもの	無税
四四〇三・二四	もみ（モミ属のもの）又はとうひ（トウヒ属のもの）のもの（横断面の最大寸法が一五センチメートル以上のものに限る。）	無税
四四〇三・二五	もみ（モミ属のもの）又はとうひ（トウヒ属のもの）のその他のもの	無税
四四〇三・二六	その他のもの（横断面の最大寸法が一五センチメートル以上のものに限る。）	無税
四四〇三・四一	その他のもの（熱帯産木材のものに限る。）	無税
四四〇三・四一	ダークレッドメランチ、ラ	無税
四四〇三・二〇	他の保存剤により処理したものの	無税
四四〇三・二〇	その他のもの（針葉樹のものに限る。）	無税
四四〇三・四一	その他のもの（この類の号注2の熱帯産木材のものに限る。）	無税
四四〇三・四一	ダークレッドメランチ、ラ	無税

四四〇三・四九	イトレッドメランチ及びメ ランチバカウ	無税
四四〇三・四九	その他のもの	無税
四四〇三・九一	オーク（コナラ属のもの） のもの	無税
四四〇三・九三	ビーチ（ブナ属のもの）の もの（横断面の最大寸法が 一五センチメートル以上の ものに限る。）	無税
四四〇三・九四	ビーチ（ブナ属のもの）の その他のもの	無税
四四〇三・九五	かば（カバノキ属のもの） のもの（横断面の最大寸法 が一五センチメートル以上 のものに限る。）	無税
四四〇三・九六	かば（カバノキ属のもの） のその他のもの	無税
四四〇三・九七	ポプラ又はアスペン（ヤマ ナラシ属のもの）のもの	無税
四四〇三・九八	ユーカリ（ユーカリ属のも の）のもの	無税
四四〇三・九九	その他のもの	無税
	一 桐 <small>トウ</small> のもの（粗く角に し又は太鼓落としし たものを除く。）	五%
	二 その他のもの	無税

無税	五%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

四四〇三・四九	イトレッドメランチ及びメ ランチバカウ	無税
四四〇三・四九	その他のもの	無税
四四〇三・九一	オーク（コナラ属のもの） のもの	無税
四四〇三・九二	ビーチ（ブナ属のもの）の もの	無税
四四〇三・九九	その他のもの	無税
	一 桐 <small>トウ</small> のもの（粗く角に し又は太鼓落としし たものを除く。）	五%
	二 その他のもの	無税

無税	五%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
----	----	----	----	----	----	----	----

(省 略)	四四・〇六	木製の鉄道用又は軌道用の枕木	(省 略)	同上	同上	同上
四四〇六・一一	染み込ませてないもの	無税	四四〇六・一〇	染み込ませてないもの	無税	
四四〇六・一二	針葉樹以外のもの	無税	四四〇六・九〇	その他のもの	無税	
四四〇六・九一	針葉樹以外のもの	無税	四四・〇七	四四・〇七	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	
四四〇七・一一	針葉樹のもの 松（マツ属のもの）のもの 一 厚さが一六〇ミリメートル以下のもの （一） かんながけし又はやすりがけしたものの （二） その他のもの 二 その他のもの	八%	四四〇七・一〇	針葉樹のもの 一 まつ属、もみ属（カリフォルニアレッドファー、グラントファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）又はとうひ属（シトカスプルスを除く。）のもの （厚さが一六〇ミリメ	無税	
四四〇七・一二	もみ（モミ属のもの）又は	無税				

四四〇七・一九

とうひ（トウヒ属のもの）
のもの

一| 厚さが一六〇ミリメ

ートル以下のもの（

カリフォルニアレッ

ドファー、グラント

ファー、ノーブルフ

アー、パシフィック

シルバーファー又は

シトカスプールの

ものを除く。）

(一)| かんながけし又は

やすりがけしたも

の|

(二)| その他のもの

二| その他のもの

その他のもの

一| カラマツ属のもの（

厚さが一六〇ミリメ

ートル以下のものに

限る。）

(一)| かんながけし又は

やすりがけしたも

の|

(二)| その他のもの

二| その他のもの

熱帯産木材のもの

ートル以下のものに限
る。）

(一)| かんながけし又はや

すがけしたも

(二)| その他のもの

A| まつ属のもの

B| その他のもの

二| からまつ属のもの（厚

さが一六〇ミリメー

トル以下のものに限る。

一|

(一)| かんながけし又はや

すがけしたも

(二)| その他のもの

三| その他のもの

八|

四・八|

六|

六・八|

六|

八|

一〇|

無税|

八|

一〇|

無税|

八|

一〇|

無税|

熱帯産木材（この類の号注2
のものに限る。）のもの

四四〇七・九七	ポプラ又はアスペン（ヤマナラシ属のもの）のもの	無税	
四四〇七・九九	その他のもの	一〇%	
	一 ふたばがき科のもの	無税	
	二 その他のもの	無税	
四四・〇八	化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸剥ぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	無税	
四四〇八・一〇	（省 略） 熱帯産木材のもの	（省 略）	
四四〇八・三一	（省 略） その他のもの	（省 略）	
四四〇八・三九	一 パドック（かりん） 、たがやさん、紅木、したん又はこくたんのもの	（省 略）	
	（一）（二）（省 略）	（省 略）	
四四〇七・九九	その他のもの	一〇%	
	一 ふたばがき科のもの	無税	
	二 その他のもの	無税	
四四・〇八	化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸剥ぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	無税	
四四〇八・一〇	同上	同上	
四四〇八・三一	熱帯産木材（この類の号注2のものに限る。）のもの	同上	
四四〇八・三九	同上	同上	
	一 パドック（かりん）のもの	同上	
	（一）（二）同上	同上	

四四〇八・九〇	<p>二〇四 (省略)</p> <p>その他のもの</p> <p>一 つげ、したん又はこくたんのもの</p>	四四〇八・九〇	<p>二〇四 同上</p> <p>同上</p> <p>一 つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたんのもの</p>	同上
四四・〇九	<p>さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材(寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立てないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。)</p> <p>針葉樹のもの</p> <p>一・二 (省略)</p> <p>三 その他のもの</p> <p>(一) マツ属、モミ属(カリフォルニアレッドファー、グラランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。)、トウヒ属(シトカスプルースを除く。)</p>	四四・〇九	同上	同上
四四〇九・一〇	<p>(一) マツ属、モミ属(カリフォルニアレッドファー、グラランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。)、トウヒ属(シトカスプルースを除く。)</p>	四四〇九・一〇	<p>同上</p> <p>一・二 同上</p> <p>三 同上</p> <p>(一) まつ属、もみ属(カリフォルニアレッドファー、グラランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。)、とうひ属(シトカスプルースを除く。)</p>	同上

一・二 (省略)

(省略)

四四二一・三三三
その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のうちはんの木（ハンノキ属のもの）、とねりこトネリコ属のもの）、ビーチ（ブナ属のもの）、かば（カバノキ属のもの）、桜（サクラ属のもの）、くり

四四二一・三三二

注2のものに限る。）のもの

一・二 同上

同上

その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）

一 ワニス塗装、プリン

ト、溝付け、オーバ

ーレイその他これら

に類する表面加工を

したものを

(一) 側面にさねはぎ加

工、溝付けその他

これらに類する加

工をしたもの

(二) その他のもの

二 その他のもの

(一) 厚さが六ミリメー

トル未満のもの

(二) その他のもの

一〇%

一五%

一五%

一〇%

(カスタネア属のもの)、
にれ(ニレ属のもの)、ユ
ーカリ(ユーカリ属のもの
)、ヒッコリー(ペカン属
のもの)、栃の木(トチノ
キ属のもの)、しなの木(
シナノキ属のもの)、かえ
で(カエデ属のもの)、オ
ーク(コナラ属のもの)、
プラタナス(スズカケノキ
属のもの)、ポプラ若しく
はアスペン(ヤマナラシ属
のもの)、はりえんじゆ(
ハリエンジュ属のもの)、
ゆりの木(ユリノキ属のも
の)又はウオルナット(ク
ルミ属のもの)のものに限
る。)

一| ワニス塗装、プリン
ト、溝付け、オーバ
ーレイその他これら
に類する表面加工を
したもの

(一)| 側面にさねはぎ加
工、溝付けその他
これらに類する加
工をしたもの
(二)| その他のもの

一| 一
五| 〇
%| %

四四二・三四

四四二・三九

二 | その他のもの

(一) | 厚さが六ミリメー
トル未満のもの

(二) | その他のもの

その他のもの（少なくとも

一の外面の単板が針葉樹以

外のものに限るものとし、

第四四二・三三号のもの

を除く。）

一 | ワニス塗装、プリン

ト、溝付け、オーバ

ーレイその他これら

に類する表面加工を

したも

(一) | 側面にさねはぎ加

工、溝付けその他

これらに類する加

工をしたもの

(二) | その他のもの

二 | その他のもの

(一) | 厚さが六ミリメー
トル未満のもの

(二) | その他のもの

その他のもの（いずれの外

面の単板も針葉樹のものに

限る。）

一・二 | (省略)

(省略)

一〇% | 一五%

一五% | 一〇%

一〇% | 一五%

(省略)

四四二・三九

その他のもの

同上

同上

同上

四四・一八	(省 略)	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）	四四・一八	同上	同上	同上	同上
四四一八・一〇	(省 略)	組み合わせた床用パネル	四四一八・一〇	同上	同上	同上	同上
四四一八・六〇	(省 略)	竹製のもの及び少なくとも最上層（摩耗層）が竹製のもの	四四一八・六〇	同上	同上	同上	同上
四四一八・七三	(省 略)	その他のもの（モザイク状の床用のものに限る。）	四四一八・七三	モザイク状の床用のもの	三・九%	三・九%	同上
四四一八・七四	(省 略)	その他のもの（多層のものに限る。）	四四一八・七四	その他のもの（多層のものに限る。）	三・九%	三・九%	同上
四四一八・七五	(省 略)	その他のもの	四四一八・七五	その他のもの	三・九%	三・九%	同上
四四一八・七九	(省 略)	竹製のもの	四四一八・七九	その他のもの	三・九%	三・九%	同上
四四一八・九一	(省 略)	セルラーウッドパネル	四四一八・九一	セルラーウッドパネル	一〇%	一〇%	同上
	(省 略)	その他のもの		その他のもの	無税	無税	同上
	(省 略)	建具及び床柱		建具及び床柱	無税	無税	同上
	(省 略)	その他のもの		その他のもの	三・九%	三・九%	同上

四四一八・九九	その他のもの	一 セルラーウッドパネ ル	一〇%
四四一九	木製の食卓用品及び台所用品 竹製のもの	二 その他のもの (一) 木製の建具及び床 柱 (二) その他のもの	三・九% 無税
四四一九・一一	製パン用の板、まな板その 他これらに類する板	三・二%	
四四一九・一二	箸	一 割り箸 二 その他のもの	五・六% 三・二%
四四一九・一九	その他のもの	三・二%	
四四一九・九〇	その他のもの	一 割り箸 二 その他のもの	五・六% 三・二%
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
四四・二二	その他の木製品	四%	
四四二二・一〇	衣類用ハンガー	四%	
四四二二・九一	その他のもの 竹製のもの	一 串 二 マッチの軸木	一〇% 無税
四四・一九	木製の食卓用品及び台所用品	一 割りばし 二 その他のもの	五・六% 三・二%
四四一九・〇〇	同上	同上	同上
四四・二二	同上	同上	同上
四四二二・一〇	同上	同上	同上
四四二二・九〇	その他のもの 竹製のくし	一 竹製のくし 二 マッチの軸木 三 その他のもの	一〇% 無税

<p>四四二一・九九</p>	<p>三 その他のもの 一 マッチの軸木 二 その他のもの (一) かりん、つげ、た がやさん、紅木、 したん又はこくた ん(しまこくたん を除く。)のもの (二) その他のもの</p>	<p>五・八% 無税 四・六% 五・八%</p>
<p>(省略)</p> <p>第四八類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙 又は板紙の製品</p> <p>注</p> <p>1 3 (省略)</p> <p>4 この類において「新聞用紙」には、新聞印刷に使用する種 類の塗布してない紙(サイジングしてないもの及び軽くサイ ジングしたものに限る。)であつて、機械木材パルプ又はケ ミグランド木材パルプの含有量が全繊維重量の五〇%以上で 、パークープリントサーフ(クランプ圧一メガパスカル)に よる各面の平滑度が二・五マイクロメートル(ミクロン)を 超え、かつ、重量が一平方メートルにつき四〇グラム以上六 五グラム以下であるものうち、(a)幅が二八センチメートル を超えるストリップ状又はロール状のもの及び(b)折り畳んで ない状態において一辺の長さが二八センチメートルを超え、 その他の辺の長さが一五センチメートルを超える長方形(正 方形を含む。)のシート状のもののみを含む。</p> <p>5 7 (省略)</p>		

<p>同上</p>	<p>(一) かりん、つげ、たが やさん、紅木、した ん又はこくたん(し まこくたんを除く。)のもの (二) その他のもの</p>	<p>四・六% 五・八%</p>
<p>第四八類 同上</p> <p>注</p> <p>1 3 同上</p> <p>4 この類において「新聞用紙」とは、新聞印刷に使用する種 類の塗布してない紙(サイジングしてないもの及び軽くサイ ジングしたものに限る。)であつて、機械木材パルプ又はケ ミグランド木材パルプの含有量が全繊維重量の五〇%以上で 、パークープリントサーフ(クランプ圧一メガパスカル)に よる各面の平滑度が二・五マイクロメートル(ミクロン)を 超え、かつ、重量が一平方メートルにつき四〇グラム以上六 五グラム以下であるものをいう。</p> <p>5 7 同上</p>		

<p>8 第四八・〇三項から第四八・〇九項までには、紙、板紙、セルロースウオツディング及びセルロース繊維のウェブのうち次のもののみを含む。</p> <p>(a)・(b) (省略)</p> <p>9 12 (省略)</p> <p>号注</p>	<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>	<p>五四・〇二</p>	<p>(省略)</p> <p>合成繊維の長繊維の糸(六七デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。)</p> <p>強力糸(ナイロンその他のポリアミドのものに限るものとし、テクスチャード加工をしていないか問わない。)</p>	<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>	<p>五四〇二・一一</p> <p>五四〇二・一九</p> <p>五四〇二・二〇</p>	<p>(省略)</p> <p>強力糸(ポリエステルのものに限るものとし、テクスチャード加工をしていないか問わない。)</p> <p>一・二 (省略)</p> <p>(省略)</p>	<p>五四〇二・三一</p>
<p>8 第四八・〇一項及び第四八・〇三項から第四八・〇九項までには、紙、板紙、セルロースウオツディング及びセルロース繊維のウェブのうち次のもののみを含む。</p> <p>(a)・(b) 同上</p> <p>9 12 同上</p> <p>号注</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>五四・〇二</p>	<p>同上</p> <p>強力糸(ナイロンその他のポリアミドのものに限る。)</p>	<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>	<p>五四〇二・一一</p> <p>五四〇二・一九</p> <p>五四〇二・二〇</p>	<p>同上</p> <p>一・二 同上</p> <p>同上</p>	<p>五四〇二・三一</p>

五四〇二・四九	五四〇二・五一 五四〇二・五二 五四〇二・五三	五四〇二・六一 五四〇二・六二 五四〇二・六三	五四〇二・五九	五四〇二・四九	五四〇二・五一 五四〇二・五二	五四〇二・六一 五四〇二・六二 五四〇二・六三	五四〇二・五九	五四〇二・四九
(省略)	その他の単糸（より数がメートルにつき五〇を超えるものに限り。）	ポリプロピレンのもの	その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン	(省略)	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	その他のもの	その他のもの	(省略)
(省略)	(省略)	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	その他のもの	(省略)	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	その他のもの	その他のもの	(省略)
(省略)	(省略)	六%	四・八%	(省略)	六%	(省略)	(省略)	(省略)
五四〇二・四九	五四〇二・五一 五四〇二・五二	五四〇二・六一 五四〇二・六二	五四〇二・五九	五四〇二・四九	五四〇二・五一 五四〇二・五二	五四〇二・六一 五四〇二・六二 五四〇二・六三	五四〇二・五九	五四〇二・四九
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

<p>五四〇二・六九</p> <p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p> <p>(二) 合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの その他のもの</p>	<p>(省 略)</p> <p>四・八% 八%</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>五五・〇二</p>	<p>再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ</p>	<p>(省 略)</p>
<p>五五〇二・一〇 五五〇二・九〇</p>	<p>アセテートのもの その他のもの</p>	<p>七% 四・二%</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>五五・〇六</p>	<p>合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）</p>	<p>(省 略)</p>
<p>五五〇六・一〇 ～</p>	<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>五五〇六・三〇 五五〇六・四〇</p>	<p>ポリプロピレンのもの 一 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量</p>	<p>(省 略)</p>

<p>五四〇二・六九</p> <p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>五五・〇二 五五〇二・〇〇</p>	<p>再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>一 アセテートのもの 二 その他のもの</p>	<p>七% 四・二%</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>五五・〇六</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>五五〇六・一〇 ～</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>五五〇六・三〇</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

五七・〇四	(省 略)	じゆうたんその他の紡織用繊維 の床用敷物(フェルト製のもの に限るものとし、製品にしたも のであるかないかを問わず、タ フトし又はフロック加工をした ものを除く。)	(省 略)	
	(省 略)		(省 略)	
五五〇六・九〇	(省 略)	二 の五〇%を超えるもの その他のもの (省 略)	四・二% 八%	
	(省 略)		(省 略)	(省 略)
	(省 略)		(省 略)	(省 略)
五六・〇一	五六〇一・二一 ~ 五六〇一・二九 五六〇一・三〇	紡織用繊維のウォッディング及 びその製品並びに長さが五ミリ メートル以下の紡織用繊維(フ ロック)、紡織用繊維のダスト 及びミルネツプ 紡織用繊維のウォッディング 及びその製品	(省 略)	
			(省 略)	(省 略)
			(省 略)	(省 略)

五七・〇四	同上	同上	同上	
	同上		同上	
五五〇六・九〇	同上	同上	同上	
	同上		同上	
	同上		同上	
五六・〇一	五六〇一・二一 ~ 五六〇一・二九 五六〇一・三〇	同上 同上 同上 及びウォッディング その他のウォッディング製品	同上	
			同上	同上
			同上	同上

<p>五七〇四・一〇 五七〇四・二〇 五七〇四・九〇</p>	<p>(省 略)</p> <p>タイル(表面積が〇・三平方メートルを超え一平方メートル以下のものに限る。)</p> <p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p> <p>九%</p> <p>(省 略)</p>	
<p>(省 略)</p> <p>第六〇類 メリヤス編物及びクロセ編物</p> <p>注</p> <p>1 3 (省 略)</p> <p>号注</p> <p>1 第六〇〇五・三五号には、ポリエチレンの単繊維又はポリエステル、マルチフィラメントの編物で、重量が一平方メートルにつき三〇グラム以上五五グラム以下、網目が一平方センチメートルにつき二〇穴以上一〇〇穴以下であり、アルファシペルメトリン(ISO)、クロルフェナピル(ISO)、デルタメトリン(INN、ISO)、ラムダーシハロトリン(ISO)、ペルメトリン(ISO)又はピリミホスメチル(ISO)を染み込ませ又は塗布したものを含む。</p>	<p>(省 略)</p> <p>六〇・〇五</p>	<p>(省 略)</p> <p>たてメリヤス編物(ガールンメリヤス機により編んだものを含むものとし、第六〇・〇一項から第六〇・〇四項までのものを除く。)</p>	<p>(省 略)</p>

<p>五七〇四・一〇</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	
<p>注</p> <p>1 3 同上</p> <p>第六〇類 同上</p>	<p>同上</p> <p>六〇・〇五</p>	<p>同上</p> <p>同上</p>	<p>同上</p>

注 1 3 (省略) 号注 1 第六三〇四・二〇号には、アルファールシペルメトリン (I	第六三類 紡織用繊維のその他の製品、セット 、中古の衣類、紡織用繊維の中古の 物品及びびぼろ	(省略)	六〇〇五・二一 ～ 六〇〇五・二四	(省略)	(省略)
		(省略)	合成繊維製のもの この類の号注1の編物 その他のもの (漂白してな いもの及び漂白したものに 限る。)	九・六%	(省略)
		(省略)	その他のもの (浸染したも のに限る。)	九・六%	(省略)
		(省略)	六〇〇五・三五 六〇〇五・三六	その他のもの (異なる色の 糸から成るものに限る。)	九・六%
		(省略)	六〇〇五・三七	その他のもの (なせんした ものに限る。)	九・六%
		(省略)	六〇〇五・三八	(省略)	九・六%
		(省略)	六〇〇五・三九	(省略)	九・六%
		(省略)	六〇〇五・四一 ～ 六〇〇五・九〇	(省略)	(省略)
		(省略)	(省略)	(省略)	(省略)

注 1 3 同上	第六三類 同上	同上	六〇〇五・二一 ～ 六〇〇五・二四	同上	同上
		同上	漂白してないもの及び漂白 したもの	九・六%	同上
		同上	浸染したもの	九・六%	同上
		同上	六〇〇五・三一 六〇〇五・三二	異なる色の糸から成るもの	九・六%
		同上	六〇〇五・三三 六〇〇五・三四	なせんしたもの	九・六%
		同上	六〇〇五・四一 ～ 六〇〇五・九〇	同上	同上
		同上	同上	同上	同上

1 注 この類には、次の物品を含まない。	(省 略)	第六八類 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品	(省 略)	(省 略)	(省 略)	SO)、クロルフェナピル (ISO)、デルタメトリン (INN、ISO)、ラムダーシハロトリン (ISO)、ペルメトリン (ISO) 又はピリミホスメチル (ISO) を染み込ませ又は塗布したたてメリヤス編物から製造した物品を含む。	
			六三〇四・九九	(省 略)	蚊帳 (この類の号注1の物品に限る。)		その他の室内用品 (第九四・〇四項のものを除く。)
			六三〇四・九一 ~	(省 略)	(省 略)		(省 略)

1 注 同上	同上	第六八類 同上	同上	同上	同上	同上
			同上	同上	同上	同上
			同上	同上	同上	同上
			同上	同上	同上	同上
			同上	同上	同上	同上

<p>(a) (1) (省略)</p> <p>(m) 第九六・〇二項の物品で第九六類の注2(b)に掲げる材料から製造したもの、第九六・〇六項の物品(例えば、ポタシ)、第九六・〇九項の物品(例えば、石筆)、第九六・一〇項の物品(例えば、石盤)及び第九六・二〇項の物品(一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品)</p> <p>(n) (省略)</p> <p>2 (省略)</p>	<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>	<p>六九・〇七</p>	<p>陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル、陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品(裏張りしてあるかないかを問わない。)並びに仕上げ用の陶磁製品</p> <p>舗装用品及び炉用又は壁用のタイル(第六九〇七・三〇号又は第六九〇七・四〇号のものを除く。)</p> <p>吸水率が全重量の〇・五%以下のもの</p> <p>吸水率が全重量の〇・五%を超え一〇%以下のもの</p> <p>吸水率が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>モザイクキューブその他これ</p>	<p>(省略)</p> <p>一・七%</p> <p>一・七%</p> <p>一・七%</p>
<p>(a) (1) 同上</p> <p>(m) 第九六・〇二項の物品で第九六類の注2(b)に掲げる材料から製造したもの、第九六・〇六項の物品(例えば、ポタシ)、第九六・〇九項の物品(例えば、石筆)及び第九六・一〇項の物品(例えば、石盤)</p> <p>(n) 同上</p> <p>2 同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>六九・〇七</p>	<p>陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル(うわぐすりを施したものを除く。)並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品(うわぐすりを施したものを除くものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。)</p> <p>タイル、キューブその他これらに類する物品(長方形であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を一边が七センチメートル未満の正方形により包含することができるとのものに限る。)</p> <p>その他のもの</p>	<p>同上</p> <p>二・六%</p> <p>二・六%</p>

注 1 この部には、次の物品を含まない。 (a) (1) (省略) (m) 手ふるい、ボタン、ペン、ペンシルホルダー、ペン先、	第一五部 卑金属及びその製品	(省略)	六九〇七・四〇	に類する物品（第六九〇七・四〇号のものを除く。） 仕上げ用の陶磁製品	一・七% 一・七%
		(省略)			
		(省略)			

注 1 同上 (a) (1) 同上 (m) 手ふるい、ボタン、ペン、ペンシルホルダー、ペン先そ	第一五部 同上	同上	六九〇八・一〇	六九〇八 陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（うわぐすりを施したものに限る。）並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品（うわぐすりを施したものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。） タイル、キューブその他これらに類する物品（長方形であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を一辺が七センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。） その他のもの	三・二% 三・二%
		同上	六九〇八・九〇		
		同上			

<p>一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品その他の第九六類の物品（雑品）</p> <p>(n) (省略)</p> <p>2 8 (省略)</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>	<p>第七四類 銅及びその製品</p> <p>注</p> <p>1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a)・(b) (省略)</p> <p>(c) 「マスターアロイ」とは、銅と他の元素の合金（銅の含有量が全重量の一〇%を超えるものに限る。）で、実用上圧延及び鍛造のいずれにも適せず、かつ、通常その他の合金の製造の際の添加用又は非鉄金属の冶金の際の脱酸用、脱硫用その他これらに類する用途に供するものをいう。ただし、りんの含有量が全重量の一五%を超えるりん銅は、第二八・五三項に属する。</p> <p>(d) (h) (省略)</p> <p>号注</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>第八二類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部品</p> <p>注</p> <p>1 トーチランプ、可搬式鍛冶炉、フレーム付きグラインディングホイール、マニキュアセット、ペディキュアセット及び</p>
--	-------------	---	---

<p>他の第九六類の物品（雑品）</p> <p>(n) 同上</p> <p>2 8 同上</p> <p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>第七四類 同上</p> <p>注</p> <p>1 同上</p> <p>(a)・(b) 同上</p> <p>(c) 「マスターアロイ」とは、銅と他の元素の合金（銅の含有量が全重量の一〇%を超えるものに限る。）で、実用上圧延及び鍛造のいずれにも適せず、かつ、通常その他の合金の製造の際の添加用又は非鉄金属の冶金の際の脱酸用、脱硫用その他これらに類する用途に供するものをいう。ただし、りんの含有量が全重量の一五%を超えるりん銅は、第二八・四八項に属する。</p> <p>(d) (h) 同上</p> <p>号注</p> <p>同上</p> <p>同上</p>	<p>第八二類 同上</p> <p>注</p> <p>1 トーチランプ、可搬式かじり機、フレーム付きグラインディングホイール、マニキュアセット、ペディキュアセット及び</p>
--	-----------	--	---

		第八二・〇九項の物品を除くほか、この類の物品は、次のいずれかの物品から成る刃、作用する面その他の作用する部分を有するものに限る。 (a) (d) (省略)	
八二・〇五 (省略)	手道具及び手工具(ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品(加工機械又はウオータージェット切断機械の附属品及び部分品を除く。)、金敷き、可搬式鍛冶炉並びにフレーム付きグライディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの (省略)	(省略)	2・3 (省略)
八三・〇八 (省略)	卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイ (省略)	(省略)	(省略)

		第八二・〇九項の物品を除くほか、この類の物品は、次のいずれかの物品から成る刃、作用する面その他の作用する部分を有するものに限る。 (a) (d) 同上	
八二・〇五 同上	手道具及び手工具(ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品(加工機械の附属品及び部分品を除く。)、金敷き、可搬式かじ炉並びにフレーム付きグライディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの 同上	同上	2・3 同上
八三・〇八 同上	卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイ 同上	同上	同上

<p>1 注</p> <p>(a) (p) (省 略)</p> <p>(q) タイプライターリボン又はこれに類するリボン（スプー ルに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるか ないかを問わない。インキを付けたもの及びその他の方法 により印字することができる状態にしたものは、第九六・ 一二項に属する。その他のリボンは、その構成する材料に より該当する項に属する。）及び第九六・二〇項の一脚、</p>	<p>第一六部 機械類及び電気機器並びにこれらの部 分品並びに録音機、音声再生機並びに テレビジョンの映像及び音声の記録用 又は再生用の機器並びにこれらの部分 品及び附属品</p>	<p>、アイレットその他これらに類 する物品（衣類又は衣類附属品 、履物、身辺用細貨類、腕時計 、書籍、日よけ、革製品、旅行 用具、馬具その他の製品に使用 する種類のものに限る。）、管 リベット、二股リベット、ビー ズ及びスパングル</p>	<p>（省 略）</p> <p>（省 略）</p> <p>（省 略）</p>
	<p>八三〇八・一〇</p> <p>八三〇八・二〇</p> <p>八三〇八・九〇</p>	<p>（省 略）</p> <p>（省 略）</p> <p>（省 略）</p>	<p>（省 略）</p> <p>無税</p> <p>（省 略）</p>
	<p>（省 略）</p>	<p>（省 略）</p>	<p>（省 略）</p>

<p>1 注</p> <p>(a) (p) 同 上</p> <p>(q) タイプライターリボン又はこれに類するリボン（スプー ルに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるか ないかを問わない。インキを付けたもの及びその他の方法 により印字することができる状態にしたものは、第九六・ 一二項に属する。その他のリボンは、その構成する材料に より該当する項に属する。）</p>	<p>第一六部 同 上</p>	<p>、アイレットその他これらに類 する物品（衣類、履物、日よけ 、ハンドバッグ、旅行用具その 他の製品に使用する種類のもの に限る。）、管リベット、ふた またリベット、ビーズ及びスパ ングル</p>	<p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p>
	<p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p>	<p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p>	<p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>無税</p> <p>同 上</p>
	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>

2 2 2
2 5 5
二脚、三脚その他これらに類する物品
(省略)

第八四類 原子炉、ボイラー及び機械類並びに
これらの部分品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) (f) (省略)

(g) 第一七部の物品用のラジエーター

(h) 動力駆動式でない手動床掃除機(第九六・〇三項参照)

2 第八四・〇一項から第八四・二四項まで又は第八四・八六
項に該当する機械類で同時に第八四・二五項から第八四・八
〇項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注3及
びこの類の注9の規定によりその所属が決定される場合を除
くほか、第八四・〇一項から第八四・二四項まで又は第八四
・八六項の該当する項に属する。ただし、第八四・一九項に
は、次の物品を含まない。

(a) (d) (省略)

(e) 機械的作業を行う機器(理化学用のものを含む。)で、
温度の変化を必要とする場合であつてもこれを主たる機能
としないもの

(省略)

3 3 3
3 8 8
(省略)

9 (A) 第八五類の注9(a)及び9(b)は、この注及び第八四・八六
項の「半導体デバイス」及び「集積回路」についても適用
する。ただし、この注及び第八四・八六項の「半導体デバ
イス」には、光電性半導体デバイス及び発光ダイオード(LE
D)を含む。

2 2 2
2 5 5
同上

第八四類 同上

注

1 同上

(a) (f) 同上

(g) 同上

2 同上

(e) 機械的作業を行う機械類で、温度の変化を必要とする場
合であつてもこれを主たる機能としないもの

同上

3 3 3
3 8 8
同上

9 (A) 第八五類の注8(a)及び8(b)は、この注及び第八四・八六
項の「半導体デバイス」及び「集積回路」についても適用
する。ただし、この注及び第八四・八六項の「半導体デバ
イス」には、光電性半導体デバイス及び発光ダイオードを
含む。

<p>八四・一五 (省 略)</p>	<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>八四一五・一〇</p>	<p>エアコンディショナー(動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに 限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを 含む。)</p>	<p>無税</p>
<p>八四一五・二〇</p>	<p>窓、壁、天井又は床に取り付ける ように設計したもの(一体構造の もの又はスプリットシステムのもの に限る。)</p>	<p>無税</p>

号注 (B) (D) (省 略)

1| 第八四六五・二〇号において「マシニングセンター」とは、木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械で、加工プログラムに従ってマガジンその他これに類する装置から自動的に工具を交換する方法により二以上の加工機能を有する機械をいう。

2| (省 略)

3| 第八四八一・二〇号において「油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁」とは、圧力が加わった流体(液体又は気体)の形で動力源が供給される液圧式又はニューマチックシステムの流体動力伝達装置に特に用いられる弁をいう。これらの弁には種々の型(減圧型、逆止型等)がある。同号は、第八四・八一項の他のいかなる号にも優先する。

4| (省 略)

<p>八四・一五 同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>八四一五・一〇</p>	<p>窓又は壁に取り付けるもの(一体構造のもの又はスプリットシステムのものに限る。)</p>	<p>無税</p>
<p>八四一五・二〇</p>	<p>同上</p>	<p>無税</p>

号注 (B) (D) 同上

1| 同上

2| 同上

八四一五・九〇	（省 略）	（省 略）	（省 略）	八四一五・九〇	同上	同上	同上
八四・二四	（省 略）	噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。）、消火器（消火剤を充填してあるかないかを問わない。）、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器	（省 略）	八四・二四	同上	同上	同上
八四二四・一〇	（省 略）	消火器（消火剤を充填してあるかないかを問わない。）	無税	八四二四・一〇	同上	消火器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）	無税
八四二四・二〇	（省 略）	（省 略）	（省 略）	八四二四・二〇	同上	同上	同上
八四二四・三〇	（省 略）	農業用又は園芸用の噴霧器	（省 略）	八四二四・三〇	同上	同上	同上
八四二四・四一	（省 略）	可搬式噴霧器	無税				
八四二四・四九	（省 略）	その他のもの	無税				
八四二四・八二	（省 略）	その他の機器	無税	八四二四・八一	同上	その他の機器	無税
八四二四・八九	（省 略）	農業用又は園芸用のもの	無税	八四二四・八九	同上	農業用又は園芸用のもの	無税
八四二四・九〇	（省 略）	（省 略）	（省 略）	八四二四・九〇	同上	同上	同上
（省 略）	（省 略）	（省 略）	（省 略）	同上	同上	同上	同上

		を除く。)	
八四六〇・一一二	平面研削盤	無税	平面研削盤（軸の位置決めが〇・〇一ミリメートル以内の精度でできるものに限る。）
八四六〇・一九	数値制御式のもの	無税	数値制御式のもの
	その他のもの		その他のもの
	その他の研削盤		その他の研削盤（軸の位置決めが〇・〇一ミリメートル以内の精度でできるものに限る。）
八四六〇・二二	芯無し研削盤（数値制御式のものに限る。）	無税	数値制御式のもの
八四六〇・二三	その他の円筒研削盤（数値制御式のものに限る。）	無税	
八四六〇・二四	その他のもの（数値制御式のものに限る。）	無税	
八四六〇・二九	(省 略)	(省 略)	同上
八四六〇・三一	(省 略)	(省 略)	同上
八四六〇・九〇	(省 略)	(省 略)	同上
八四・六五	(省 略)	(省 略)	同上
木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械（くぎ打ち用、またくぎ打ち用、接			

八四六五・一〇 八四六五・二〇	着 用 そ の 他 の 組 立 て 用 の 物 を 含 む 。	(省 略)	無税	八四六五・一〇 同上	同上	同上	同上	
八四六五・九一 ～		(省 略)		八四六五・九一 ～	同上	同上	同上	
八四六五・九九		(省 略)		八四六五・九九	同上	同上	同上	
八四・六六	第 八 四 ・ 五 六 項 か ら 第 八 四 ・ 六 五 項 ま で の 機 械 に 専 ら 又 は 主 と し て 使 用 す る 部 分 品 及 び 附 属 品 （ 工 作 物 保 持 具 、 ツ ー ル ホ ル ダ ー 、 自 動 開 き ダ イ ヘ ッ ド 、 割 出 台 そ の 他 機 械 用 の 特 殊 な 附 属 装 置 を 含 む 。） 並 び に 手 持 工 具 用 ツ ー ル ホ ル ダ ー	(省 略)		八四・六六	第 八 四 ・ 五 六 項 か ら 第 八 四 ・ 六 五 項 ま で の 機 械 に 専 ら 又 は 主 と し て 使 用 す る 部 分 品 及 び 附 属 品 （ 工 作 物 保 持 具 、 ツ ー ル ホ ル ダ ー 、 自 動 開 き ダ イ ヘ ッ ド 、 割 出 台 そ の 他 機 械 用 の 特 殊 な 附 属 装 置 を 含 む 。） 並 び に 手 持 工 具 用 ツ ー ル ホ ル ダ ー	同上	同上	同上
八四六六・一〇 八四六六・二〇 八四六六・三〇		(省 略)		八四六六・一〇 八四六六・二〇 八四六六・三〇	同上	同上	同上	
八四六六・九一 ～		(省 略)		八四六六・九一 ～	同上	同上	同上	
八四六六・九四		(省 略)		八四六六・九四	同上	同上	同上	
(省 略)		(省 略)		同上	同上	同上	同上	

第八五類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用	(省 略)	八四・七三	(省 略)	(省 略)
	(省 略)	第八四・七〇項から第八四・七二項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品 (カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。)	(省 略)	(省 略)
	(省 略)	第八四・七〇項から第八四・七二項までの二以上の項の機械に共通して使用する部分品及び附属品	無税	(省 略)

第八五類 同上	同上	八四・六九 八四六九・〇〇	タイプライター(第八四・四三項のプリンターを除く。)及びワードプロセッサ	無税
	同上	八四・七三	第八四・六九項から第八四・七二項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品 (カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。)	同上
	同上	八四七三・一〇 八四七三・二一 八四七三・四〇 八四七三・五〇	第八四・六九項の機械の部分品及び附属品 同上	無税 同上

の機器並びにこれらの部分品及び附属品

注
1・2 (省 略)

3| 第八五・〇七項の「蓄電池」には、エネルギーを蓄積及び供給する蓄電池の機能に貢献し又は蓄電池を損傷から保護する補助部品(例えば、接続子、温度制御装置(サーミスタール等)及び回路保護装置)とともに提示するものを含むものと
し、また、蓄電池が使用される物品の保護ハウジングの一部を取り付けたものを含む。

4| (省 略)

5| (省 略)

6| (省 略)

7| (省 略)

8| (省 略)

9| 第八五・四一項及び第八五・四二項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) (省 略)

(b) 「集積回路」とは、次の物品をいう。

(i) (省 略)

(ii) (省 略)

(iii) (省 略)

(iv) マルチコンポーネント集積回路(MCO)(一以上のモノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路又はマルチチップ集積回路と、少なくとも一のコンポーネント(シリコンベースセンサー、シリコンベースアクチュエーター、シリコンベースオシレーター、シリコンベースレゾネーター若しくはこれらを組み合わせたもの、第八五・三二項、第八五・三三項若しくは第八五・四一項に属する物品の機能を有するコンポーネント又は第八五・〇

注
1・2
同
上

3| 同
上

4| 同
上

5| 同
上

6| 同
上

7| 同
上

8| 同
上

(a) 同
上

(b) 同
上

(i) 同
上

(ii) 同
上

(iii) 同
上

四項に属するインダクター」とを結合した回路で、ピン、リード、ボール、ランド、バンド又はパッドを通して印刷回路基板（PCB）その他のキャリア上への組立てに使用する種類の部品として、集積回路と同様に実用上不可分の状態に一体化されているもの）

この定義において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 「コンポーネント」は、個別部品であるか、独立して製造された後にMCOの土台の上に組み立てられているか又は他のコンポーネントに組み込まれているかを問わない。

2 「シリコンベース」とは、シリコン基板上に形成され、シリコン材料で作られ又は集積回路ダイの上に製造されていることをいう。

3 (a) 「シリコンベースセンサー」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性の変化又は機械構造体の変位によつて生ずる物理量又は化学量を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものである。

「物理量又は化学量」は、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪み、磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロー、化学物質濃度等の実世界の現象に関連する。

(b) 「シリコンベースアクチュエーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気信号を物理的な動きに変換する機能を有するものである。

(c) 「シリコンベースレゾネーター」は、半導体の内

<p>部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、外部入力に応じて、これらの構造体の物理的形状に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電気的な振動を発生する機能を有するコンポーネントである。</p> <p>(d) 「シリコンベースオシレーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、これらの構造体の物理的形状に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電気的な振動を発生する機能を有する能動コンポーネントである。</p> <p>この注9の物品の所属の決定に当たっては、第八五・四一項及び第八五・四二項は、第八五・二三項を除き、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。</p> <p>10 (省 略)</p> <p>号注 (省 略)</p>	<p>(省 略)</p>	<p>八五・二八</p> <p>モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機器を有しないものに限る。）並びにテレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）</p>	<p>(省 略)</p>
---	--------------	---	--------------

<p>この注8の物品の所属の決定に当たっては、第八五・四一項及び第八五・四二項は、第八五・二三項を除き、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。</p> <p>9 (省 略)</p> <p>号注 (省 略)</p>	<p>同上</p>	<p>八五・二八</p> <p>同上</p>	<p>同上</p>
---	-----------	------------------------	-----------

(省略)	八五二八・四二	陰極線管モニター					
	八五二八・四九	第八四・七一項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するよう設計されたもの	無税	同上	第八四・七一項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの	無税	同上
	八五二八・五二	その他のモニター	無税	同上	その他のもの	無税	同上
	八五二八・五九	第八四・七一項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するよう設計されたもの	無税	同上	第八四・七一項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの	無税	同上
	八五二八・六一	その他のもの	無税	同上	その他のもの	無税	同上
	八五二八・六二	プロジェクト	無税	同上	プロジェクト	無税	同上
	八五二八・六九	第八四・七一項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するよう設計されたもの	無税	同上	第八四・七一項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの	無税	同上
	八五二八・七一	(省略)		同上	同上		同上
	八五二八・七三	(省略)		同上	同上		同上
(省略)							

八五・三一	電気式の音響信号用又は可視信号用の機器（例えば、ベル、サイレン、表示盤、盗難警報器及び火災警報器。第八五・一二項又は第八五・三〇項のものを除く。）	（省 略）	（省 略）
八五三一・一〇 八五三一・二〇	表示盤（液晶デバイス（LCD）又は発光ダイオード（LED）を自蔵するものに限る。）	（省 略）	（省 略）
八五三一・八〇 八五三一・九〇	（省 略）	（省 略）	（省 略）
（省 略）	（省 略）	（省 略）	（省 略）
八五・三九	フィラメント電球及び放電管（シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。）、アーク灯並びに発光ダイオード（LED）ランプ	（省 略）	（省 略）
八五三九・一〇 ～ 八五三九・四九 八五三九・五〇	（省 略）	（省 略）	（省 略）
八五三九・九〇	発光ダイオード（LED）ランプ	（省 略）	無税
八五・三一	同上	同上	同上
八五三一・一〇 八五三一・二〇	表示盤（液晶デバイス又は発光ダイオードを自蔵するものに限る。）	同上	同上
八五三一・八〇 八五三一・九〇	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
八五・三九	フィラメント電球及び放電管（シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。）並びにアーク灯	同上	同上
八五三九・一〇 ～ 八五三九・四九 八五三九・九〇	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上

第一七部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連	(省 略)	八五・四一	(省 略)	(省 略)
	(省 略)	ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）、発光ダイオード（LED）及び圧電結晶素子	無税	(省 略)
	八五四一・一〇	ダイオード（光電性ダイオード及び発光ダイオード（LED）を除く。）	無税	(省 略)
	八五四一・二一 ～ 八五四一・三〇	(省 略)	無税	(省 略)
	八五四一・四〇	光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）及び発光ダイオード（LED）	無税	(省 略)
八五四一・五〇 ～ 八五四一・九〇	(省 略)	無税	(省 略)	

第一七部 同上	同上	同上	同上	同上
	同上	ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）、発光ダイオード及び圧電結晶素子	同上	同上
	八五四一・一〇	ダイオード（光電性ダイオード及び発光ダイオードを除く。）	無税	同上
	八五四一・二一 ～ 八五四一・三〇	同上	同上	同上
	八五四一・四〇	光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）及び発光ダイオード	無税	同上
八五四一・五〇 ～ 八五四一・九〇	同上	同上	同上	

<p>八七〇一・一〇 八七〇一・二〇 八七〇一・三〇 八七〇一・九一 八七〇一・九二</p>	<p>注 1 (省略) 2 「部分品」及び「部分品及び附属品」には、次の物品(この部の物品に使用するものであるかないかを問わない。)を含まない。 (a) (省略) (d) (省略) (e) 第八四・〇一項から第八四・七九項までの機器及びその部分品(この部の物品用のラジエーターを除く。)、第八四・八一項又は第八四・八二項の物品並びに第八四・八三項の物品(原動機の不可分の一部を構成するものに限る。)</p>
<p>トトラクター(第八七・〇九項のトトラクターを除く。) 一軸トトラクター セミトラクター用の道路走行用トトラクター 無限軌道式トトラクター その他のもの エンジン出力が一八キロワット以下のもの エンジン出力が一八キロワットを超え三七キロワット以下のもの</p>	<p>(f) (省略) (1) (省略) 3 (省略) 5 (省略)</p>
<p>無税 無税 無税 無税 無税</p>	<p>品</p>

<p>八七〇一・一〇 八七〇一・二〇 八七〇一・三〇 八七〇一・九〇</p>	<p>注 1 同上 2 同上</p>
<p>トトラクター(第八七・〇九項のトトラクターを除く。) 歩行操縦式トトラクター セミトラクター用の道路走行用トトラクター 無限軌道式トトラクター その他のもの</p>	<p>(a) (同上) (d) (同上) (e) 第八四・〇一項から第八四・七九項までの機器及びその部分品、第八四・八一項又は第八四・八二項の物品並びに第八四・八三項の物品(原動機の不可分の一部を構成するものに限る。)</p>
<p>無税 無税 無税 無税</p>	<p>同上 同上 同上</p>

八七〇一・九三	エンジン出力が三七キロワットを超え七五キロワット以下のもの	無税
八七〇一・九四	エンジン出力が七五キロワットを超え一三〇キロワット以下のもの	無税
八七〇一・九五	エンジン出力が一三〇キロワットを超えるもの	無税
八七〇二	一〇人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車	無税
八七〇二・一〇	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）のみを搭載したもの	無税
八七〇二・二〇	駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したもの	無税
八七〇二・三〇	駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）及び電動機を搭載したもの	無税
八七〇二・四〇	駆動原動機として電動機のみを搭載したもの	無税
八七〇二・九〇	（省略）	無税
八七〇二・九〇	同上	同上
八七〇二・一〇	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）を搭載したもの	無税
八七〇二	同上	同上

八七・〇三	乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二項のものを除く。）	（省 略）	八七〇三・一〇	（省 略）	八七・〇三	同上	同上
八七〇三・二一 ～ 八七〇三・二四	（省 略）	（省 略）	八七〇三・二一 ～ 八七〇三・二四	（省 略）	八七〇三・二一 ～ 八七〇三・二四	同上	同上
八七〇三・三一 ～ 八七〇三・三三 八七〇三・四〇	その他の車両（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）のみを搭載したものに限る。）	（省 略）	八七〇三・三一 ～ 八七〇三・三三 八七〇三・四〇	（省 略）	八七〇三・三一 ～ 八七〇三・三三 八七〇三・四〇	同上	同上
	その他の車両（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）及び電動機を搭載したものに限り、外部電源に接続することにより充電すること	（省 略）		（省 略）			

八七〇三・五〇

とができるものを除く。）

八七〇三・六〇

その他の車両（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。）

八七〇三・七〇

その他の車両（駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。）

八七〇三・八〇

その他の車両（駆動原動機として電動機のみを搭載したものに限る。）

八七〇三・九〇

（省略）

無税

無税

無税

無税

無税

（省略）

八七〇三・九〇

同上

同上

<p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (f) (省略)</p> <p>(g) 第八四・一三項の計器付きポンプ並びに重量測定式の計数機、重量測定式の検査機及び単独で提示する分銅（第八</p>	<p>第九〇類</p> <p>光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品</p>	<p>(省略)</p>	<p>八七・一一</p>	<p>(省略)</p>	<p>モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。）</p> <p>、補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー</p>	<p>(省略)</p>	
		<p>(省略)</p>	<p>八七一一・一〇</p> <p>～</p> <p>八七一一・五〇</p> <p>八七一一・六〇</p> <p>八七一一・九〇</p>	<p>(省略)</p>	<p>駆動原動機として電動機を有するもの</p>	<p>(省略)</p>	<p>無税</p>
		<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>

<p>注</p> <p>1 同上</p> <p>(a) (f) 同上</p> <p>(g) 第八四・一三項の計器付きポンプ並びに重量測定式の計数機、重量測定式の検査機及び単独で提示する分銅（第八</p>	<p>第九〇類</p> <p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	
		<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
		<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

<p>九〇〇六・三〇 ～ 九〇〇六・九九</p>	<p>写真機（映画用撮影機を除く。） 並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第八五・三九項の放電管を除く。）</p>	<p>（省略）</p>	<p>（省略）</p>	<p>257（省略） (n)（省略） (m)（省略）</p>	<p>四・二三項参照）、持上げ用又は荷扱い用の機械（第八四・二五項から第八四・二八項まで参照）、紙又は板紙の切断機（第八四・四一項参照）、第八四・六六項の物品で加工機械又はウオータージェット切断機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの（目盛りを読むための光学的機構を有するもの（例えば、光学式割出台）を含むものとし、それ自身が光学機器の特性を有するもの（例えば、芯出し望遠鏡）を除く。）、計算機（第八四・七〇項参照）、第八四・八一項の弁その他の物品並びに第八四・八六項の機器（感光面を有する半導体材料に回路図を投影又は描画するための機器を含む。）</p> <p>(h)（省略） (k)（省略）</p> <p>(1) 第九六・二〇項の一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品</p>
----------------------------------	---	-------------	-------------	--	--

<p>九〇〇六・一〇 九〇〇六・三〇 ～ 九〇〇六・九九</p>	<p>製版に使用する種類の写真機</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>257 同上 (m) 同上 (1) 同上</p>	<p>四・二三項参照）、持上げ用又は荷扱い用の機械（第八四・二五項から第八四・二八項まで参照）、紙又は板紙の切断機（第八四・四一項参照）、第八四・六六項の物品で加工機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの（目盛りを読むための光学的機構を有するもの（例えば、光学式割出台）を含むものとし、それ自身が光学機器の特性を有するもの（例えば、しん出し望遠鏡）を除く。）、計算機（第八四・七〇項参照）、第八四・八一項の弁その他の物品並びに第八四・八六項の機器（感光面を有する半導体材料に回路図を投影又は描画するための機器を含む。）</p> <p>(h)（省略） (k) 同上</p>
--	----------------------	-----------	-----------	-------------------------------------	---

九四〇一・一〇 ～ 九四〇一・四〇	(省 略)	とができるものであるかないかを問わないものとし、第九四〇二項のものを除く。)及びその部分品	(省 略)	九四〇一・一〇 ～ 九四〇一・四〇	同上	同上	同上
九四〇一・五二 九四〇一・五三 九四〇一・五九	(省 略)	竹製のもの とう製のもの	無税	九四〇一・五二 九四〇一・五三 九四〇一・五九	同上	竹製又はとう製のもの	無税
九四〇一・六一 ～ 九四〇一・九〇	(省 略)	(省 略)	(省 略)	九四〇一・六一 ～ 九四〇一・九〇	同上	同上	同上
(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	同上	同上	同上
九四〇三・一〇 ～ 九四〇三・七〇	(省 略)	その他の家具及びその部分品	(省 略)	九四〇三・一〇 ～ 九四〇三・七〇	同上	同上	同上
九四〇三・八一	(省 略)	その他の材料(とう、オージ ア、竹その他これらに類する 材料を含む。)製の家具	(省 略)	九四〇三・八一	同上	竹製又はとう製のもの	無税

号注 2 5 (w) (省略) (v) (省略) (u) 二〇項参照 (f) (省略) (t) (省略) 一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品(第九六・)	1 注 この類には、次の物品を含まない。 (a) (省略) (d) (省略) (e) 第六一類又は第六二類の紡織用繊維製の運動用衣類及び特殊衣類(肘、膝又はそけい部にパッド又は詰物等のさ細な保護部分を有するか有しないかを問わない。例えば、フェンシング用衣類及びサッカーのゴールキーパー用ジャージ)並びに第六一類又は第六二類の紡織用繊維製の仮装用の衣類	九四〇三・八二	竹製のもの	無税
		九四〇三・八三	とう製のもの	無税
		九四〇三・八九	(省略)	(省略)
		九四〇三・九〇	(省略)	(省略)
		九四〇六・一〇	プレハブ建築物	(省略)
		九四〇六・九〇	木製のもの	三・九%
			その他のもの	三・九%
	第九五類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品			三・九%

号注 2 5 (v) 同上 (u) 同上 (f) (省略) (t) 同上	1 注 同上 (a) (省略) (d) 同上 (e) 第六一類又は第六二類の紡織用繊維製の運動用又は仮装用の衣類	九四〇三・八九	同上	同上
		九四〇三・九〇	同上	同上
		九四〇六・一〇	同上	同上
		九四〇六・九〇	プレハブ建築物	三・九%
	第九五類 同上			三・九%

(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)
(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)
九六・一九 九六一九・〇〇	(省 略)	(省 略)	(省 略)
九六・二〇 九六二〇・〇〇	一脚、二脚、三脚その他これら に類する物品	無税	(省 略)

付表第一 入国者の輸入貨物に対する簡易税率表（第三条の二関係）

一	番号	品名	税率	第二欄の物品の関税率表 の番号
	一	アルコール飲 料		
		(1) (省 略)	(省 略)	(省 略)
		(2) その他 のもの	一リットル につき二〇 〇円	第二一〇六・九〇号の二 の(二)のDの(b)、第二二〇 三・〇〇号、第二二〇四 ・一〇号から第二二〇四 ・二九号まで、第二二〇 五・一〇号、第二二〇五 ・九〇号の二、第二二〇 六・〇〇号の二の(一)若し くは(二)のA若しくはBの (b)又は第二二〇八・九〇

同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上

付表第一 入国者の輸入貨物に対する簡易税率表（第三条の二関係）

一	番号	品名	税率	第二欄の物品の関税率表 の番号
	同上	同上	同上	同上
		(1) 同上	同上	同上
		(2) 同上	同上	同上

二	(省略)	(省略)	号の二の(一)若しくは(三)
---	------	------	----------------

注 (省略)

付表第二 少額貨物に対する簡易税率表 (第三条の三関係)

七 ~ 五	四	三 ~ 一	番号
(省略)	(1) ~ (8) (省略) (9) 別表第四四二一・九一号の一に掲げる物品 (10) ~ (14) (省略)	(省略)	品 目
(省略)	一〇%	(省略)	税 率

二	同上	同上	二二〇八・九〇号の二の(一)若しくは(三)
---	----	----	-----------------------

注 同上

付表第二 少額貨物に対する簡易税率表 (第三条の三関係)

七 ~ 五	四	三 ~ 一	番号
同上	(1) ~ (8) 同上 (9) 別表第四四二一・九〇号の一に掲げる物品 (10) ~ (14) 同上	同上	品 目
同上	同上	同上	税 率

○ 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

目次

第一章（省 略）
 第二章（省 略）
 第一節 通則（第三条―第六条の三）
 第二節―第五節（省 略）
 第三章―第五章（省 略）
 第六章（省 略）
 第一節・第二節（省 略）
 第二節の二 輸入申告の特例（第六十七条の十九）
 第三節 提出書類及び検査手続（第六十八条―第六十九条）
 第四節―第八節（省 略）
 第六章の二 認定通関業者（第七十九条―第七十九条の六）
 第七章―第十一章（省 略）
 附則

（課税物件の確定の時期）

第四条 関税を課する場合の基礎となる貨物の性質及び数量は、当該貨物の輸入申告の時における現況による。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める時における現況による。

一―五の二（省 略）

五の三 第六十七条の二第三項第三号（輸出申告又は輸入申告の手続）に該当して輸入申告がされた貨物であつて、輸入の許可を受けたもの（第一号、第二号、第三号の二、第五号及び前号に掲げ

現 行

目次

第一章 同 上
 第二章 同 上
 第一節 通則（第三条―第六条の二）
 第二節―第五節 同 上
 第三章―第五章 同 上
 第六章 同 上
 第一節・第二節 同 上
 第三節 提出書類及び検査手続（第六十八条・第六十九条）
 第四節―第八節 同 上
 第六章の二 認定通関業者（第七十九条―第七十九条の五）
 第七章―第十一章 同 上
 附則

（課税物件の確定の時期）

第四条 同 上

一―五の二 同 上

五の三 第六十七条の二第二項第二号（輸出申告又は輸入申告の手続）に該当して輸入申告がされた貨物であつて、輸入の許可を受けたもの（第一号、第二号、第三号の二、第五号及び前号に掲げ

るものを除く。) 当該輸入の許可の時
六〇八 (省 略)
2 (省 略)

(郵送等に係る申告書等の提出時期)

第六条の三 国税通則法第二十二条(郵送等に係る納税申告書等の提出時期)の規定は、次条第一項、第七条の十四第一項(修正申告)、第七条の十五第一項(更正の請求)、第九条の二第一項から第三項まで(納期限の延長)又は第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定による申告、請求又は申請に係る書面(当該書面に添付すべき書類及び当該書面の提出に関連して提出するものとされている書類を含む。)その他財務省令で定める書類が郵便又は信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項(定義)に規定する一般信書事業者又は同条第九項に規定する特定信書事業者による同条第二項に規定する信書便をいう。)により提出された場合について準用する。

(申告の特例)

第七条の二 貨物を輸入しようとする者であつて、あらかじめいずれかの税関長の承認を受けた者(以下「特例輸入者」という。)又は当該貨物の輸入に係る通関手続(通関業法(昭和四十二年法律第二百二十二号)第二条第一号イ(1)(定義)に規定する通関手続をいう。以下同じ。)を認定通関業者(第七十九条の二(規則等に関する改善措置)に規定する認定通関業者をいう。第六十三条の二第一項、第六十三条の七第一項第三号イ及び第六十七条の三第一項第二号において同じ。)に委託した者(以下「特例委託輸入者」という。)は、申告納税方式が適用される貨物について、前条第二項の規定にかかわらず、当該貨物に係る課税標準、税額その他必要な事項を記

るものを除く。) 当該輸入の許可の時
六〇八 同上
2 同上

(申告の特例)

第七条の二 貨物を輸入しようとする者であつて、あらかじめいずれかの税関長の承認を受けた者(以下「特例輸入者」という。)又は当該貨物の輸入に係る通関手続(通関業法(昭和四十二年法律第二百二十二号)第二条第一号イ(1)(定義)に規定する通関手続をいう。以下同じ。)を認定通関業者(第七十九条の二(規則等に関する改善措置)に規定する認定通関業者をいう。第六十三条の二第一項、第六十三条の七第一項第二号イ及び第六十七条の三第一項第二号において同じ。)に委託した者(以下「特例委託輸入者」という。)は、申告納税方式が適用される貨物について、前条第二項の規定にかかわらず、当該貨物に係る課税標準、税額その他必要な事項を記

載した申告書（以下「特例申告書」という。）を税関長に提出することによつて、同条第一項の申告を行うことができる。

2 特例申告（特例申告書の提出によつて行う前条第一項の申告をいう。以下同じ。）を行う場合は、特例申告に係る貨物（以下「特例申告貨物」という。）で輸入の許可を受けたものについて、特例申告書を作成し、当該許可の日の属する月の翌月末までに当該許可をした税関長に提出しなければならない。

3 6 （省 略）

（申告納税方式による関税等の納付）

第九条 （省 略）

2 （省 略）

3 過少申告加算税又は第十二条の四第一項若しくは第三項（同条第一項の加重算税に係る部分に限る。）（加重算税）の加重算税（以下この項において「過少申告加重算税」という。）に係る賦課決定通知書を受けた者は、当該通知書に記載された金額の過少申告加算税又は過少申告加重算税を当該通知書が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日と当該過少申告加算税又は過少申告加重算税の納付の起因となつた関税に係る貨物の輸入の許可の日とのいずれか遅い日までに納付しなければならない。

4 無申告加算税又は第十二条の四第二項若しくは第三項（同条第二項の加重算税に係る部分に限る。）の加重算税（以下この項において「無申告加重算税」という。）に係る賦課決定通知書を受けた者は、当該通知書に記載された金額の無申告加算税又は無申告加重算税を当該通知書が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日までに納付しなければならない。

（納期限の延長）

載した申告書（以下「特例申告書」という。）を税関長に提出することによつて、同条第一項の申告を行うことができる。

2 特例申告（特例申告書の提出によつて行う前条第一項の申告をいう。以下同じ。）を行う場合は、特例申告に係る貨物（以下「特例申告貨物」という。）で輸入の許可を受けたものについて、特例申告書を作成し、当該許可の日の属する月の翌月末までに当該特例申告貨物の輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

3 6 同 上

（申告納税方式による関税等の納付）

第九条 同 上

2 同 上

3 過少申告加算税又は第十二条の四第一項（加重算税）の規定により課される加重算税（以下この項において「過少申告加重算税」という。）に係る賦課決定通知書を受けた者は、当該通知書に記載された金額の過少申告加算税又は過少申告加重算税が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日と当該過少申告加算税又は過少申告加重算税の納付の起因となつた関税に係る貨物の輸入の許可の日とのいずれか遅い日までに納付しなければならない。

4 無申告加算税又は第十二条の四第二項の規定により課される加重算税（以下この項において「無申告加重算税」という。）に係る賦課決定通知書を受けた者は、当該通知書に記載された金額の無申告加算税又は無申告加重算税を当該通知書が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日までに納付しなければならない。

（納期限の延長）

第九条の二 (省 略)

2 申告納税方式が適用される貨物（特例申告貨物を除く。）を輸入しようとする者が、その月（以下この項において「特定月」という。）において輸入しようとする貨物に課されるべき関税の納期限に關し、特定月の前月末日までにその延長を受けたい旨の申請書を当該貨物に係る第七条第一項の規定による申告をする税関長に提出し、かつ、当該貨物に係る関税額の合計額に相当する額の担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、特定月においてその者が輸入する貨物に係る関税については、前条第一項の規定にかかわらず、特定月における関税額の累計額が当該提供された担保の額を超えない範囲内において、その納期限を特定月の末日の翌日から三月以内に限り延長することができる。

3・4 (省 略)

(延滞税)

第十二条 (省 略)

2・6 (省 略)

7 第一項の場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その関税に係る延滞税については、当該各号に定める金額を免除する。ただし、第一号に掲げる場合において、前条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（以下この項及び次項において「例による国税徴収法」という。）第五百五十四条第一項（滞納処分停止の取消し）又は第五百五十二条第三項若しくは第四項（換価の猶予に係る分割納付、通知等）において準用する国税通則法第四十九条第一項（納税の猶予の取消し）の規定による取消しの基因となるべき事実が生じたときは、その生じた日以後の期間に対応する部分の金額については、税関長は、その免除をしないことができる。

第九条の二 同上

2 申告納税方式が適用される貨物（特例申告貨物を除く。）を輸入しようとする者が、その月（以下この項において「特定月」という。）において輸入しようとする貨物に課されるべき関税の納期限に關し、特定月の前月末日までにその延長を受けたい旨の申請書をその輸入の予定地を所轄する税関長に提出し、かつ、特定月において輸入しようとする貨物に係る関税額の合計額に相当する額の担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、特定月においてその者が輸入する貨物に係る関税については、前条第一項の規定にかかわらず、特定月における関税額の累計額が当該提供された担保の額を超えない範囲内において、その納期限を特定月の末日の翌日から三月以内に限り延長することができる。

3・4 同上

(延滞税)

第十二条 同上

2・6 同上

一 例による国税徴収法第五十三条第一項（滞納処分等の停止の要件等）の規定による滞納処分等の執行の停止をした場合又は例による国税徴収法第五十一条第一項若しくは第五十一条の第二項（換価の猶予の要件等）の規定による換価の猶予をした場合、その停止又は猶予をした関税に係る延滞税のうち、当該執行の停止をした期間に対応する部分の金額に相当する金額又は当該換価の猶予をした期間（当該関税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間に限る。）に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額

二 第二条の三第一項、第三項又は第四項（災害による期限の延長）の規定により関税を納付すべき期限を延長した場合、その関税に係る延滞税のうち、その延長した期間に対応する部分の金額

三 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項又は第四項（執行停止）（これらの規定を同法第六十一条（審査請求に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定により財務大臣又は税関長が関税の徴収に関する処分等の執行を停止した場合、その停止をした期間のうち当該関税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間（前二号又は次項第一号の規定により延滞税の免除がされた場合には、当該免除に係る期間に該当する期間を除く。）に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額

8 | 第一項の場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、税関長は、その関税に係る延滞税につき、当該各号に定める金額を限度として、免除することができる。

一 例による国税徴収法第五十一条第一項又は第五十一条の第二項の規定による換価の猶予をした場合において、納税義務者が次のイ又はロのいずれかに該当するとき、その猶予をした関税に係る延滞税（前項第一号又は第二号の規定による免除に係る部

分を除く。以下この号において同じ。）につき、猶予をした期間（当該関税を当該期間内に納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると税関長が認める場合には、猶予の期限の翌日から当該やむを得ない理由がやんだ日までの期間を含む。）に対応する部分の金額でその納付が困難と認められる金額

イ 納税義務者の財産の状況が著しく不良で、納期又は弁済期の到来した関税以外の公課又は債務について軽減又は免除をしなければ、その事業の継続又は生活の維持が著しく困難になると認められる場合において、その軽減又は免除がされたとき。

ロ 納税義務者の事業又は生活の状況によりその延滞税の納付を困難とするやむを得ない理由があると認められるとき。

二 税関長が国税徴収の例により滞納に係る関税の全額を徴収するために必要な財産につき差押えをし、又は納付すべき税額に相当する担保の提供を受けた場合、その差押え又は担保の提供に係る関税を計算の基礎とする延滞税につき、その差押え又は担保の提供がされている期間のうち当該関税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間（前項各号又は前号の規定により延滞税の免除がされた場合には、当該免除に係る期間に該当する期間を除く。）に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額

三 次のイからハまでのいずれかに該当する場合、当該イからハまでに規定する関税に係る延滞税（第六項、前項各号又は前二号の規定による免除に係る部分を除く。）につき、当該イからハまでに定める金額

イ 例による国税徴収法に規定する交付要求により交付を受けた金銭を当該交付要求に係る関税に充てた場合、当該交付要求を受けた例による国税徴収法第二条第十三号（定義）に規定する執行機関が強制換価手続において当該金銭を受領した日の翌日からその充てた日までの期間に対応する部分の金額

- ロ 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、関税を納付することができない事由が生じた場合、その事由が生じた日からその事由が消滅した日以後七日を経過した日までの期間に対応する部分の金額
- ハ イ又はロのいずれかに該当する事実が生じた場合で政令で定める場合、政令で定める期間に対応する部分の金額
- 9 第一項及び第十一項第一号において「法定納期限」とは、当該関税を課される貨物を輸入する日（輸入の許可を受ける貨物については、当該許可の日）とする。ただし、次の各号に掲げる関税については、当該各号に定める期限又は日（第三号又は第四号に掲げる関税につき当該各号の書類が二回以上にわたつて発せられた場合には、その最初に発せられた日）とする。
- 一 特例申告貨物につき納付すべき関税（第九条の二第三項（納期限の延長）の規定により納付すべき期限が延長された関税を除く。）
特例申告書の提出期限
- 二 第九条の二第一項から第三項までの規定により納付すべき期限が延長された関税、当該延長された期限
- 三 第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により税関長の承認を受けて引き取られた貨物につき納付すべき関税、当該関税に係る第七条の十七（輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知）の書類若しくは更正通知書又は第九条の三（納税の告知）の規定による納税告知書が発せられた日
- 四 第七十七条第六項（郵便物の関税の納付等）の税関長の承認を受けて受け取られた郵便物につき納付すべき関税、当該関税に係る第九条の三の規定による納税告知書が発せられた日
- 五 関稅定率法第七條第三項（相殺関税）若しくは第八條第二項（不当廉売関税）の規定により課する関税又は同條第十六項の規定

により変更され、若しくは継続される同条第一項の規定により課する関税 当該関税に係る納税告知書に記載された納期限

六 この法律又は関税率法その他関税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている関税 当該事実が生じた日

10) 修正申告（偽りその他不正の行為により関税を免れ、又は関税の払戻し若しくは還付を受けた者が当該関税についての調査があつたことにより当該関税について更正があるべきことを予知してされた修正申告（次項において「特定修正申告」という。）を除く。）又は更正（偽りその他不正の行為により関税を免れ、又は関税の払戻し若しくは還付を受けた者についてされた当該関税に係る更正（同項において「特定更正」という。）を除く。）があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該修正申告又は更正により納付すべき関税額に係る延滞税については、第一項に規定する日数から当該各号に定める日数を控除して、同項の規定を適用する。

一 当該修正申告又は更正に係る関税について第七条第一項（申告）の規定による申告があつた場合（特例申告の場合にあつては、期限内特例申告書が提出された場合）において、第一項の法定納期限から一年を経過する日後に当該修正申告がされ、又は当該更正に係る更正通知書が発せられたとき。その法定納期限から一年を経過する日の翌日から当該修正申告がされ、又は当該更正に係る更正通知書が発せられた日までの日数

二 当該修正申告又は更正に係る関税について期限後特例申告書が提出された場合において、その期限後特例申告書の提出があつた日の翌日から起算して一年を経過する日後に当該修正申告がされ、又は当該更正に係る更正通知書が発せられたとき。その期限後特例申告書の提出があつた日の翌日から起算して一年を経過する

7) 修正申告（偽りその他不正の行為により関税を免れ、又は関税の払戻し若しくは還付を受けた者が当該関税についての調査があつたことにより当該関税について更正があるべきことを予知してされた修正申告を除く。）又は更正（偽りその他不正の行為により関税を免れ、又は関税の払戻し若しくは還付を受けた者についてされた当該関税に係る更正を除く。）があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該修正申告又は更正により納付すべき関税額に係る延滞税については、第一項に規定する日数から当該各号に定める日数を控除して、同項の規定を適用する。

一 当該修正申告又は更正に係る関税について第七条第一項（申告）の規定による申告があつた場合（特例申告の場合にあつては、期限内特例申告書が提出された場合）において、第一項の法定納期限から一年を経過する日後に当該修正申告がされ、又は当該更正に係る更正通知書が発せられたとき。その法定納期限から一年を経過する日の翌日から当該修正申告がされ、又は当該更正に係る更正通知書が発せられた日までの日数

二 当該修正申告又は更正に係る関税について期限後特例申告書が提出された場合において、その期限後特例申告書の提出があつた日の翌日から起算して一年を経過する日後に当該修正申告がされ、又は当該更正に係る更正通知書が発せられたとき。その期限後特例申告書の提出があつた日の翌日から起算して一年を経過す

日の翌日から当該修正申告がされ、又は当該更正に係る更正通知書が発せられた日までの日数

8

る日の翌日から当該修正申告がされ、又は当該更正に係る更正通知書が発せられた日までの日数

第一項において「法定納期限」とは、当該関税を課される貨物を輸入する日（輸入の許可を受ける貨物については、当該許可の日）とする。ただし、次の各号に掲げる関税については、当該各号に掲げる日（第三号又は第四号に掲げる関税につき当該各号の書類が二回以上にわたつて発せられた場合には、その最初に発せられた日）又は期限とする。

一 特例申告貨物につき納付すべき関税（第九条の二第三項（納期限の延長）の規定により納付すべき期限が延長された関税を除く。）
特例申告書の提出期限

二 第九条の二第一項から第三項までの規定により納付すべき期限が延長された関税
当該延長された期限

三 第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により税関長の承認を受けて引き取られた貨物につき納付すべき関税
当該関税に係る第七条の十七（輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知）の書類若しくは更正通知書又は第九条の三（納税の告知）の規定による納税告知書が発せられた日

四 第七十七条第六項（郵便物の関税の納付等）の税関長の承認を受けて受け取られた郵便物につき納付すべき関税
当該関税に係る第九条の三の規定による納税告知書が発せられた日

五 関税率法第七条第三項（相殺関税）若しくは第八条第二項（不当廉売関税）の規定により課する関税又は同条第十六項の規定により変更され、若しくは継続される同条第一項の規定により課する関税
当該関税に係る納税告知書に記載された納期限

六 この法律又は関税率法その他関税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている関税
当該事実が生じた日

9| 第二条の三第一項、第三項又は第四項（災害による期限の延長）の規定により関税を納付すべき期限を延長した場合には、その関税に係る延滞税のうちその延長した期間に対応する部分の金額は、免除する。

11| 修正申告又は納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「増額更正」という。）があつた場合において、その申告又は増額更正に係る関税について第七条第一項の規定による申告（特例申告の場合にあつては、期限内特例申告書の提出）又は期限後特例申告書の提出がされており、かつ、当該申告又は期限後特例申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（以下この項において「減額更正」という。）があつた後に当該修正申告又は増額更正があつたときは、当該修正申告又は増額更正により納付すべき関税（当該申告又は期限後特例申告書に係る税額に達するまでの部分として政令で定める関税に限る。以下この項において同じ。）については、前項の規定にかかわらず、第一項に規定する日数から次に掲げる日数（特定修正申告又は特定更正により納付すべき関税その他の政令で定める関税にあつては、第一号に掲げる日数に限る。）を控除して、同項の規定を適用する。

一 当該申告又は期限後特例申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該関税の法定納期限前である場合には、当該法定納期限）の翌日から当該減額更正に係る更正通知書が発せられた日までの日数

二 当該減額更正に係る更正通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づく更正である場合には、同日の翌日から起算して一年を経過する日）の翌日から当該修正申告がされ、又は当該増額更正に係る更正通知書が発せられた日までの日数

(過少申告加算税)

第十二条の二 第七条第一項（申告）の規定による申告（以下「当初申告」という。）があつた場合（期限後特例申告書が提出された場合にあつては、次条第一項ただし書又は第六項の規定の適用があるときに限る。）において、修正申告又は更正がされたときは、当該納税義務者に対し、当該修正申告又は更正に基づき第九条第一項又は第二項（申告納税方式による関税等の納付）の規定により納付すべき税額に百分の十の割合（修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、百分の五の割合）を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する。

2 前項の場合（第四項の規定の適用がある場合を除く。）において、前項に規定する納付すべき税額（同項の修正申告又は更正前に当該修正申告又は更正に係る関税について修正申告又は更正がされたときは、その関税に係る累積増差税額を加算した金額）がその関税に係る当初申告に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、同項の過少申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する税額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する税額に満たないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3 次の各号に掲げる場合には、前二項に規定する納付すべき税額から当該各号に定める税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除して、前二項の規定を適用する。

一 前二項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となつた事実の

(過少申告加算税)

第十二条の二 第七条第一項（申告）の規定による申告（以下「当初申告」という。）があつた場合（期限後特例申告書が提出された場合にあつては、次条第一項ただし書又は第五項の規定の適用があるときに限る。）において、修正申告又は更正がされたときは、当該納税義務者に対し、当該修正申告又は更正に基づき第九条第一項又は第二項（申告納税方式による関税等の納付）の規定により納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する。

2 前項の場合において、同項に規定する納付すべき税額（同項の修正申告又は更正前に当該修正申告又は更正に係る関税について修正申告又は更正がされたときは、その関税に係る累積増差税額を加算した金額）がその関税に係る当初申告に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、同項の過少申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する税額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する税額に満たないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3 前二項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となつた事実のうち、その修正申告又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合には、前二項に規定する納付すべき税額からその正当な理由があると認められる事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除して、前二項の規定を適用する。

うちにその修正申告又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合、その正当な理由があると認められる事実に基づく税額

二 第一項の修正申告又は更正前に当該修正申告又は更正に係る関税について当初申告により納付すべき税額を減少させる更正（更正の請求に基づく更正を除く。）があつた場合、当該当初申告に係る税額に達するまでの税額

4 第一項の規定は、修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正があるべきことを予知してされたものでない場合において、その申告に係る関税についての調査に係る第百五条の二（輸入者に対する調査の事前通知等）において準用する国税通則法第七十四条の九第一項第四号及び第五号（納税義務者に対する調査の事前通知等）に掲げる事項その他政令で定める事項の通知（次条第五項において「調査通知」という。）がある前に行われたものであるときは、適用しない。

5・6 （省 略）

（無申告加算税）

第十二条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該納税義務者に対し、当該各号に規定する申告、決定又は更正に基づき第九条第二項（申告納税方式による関税等の納付）の規定により納付すべき税額に百分の十五の割合（期限後特例申告書の提出又は第二号の修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正又は第七条の十六第二項（更正及び決定）の規定による決定（以下この節において「更正決定」という。）があるべきことを予知してされたものでないときは、百分の十の割合）を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課する。ただし、当初申告が必要とされている貨物につきその輸入の時（特例申

4 第一項の規定は、修正申告がされた場合において、その修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、適用しない。

5・6 同上

（無申告加算税）

第十二条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該納税義務者に対し、当該各号に規定する申告、決定又は更正に基づき第九条第二項（申告納税方式による関税の納付）の規定により納付すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課する。ただし、当初申告が必要とされている貨物につきその輸入の時（特例申告にあつては、特例申告書の提出期限）までに当該申告がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

告にあつては、特例申告書の提出期限)までに当該申告がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 期限後特例申告書の提出又は第七条の十六第二項の規定による決定がされた場合

二 (省 略)

2 前項の場合(同項ただし書又は第六項の規定の適用がある場合を除く。)において、前項に規定する納付すべき税額(同項第二号の修正申告又は更正がされたときは、その関税に係る累積納付税額を加算した金額)が五十万円を超えるときは、同項の無申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する税額(同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する税額に満たないときは、当該納付すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3 第一項の規定に該当する場合(同項ただし書若しくは第六項の規定の適用がある場合又は期限後特例申告書の提出若しくは第一項第二号の修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正決定があるべきことを予知してされたものでない場合を除く。)において、その期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、関税について、無申告加算税(期限後特例申告書の提出又は同号の修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正決定があるべきことを予知してされたものでない場合において課されたものを除く。)又は重加算税(次条第三項において「無申告加算税等」という。)を課されたことがあるときは、第一項の無申告加算税の額は、前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により計算した金額に、第一

一 期限後特例申告書の提出又は第七条の十六第二項(更正及び決定)の規定による決定がされた場合

二 同 上

2 前項の場合において、同項に規定する納付すべき税額(同項第二号の修正申告又は更正がされたときは、その関税に係る累積納付税額を加算した金額)が五十万円を超えるときは、同項の無申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する税額(同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する税額に満たないときは、当該納付すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

項に規定する納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 前条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項第二号の場合について準用する。

5 期限後特例申告書の提出又は第一項第二号の修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正決定があるべきことを予知してされたものでない場合において、その申告に係る関税についての調査通知がある前に行われたものであるときは、その申告に基づき第九条第二項の規定により納付すべき税額に係る第一項の無申告加算税の額は、同項及び第二項の規定にかかわらず、当該納付すべき税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額とする。

6 第一項の規定は、期限後特例申告書の提出が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について第七条の十六第二項の規定による決定があるべきことを予知してされたものでない場合において、期限内特例申告書を提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当してされたものであり、かつ、その提出期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

7 (省 略)

8 第二項に規定する累積納付税額とは、第一項第二号の修正申告又は更正前にされたその関税についての次に掲げる納付すべき税額の合計額（当該関税について、当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときはこれらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とし、第四項において準用する前条第三項の規定の適用があつたときは同項の規定により控除すべきであつた金額を控除した金額とする。）をいう。

3 前条第三項の規定は、第一項第二号の場合について準用する。

4 期限後特例申告書の提出又は第一項第二号の修正申告がされた場合において、その提出又は修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その申告に基づき第九条第二項の規定により納付すべき税額に係る第一項の無申告加算税の額は、同項及び第二項の規定にかかわらず、当該納付すべき税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額とする。

5 第一項の規定は、前項の規定に該当する期限後特例申告書の提出があつた場合において、その提出が期限内特例申告書を提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当してされたものであり、かつ、当該期限後特例申告書の提出がその提出期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

6 同上

7 第二項に規定する累積納付税額とは、第一項第二号の修正申告又は更正前にされたその関税についての次に掲げる納付すべき税額の合計額（当該関税について、当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときはこれらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とし、第三項において準用する前条第三項の規定の適用があつたときは同項の規定により控除すべきであつた金額を控除した金額とする。）をいう。

(重加算税)

第十二条の四 第十二条の二第一項(過少申告加算税)の規定に該当する場合(修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正があるべきことを予知してされたものでない場合を除く。)において、納税義務者がその関税の課税標準等(第七条第二項(申告)に規定する輸入申告書に記載すべき事項又は第七条の二第一項(申告の特例)に規定する特例申告書に記載すべき事項をいう。以下この条において同じ。)又は納付すべき税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告をしていたときは、当該納税義務者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額(その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

2 前条第一項の規定に該当する場合(同項ただし書若しくは同条第六項の規定の適用がある場合又は期限後特例申告書の提出若しくは同条第一項第二号の修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正決定があるべきことを予知してされたものでない場合を除く。)において、納税義務者がその関税の課税標準等又は納付すべき税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき同項各号のいずれかに該当することとなつたと

(重加算税)

第十二条の四 第十二条の二第一項(過少申告加算税)の規定に該当する場合(同条第四項の規定の適用がある場合を除く。)において、納税義務者がその関税の課税標準等(第七条第二項(申告)に規定する輸入申告書に記載すべき事項又は第七条の二第一項(申告の特例)に規定する特例申告書に記載すべき事項をいう。以下この条において同じ。)又は納付すべき税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告をしていたときは、当該納税義務者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額(その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

2 前条第一項の規定に該当する場合(同項ただし書又は同条第四項若しくは第五項の規定の適用がある場合を除く。)において、納税義務者がその関税の課税標準等又は納付すべき税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき同条第一項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該納税義務者に対し、政令で定めるところにより、無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額(その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されてい

きは、当該納税義務者に対し、政令で定めるところにより、無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に係る無申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

3 前二項の規定に該当する場合において、前二項の規定に規定する税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定があった日の前日から起算して五年前の日までの間に、関税について、無申告加算税等を課されたことがあるときは、前二項の重加算税の額は、前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により計算した金額に、前二項の規定に規定する基礎となるべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 | (省 略)

(還付及び充当)

第十三条 (省 略)

2 前項の過誤納金を還付し、又は第七項の規定により還付すべき金額を充当する場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日の翌日から還付のため支払決定をする日又は充当をする日までの期間の日数に応じ、その金額に年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額（以下この条並びに附則第五項及び第六項において「還付加算金」という。）をその還付し、又は充当すべき金額に加算する。

一 更正若しくは第七条の十六第二項（更正及び決定）の規定によ

いものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に係る無申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

3 | 同 上

(還付及び充当)

第十三条 同 上

2 前項の過誤納金を還付し、又は第七項の規定により還付すべき金額を充当する場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日の翌日から還付のため支払決定をする日又は充当をする日までの期間の日数に応じ、その金額に年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額（以下この条並びに附則第四項及び第五項において「還付加算金」という。）をその還付し、又は充当すべき金額に加算する。

一 更正若しくは第七条の十六第二項（更正及び決定）の規定によ

る決定又は賦課決定により納付すべき税額が確定した関税（当該関税に係る延滞税を含む。）に係る過納金（次号に掲げるものを除く。） 当該過納金に係る関税の納付があつた日（その日が当該関税（過少申告加算税又は前条第一項若しくは第三項（同条第一項の重加算税に係る部分に限る。）の重加算税にあつては、その納付の起因となつた関税）の第十二条第九項（延滞税）に規定する法定納期限前である場合には、当該法定納期限）

二・三 （省 略）

3 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間を同項に規定する期間から控除しなければならない。

一 過誤納金の返還請求権につき民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の規定による差押命令又は差押処分が発せられたとき、その差押命令又は差押処分の送達を受けた日の翌日から七日を経過した日までの期間

二 過誤納金の返還請求権につき仮差押がされたとき、その仮差押がされている期間

4・5 （省 略）

6 二回以上に分けて納付した関税について過誤納を生じた場合における第二項の規定の適用については、過誤納金の額に相当する関税は、最後の納付の日に納付があつたものとし、当該過誤納金の額がその日の納付額を超える場合には、過誤納金の額に達するまで順次に遡つてそれぞれの納付の日にその納付があつたものとする。

7 （省 略）

（徴収権の消滅時効）

第十四条の二 （省 略）

る決定又は賦課決定により納付すべき税額が確定した関税（当該関税に係る延滞税を含む。）に係る過納金（次号に掲げるものを除く。） 当該過納金に係る関税の納付があつた日（その日が当該関税（過少申告加算税又は前条第一項の規定により課される重加算税にあつては、その納付の起因となつた関税）の第十二条第八項に規定する法定納期限前である場合には、当該法定納期限）

二・三 同 上

3 同 上

一 過誤納金の返還請求権につき民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の規定による差押命令又は差押処分が発せられたとき、その差押命令又は差押処分の送達を受けた日の翌日から七日を経過した日までの期間

二 過誤納金の返還請求権につき仮差押がされたとき、その仮差押がされている期間

4・5 同 上

6 二回以上に分けて納付した関税について過誤納を生じた場合における第二項の規定の適用については、過誤納金の額に相当する関税は、最後の納付の日に納付があつたものとし、当該過誤納金の額がその日の納付額をこえる場合には、過誤納金の額に達するまで順次にさかのぼつてそれぞれの納付の日にその納付があつたものとする。

7 同 上

（徴収権の消滅時効）

第十四条の二 同 上

2 国税通則法第七十二条第二項（国税の徴収権の消滅時効）及び第七十三条（第三項第四号を除く。）（時効の中断及び停止）の規定は、関税の徴収権の時効について準用する。この場合において、同条第一項中「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、同項第一号中「国税」とあるのは「関税」と、「第三十五条第二項第二号（更正又は決定による納付）」とあるのは「関税法第九条第二項（申告納税方式による関税等の納付）」と、同項第二号中「重加算税（第六十八条第一項、第二項又は第四項（同条第一項又は第二項の重加算税に係る部分に限る。）（重加算税）の重加算税に限る。）」とあるのは「重加算税」と、「これらの国税」とあるのは「これらの関税」と、「第三十五条第三項」とあるのは「関税法第九条第三項又は第四項」と、同条第三項本文中「国税」とあるのは「関税」と、「若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた」とあるのは「又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合における当該貨物に係る」と、「又は国外転出等特例の適用がある場合の所得税に係る」とあるのは「に係る」と、「法定納期限」とあるのは「関税法第十四条第五項（更正、決定等の期間制限）に規定する法定納期限等（同条第二項又は第四項の規定による更正又は賦課決定により納付すべきものについては、当該更正があつた日。以下この項において「法定納期限」という。）」と、同項ただし書中「国税」とあるのは「関税」と、同項第一号中「納税申告書」とあるのは「納税申告（関税法第七条の第十四第一項第一号（修正申告）に規定する納税申告をいう。）に係る書面」と、「当該申告書」とあるのは「当該納税申告に係る書面」と、同項第二号中「更正決定等（加算税に係る賦課決定を除く。）」とあるのは「更正若しくは関税法第七条の十六第二項（更正及び決定）の規定による決定又は賦課決定（過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税に係る賦課決定を除く。以下この号において「更正決定等」とい

2 国税通則法第七十二条第二項（国税の徴収権の消滅時効）及び第七十三条（第三項第四号を除く。）（時効の中断及び停止）の規定は、関税の徴収権の時効について準用する。この場合において、同条第一項中「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、同項第一号中「国税」とあるのは「関税」と、「第三十五条第二項第二号（更正又は決定による納付）」とあるのは「関税法第九条第二項（申告納税方式による関税等の納付）」と、同項第二号中「重加算税（第六十八条第一項又は第二項（申告納税方式による国税の重加算税）の規定によるものに限る。）」とあるのは「重加算税」と、「これらの国税」とあるのは「これらの関税」と、「第三十五条第三項」とあるのは「関税法第九条第三項又は第四項」と、同条第三項各号列記以外の部分中「国税」とあるのは「関税」と、「若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた」とあるのは「又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合における当該貨物に係る」と、「又は国外転出等特例の適用がある場合の所得税に係る」とあるのは「に係る」と、「法定納期限」とあるのは「関税法第十四条第五項（更正、決定等の期間制限）に規定する法定納期限等（同条第二項又は第四項の規定による更正又は賦課決定により納付すべきものについては、当該更正があつた日）」と、同項第一号中「納税申告書」とあるのは「納税申告（関税法第七条の第十四第一項第一号（修正申告）に規定する納税申告をいう。）に係る書面」と、「当該申告書」とあるのは「当該納税申告に係る書面」と、同項第二号中「更正決定等（加算税に係る賦課決定を除く。）」とあるのは「更正若しくは関税法第七条の十六第二項（更正及び決定）の規定による決定又は賦課決定（過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税に係る賦課決定を除く。以下この号において「更正決定等」という。）」と、同項第三号中「国税」とあるのは「関税」と、同条第四項中「延納、納税の猶予」とあるのは「延納

う。」と、同項第三号中「国税」とあるのは「関税」と、同条第四項中「延納、納税の猶予」とあるのは「延納」と、「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、「延滞税及び利子税」とあるのは「延滞税」と、同条第五項中「国税（附帯税、過怠税及び国税）」とあるのは「関税（附帯税及び関税）」と、「当該国税」とあるのは「当該関税」と、「国税に係る延滞税又は利子税についての国税」とあるのは「関税に係る延滞税についての関税」と読み替えるものとする。

3 (省 略)

(外国貨物を置く場所の制限)

第三十条 外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことができない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

一 三 (省 略)

四 信書便物（民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第三項（定義）に規定する信書便物をいう。第七十四条、第七十八条の三並びに第二百二十二条第一項及び第二項において同じ。）のうち税関長が取締り上支障がないと認めるもの

五 第六十七条の三第一項後段（輸出申告の特例）に規定する特定委託輸出申告、同条第二項に規定する特定製造貨物輸出申告又は同条第三項に規定する特定輸出申告が行われ、税関長の輸出の許可を受けた貨物（以下「特例輸出貨物」という。）

2 (省 略)

(外国貨物を置くことの承認)

2 第四十三条の三 (省 略)

「と、「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、「延滞税及び利子税」とあるのは「延滞税」と、同条第五項中「国税（附帯税、過怠税及び国税）」とあるのは「関税（附帯税及び関税）」と、「当該国税」とあるのは「当該関税」と、「国税に係る延滞税又は利子税についての国税」とあるのは「関税に係る延滞税についての関税」と読み替えるものとする。

3 同上

(外国貨物を置く場所の制限)

第三十条 同上

一 三 同上

四 信書便物（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項（定義）に規定する信書便物をいう。第七十四条、第七十八条の三並びに第二百二十二条第一項及び第二項において同じ。）のうち税関長が取締り上支障がないと認めるもの

五 第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）の規定による輸出申告が行われ、税関長の輸出の許可を受けた貨物（以下「特例輸出貨物」という。）

2 同上

(外国貨物を置くことの承認)

2 第四十三条の三 同上

3 第六十七条の二（輸出申告又は輸入申告の手續）、第六十七条の三第一項前段（輸出申告の特例）及び第六十七条の十九（輸入申告の特例）の規定は、第一項の承認の申請をする場合について準用する。

（外国貨物を置くことの承認等の際の検査）

第四十三条の四（省 略）

2 第六十八条の二（貨物の検査に係る権限の委任）の規定は、前項の検査について準用する。

（許可の失効）

第四十七条（省 略）

2（省 略）

3 保税蔵置場の許可が失効した場合において、その失効の際、当該保税蔵置場に外国貨物があるときは、当該貨物については、税関長が指定する期間、その許可が失効した場所を保税蔵置場とみなす。

この場合において、当該許可を受けていた者又はその相続人（許可を受けていた者が合併により消滅した法人である場合においては合併後存続する法人又は合併により設立された法人、許可を受けていた者が分割（当該保税蔵置場の業務を承継させるものに限る。）をした法人である場合においては当該保税蔵置場の業務を承継した法人、許可を受けていた者がその業務を譲り渡した場合においては当該業務を譲り受けた者）は、外国貨物を出し終わるまでは、保税蔵置場についての義務を免れることができない。

（許可の承継）

第四十八条の二（省 略）

2・3（省 略）

3 第六十七条の二（輸出申告又は輸入申告の手續）の規定は、第一項の承認の申請をする場合について準用する。

（外国貨物を置くことの承認等の際の検査）

第四十三条の四 同上

（許可の失効）

第四十七条 同上

2 同上

3 保税蔵置場の許可が失効した場合において、その失効の際、当該保税蔵置場に外国貨物があるときは、当該貨物については、税関長が指定する期間、その許可が失効した場所を保税蔵置場とみなす。

この場合において、当該許可を受けていた者又はその相続人（許可を受けていた者が合併により消滅した法人である場合においては合併後存続する法人又は合併により設立された法人、許可を受けていた者が分割（当該保税蔵置場の業務を承継させるものに限る。）をした法人である場合においては当該保税蔵置場の業務を承継した法人）は、外国貨物を出し終わるまでは、保税蔵置場についての義務を免れることができない。

（許可の承継）

第四十八条の二 同上

2・3 同上

4 保税蔵置場の許可を受けた者について合併若しくは分割（当該保税蔵置場の業務を承継させるものに限る。）があつた場合又は保税蔵置場の許可を受けた者がその業務を譲り渡した場合において、政令で定めるところによりあらかじめ税関長の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該保税蔵置場の業務を承継した法人又は当該業務を譲り受けた者（次項において「合併後の法人等」という。）は、第四十七條第一項第一号又は第三号（許可の失効）の規定にかかわらず、当該合併により消滅した法人若しくは当該分割をした法人又は当該業務を譲り渡した者の当該許可に基づく地位を承継することができる。

5 税関長は、合併後の法人等について第四十三條各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないことができる。

6 (省 略)

(保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用)

第六十二條の七 第四十二條第三項（保税蔵置場の許可）、第四十三條（許可の要件）、第四十三條の三第三項（外国貨物を置くことの承認）、第四十三條の四第二項（外国貨物を置くことの承認等の際
の検査）、第四十四條から第四十八條の二まで（貨物の収容能力の増減等・許可を受けた者の関税の納付義務・休業又は廃業の届出・許可の失効・許可の取消し等・許可の承継）、第五十九條第一項（内国貨物の使用等）、第六十一條第三項から第五項まで（保税工場外における保税作業）及び第六十一條の三（記帳義務）の規定は、保税展示場について準用する。この場合において、第四十三條の三第三項中「第六十七條の二」とあるのは「第六十七條の二第一項」と、「第一項」とあるのは、「第六十二條の三第一項（保税展示

4 保税蔵置場の許可を受けた者について合併又は分割（当該保税蔵置場の業務を承継させるものに限る。）があつた場合において、政令で定めるところによりあらかじめ税関長の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該保税蔵置場の業務を承継した法人（次項において「合併後の法人等」という。）は、第四十七條第一項第一号又は第三号（許可の失効）の規定にかかわらず、当該合併により消滅した法人又は当該分割をした法人の当該許可に基づく地位を承継することができる。

5 税関長は、合併後の法人等について第四十三條各号（許可の要件）のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないことができる。

6 同 上

(保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用)

第六十二條の七 第四十二條第三項（保税蔵置場の公告）、第四十三條（保税蔵置場の許可の要件）、第四十四條から第四十八條の二まで（保税蔵置場の貨物の収容能力の増減等・許可を受けた者の関税の納付義務・休業又は廃業の届出・許可の失効・許可の取消し等・許可の承継）、第五十九條第一項（内国貨物の使用等）、第六十一條第三項から第五項まで（保税工場外における保税作業）及び第六十一條の三（保税工場についての記帳義務）の規定は、保税展示場について準用する。

場に入れる外国貨物に係る手続」と、第四十三条の四第二項中「前項」とあるのは「第六十二条の三第二項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）」と読み替えるものとする。

（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）

第六十二条の十五 第四十二条第二項及び第三項（保税蔵置場の許可）、第四十三条の二第二項（外国貨物を置くことができる期間）、第四十三条の三第二項及び第三項（外国貨物を置くことの承認）、第四十三条の四から第四十七条まで（外国貨物を置くことの承認等の際の検査・貨物の収容能力の増減等・許可を受けた者の関税の納付義務等・休業又は廃業の届出・許可の失効）、第四十八条の二第四項から第六項まで（許可の承継）、第五十九条の二（保税作業による製品に係る納税申告等の特例）、第五十九条（内国貨物の使用等）、第六十一条（保税工場外における保税作業）、第六十一条の二第二項（指定保税工場の簡易手続）、第六十二条の四（販売用貨物等の蔵置場所の制限等）並びに第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）の規定は、総合保税地域について準用する。この場合において、第四十二条第二項中「前項」とあるのは「第六十二条の八第一項（総合保税地域の許可）」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第六十二条の八第一項」と、「前項但書」とあるのは「第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）」において準用する前項ただし書」と、第四十三条の二第二項中「前項」とあるのは「第六十二条の九（外国貨物を置くことができる期間）」と、第四十三条の三第二項中「前項」とあるのは「第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）」と、「同項」とあるのは「同条」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第六十二条の十」と、第四十三条の四第一項中「前条第一項」とあるのは「第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認

（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）

第六十二条の十五 第四十二条第二項及び第三項（保税蔵置場の許可の期間及び公告）、第四十三条の二第二項（保税蔵置場に外国貨物を置くことができる期間の延長）、第四十三条の三第二項及び第三項（保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認及びその申請）、第四十三条の四から第四十七条まで（保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認等の際の検査・貨物の収容能力の増減等・許可を受けた者の関税の納付義務・休業又は廃業の届出・許可の失効）、第四十八条の二第四項から第六項まで（許可の承継）、第五十九条の二（保税作業による製品に係る納税申告等の特例）、第五十九条（内国貨物の使用等）、第六十一条（保税工場外における保税作業）、第六十一条の二第二項（指定保税工場についての報告義務）、第六十二条の四（販売用貨物等の蔵置場所の制限等）並びに第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）の規定は、総合保税地域について準用する。この場合において、第四十二条第二項中「前項」とあるのは「第六十二条の八第一項（総合保税地域の許可）」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第六十二条の八第一項（総合保税地域の許可）」と、「前項但書」とあるのは「第六十二条の十五（総合保税地域）」において準用する前項ただし書」と、第四十三条の二第二項中「前項」とあるのは「第六十二条の九（総合保税地域に外国貨物を置くことができる期間）」と、第四十三条の三第二項中「前項」とあるのは「第六十二条の十（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認）」と、「同項」とあるのは「同条」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第六十二条の十（総合保税地域に外

「と、「同項」とあるのは「同条」と、第四十七条第一項中「次の各号」とあるのは「第一号又は第三号から第六号まで」と、同条第三項中「当該許可を受けていた者」とあるのは「当該許可を受けていた者（当該許可を受けていた者以外に当該総合保税地域において貨物を管理していた者がある場合には、その者を含む。以下この項において同じ。）」と、第四十八条の二第四項中「第四十七条第一項第一号又は第三号」とあるのは「第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する第四十七条第一項第一号又は第三号」と、同条第五項中「第四十三号各号のいずれかに該当する」とあるのは「第六十二条の八第二項各号（総合保税地域の許可）に掲げる基準に適合しない」と、同条第六項中「第二項又は第四項」とあるのは「第四項」と、第五十八条の二中「行う保税工場の許可を受けた者」とあるのは「総合保税地域において行う者」と、第六十一条第三項中「第一項」とあるのは「第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する第一項又は第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）」と、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第六十二条の十五において準用する第一項又は第六十二条の五」と、「同項の規定」とあるのは「これらの規定」と、第六十一条の二第二項中「前項の指定を受けた者」とあるのは「総合保税地域において保税作業（改装、仕分その他の手入を除く。以下この項において同じ。）を行う者」と、「同項の税関長の特定した外国貨物」とあるのは「外国貨物」と、第六十二条の四第一項中「制限し、又は保税展示場に入れられた外国貨物で性質若しくは形状に変更が加えられるものにつき、その使用状況の報告を求める」とあるのは「制限する」と読み替えるものとする。

国貨物を置くこと等の承認」と、第四十三条の四中「前条第一項」とあるのは「第六十二条の十（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認）」と、「同項」とあるのは「同条」と、第四十七条第一項中「次の各号」とあるのは「第一号又は第三号から第六号まで」と、同条第三項中「当該許可を受けていた者」とあるのは「当該許可を受けていた者（当該許可を受けていた者以外に当該総合保税地域において貨物を管理していた者がある場合には、その者を含む。以下この項において同じ。）」と、第四十八条の二第四項中「第四十七条第一項第一号又は第三号」とあるのは「第六十二条の十五（総合保税地域）において準用する第四十七条第一項第一号又は第三号」と、同条第五項中「第四十三号各号（許可の要件）のいずれかに該当する」とあるのは「第六十二条の八第二項各号（総合保税地域の許可）に掲げる基準に適合しない」と、同条第六項中「第二項又は第四項」とあるのは「第四項」と、第五十八条の二中「行う保税工場の許可を受けた者」とあるのは「総合保税地域において行う者」と、第六十一条第三項中「第一項」とあるのは「第六十二条の十五（総合保税地域）において準用する第一項又は第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）」と、「同項の規定」とあるのは「これらの規定」と、第六十一条の二第二項中「前項の指定を受けた者」とあるのは「総合保税地域において保税作業（改装、仕分その他の手入を除く。以下この項において同じ。）を行う者」と、「同項の税関長の特定した外国貨物」とあるのは「外国貨物」と、第六十二条の四第一項中「制限し、又は保税展示場に入れられた外国貨物で性質若しくは形状に変更が加えられるものにつき、その使用状況の報告を求める」とあるのは「制限する」と読み替えるものとする。

(保税運送の特例)

第六十三条の二 認定通関業者又は国際運送貨物取扱業者(第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特例)又は第六十一条の五第一項(保税工場の許可の特例)の承認を受けた者その他の国際運送貨物の運送又は管理に関する業務を行う者として政令で定める要件に該当する者をいう。第六十三条の四第一号ロ及び第六十三条の七第一項第三号ロにおいて同じ。)であつて、あらかじめいずれかの税関長の承認を受けた者(以下「特定保税運送者」という。)が特定区間であつて政令で定める区間において行う外国貨物の運送(以下「特定保税運送」という。)については、前条第一項の規定による承認を受けることを要しない。

2 5 (省 略)

(承認の失効)

第六十三条の七 第六十三条の二第一項(保税運送の特例)の承認は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その効力を失う。

一 (省 略)

二 特定保税運送者が死亡した場合で、第六十三条の八の二(許可の承継についての規定の準用)において準用する第四十八条の第二項(許可の承継)の規定による申請が同項に規定する期間内にされなかつたとき、又は同項の承認をしない旨の処分があつたとき。

三 (省 略)

四 (省 略)

2 3 (省 略)

(保税運送の特例)

第六十三条の二 認定通関業者又は国際運送貨物取扱業者(第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特例)又は第六十一条の五第一項(保税工場の許可の特例)の承認を受けた者その他の国際運送貨物の運送又は管理に関する業務を行う者として政令で定める要件に該当する者をいう。第六十三条の四第一号ロ及び第六十三条の七第一項第二号ロにおいて同じ。)であつて、あらかじめいずれかの税関長の承認を受けた者(以下「特定保税運送者」という。)が特定区間であつて政令で定める区間において行う外国貨物の運送(以下「特定保税運送」という。)については、前条第一項の規定による承認を受けることを要しない。

2 5 同 上

(承認の失効)

第六十三条の七 同 上

一 同 上

二 同 上

三 同 上

2 3 同 上

(許可の承継についての規定の準用)

第六十三条の八の二 第四十八条の二(許可の承継)の規定は、特定保税運送者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(輸出申告又は輸入申告の手續)

第六十七条の二 輸出申告又は輸入申告は、輸出又は輸入の許可を受けるためにその申告に係る貨物を入れる保税地域等(保税地域又は第三十条第一項第二号(外国貨物を置く場所の制限)の規定により税関長が指定した場所をいう。以下同じ。)の所在地を所轄する税関長に対してしなければならない。

2| 外国貿易船(これに準ずるものとして政令で定める船舶を含む。以下この項において同じ。)に積み込んだ状態で輸出申告又は輸入申告をすることが必要な貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、前項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより税関長の承認を受けて、当該外国貿易船の係留場所を所轄する税関長に対して輸出申告又は輸入申告をすることができる。

3| (省 略)

一| 前項の規定による承認を受けた場合

二| (省 略)

三| (省 略)

4| (省 略)

(輸出申告の特例)

第六十七条の三 次に掲げる者は、前条第一項又は第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、いずれかの税関長に対して輸出申告(政令で定める貨物に係るものを除く。)をすることができる。この場合において、第二号に掲げる者が特定委託輸出申告(

(輸出申告又は輸入申告の手續)

第六十七条の二 輸出申告又は輸入申告は、輸出又は輸入の許可を受けるためにその申告に係る貨物を入れる保税地域等(保税地域又は第三十条第一項第二号(外国貨物を置く場所の制限)の規定により税関長が指定した場所をいう。次項において同じ。)の所在地を所轄する税関長に対してしなければならない。

2| 同上

一| 同上

二| 同上

3| 同上

(輸出申告の特例)

第六十七条の三 次に掲げる者は、前条第一項の規定にかかわらず、その申告に係る貨物が置かれている場所又は当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港若しくは不開港の所在地を所轄する税関長に対して輸出申告をすることができる。この場合にお

保税地域等に入れないで輸出の許可を受けようとする貨物につき当該者が行う輸出申告をいう。第四項及び第七十九条の四第三項（認定の失効）において同じ。）を行うときは、その申告に係る貨物が置かれている場所から当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を特定保税運送者に委託しなければならない。

一 貨物を輸出しようとする者であつてあらかじめいずれかの税関長の承認を受けた者（以下「特定輸出者」という。）

二 貨物を輸出しようとする者であつて当該貨物の輸出に係る通関手続を認定通関業者に委託した者（次条第一項及び第六十七条の五において「特定委託輸出者」という。）

三 認定製造者（第六十七条の十四（規則等に関する改善措置）に規定する認定製造者をいう。以下この号及び次項において同じ。）が製造した貨物を当該認定製造者から取得して輸出しようとする特定製造貨物輸出者（第六十七条の十三第二項（製造者の認定）に規定する特定製造貨物輸出者をいう。次項、次条第一項及び第六十七条の五において同じ。）

2 | 特定製造貨物輸出者は、特定製造貨物輸出申告（保税地域等に入

いて、第二号に掲げる者は、その申告に係る貨物が置かれている場所から当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を特定保税運送者に委託しなければならない。

一 貨物を輸出しようとする者であつてあらかじめいずれかの税関長の承認を受けた者（以下この節において「特定輸出者」という。）

二 貨物を輸出しようとする者であつて当該貨物の輸出に係る通関手続を認定通関業者に委託した者（第六項、次条第一項及び第六十七条の五において「特定委託輸出者」という。）

三 認定製造者（第六十七条の十四（規則等に関する改善措置）に規定する認定製造者をいう。以下この号及び第四項において同じ。）が製造した貨物を当該認定製造者から取得して輸出しようとする特定製造貨物輸出者（第六十七条の十三第二項（製造者の認定）に規定する特定製造貨物輸出者をいう。第四項、次条第一項及び第六十七条の五において同じ。）

2 | 外国貿易船（これに準ずるものとして政令で定める船舶を含む。以下この項において同じ。）に積み込んだ状態で輸出申告をする必要となる貨物を輸出しようとする者は、前条第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより税関長の承認を受けて、当該外国貿易船の係留場所を所轄する税関長に対して輸出申告をすることができる。

3 | 第一項の規定は、第七十条第一項（証明又は確認）に規定する貨物のうち、政令で定める貨物に係る輸出申告については、適用しない。

4 | 特定製造貨物輸出者は、特定製造貨物輸出申告（第一項の規定に

れないで輸出の許可を受けようとする貨物につき前項の規定により特定製造貨物輸出者が行う輸出申告をいう。以下この節において同じ。）に際しては、当該特定製造貨物輸出申告に係る貨物の品名、数量その他の政令で定める事項を記載した書面であつて認定製造者が作成したもの（第六十七条の十三第三項第二号イ及び第六十七条の十七第一項第三号において「貨物確認書」という。）を税関長に提出しなければならない。

3 第一項第一号の承認を受けようとする者は、特定輸出申告（保税地域等に入れないで輸出の許可を受けようとする貨物につき同項の規定により特定輸出者が行う輸出申告をいう。以下この節において同じ。）をしようとする貨物の品名その他必要な事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

4 特定委託輸出申告、特定製造貨物輸出申告及び特定輸出申告の申告事項その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節の二 輸入申告の特例

（輸入申告の特例）

第六十七条の十九 特例輸入者又は特例委託輸入者は、第六十七条の二第一項又は第二項（輸出申告又は輸入申告の手続）の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、いずれかの税関長に対して輸入申告（政令で定める貨物に係るものを除く。）をすることができ

る。

より特定製造貨物輸出者が行う輸出申告をいう。以下この節において同じ。）に際しては、当該特定製造貨物輸出申告に係る貨物の品名、数量その他の政令で定める事項を記載した書面であつて認定製造者が作成したもの（第六十七条の十三第三項第二号イ及び第六十七条の十七第一項第三号において「貨物確認書」という。）を税関長に提出しなければならない。

5 第一項第一号の承認を受けようとする者は、同項の規定の適用を受けて輸出申告をしようとする貨物の品名その他必要な事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

6 特定輸出申告（第一項の規定により特定輸出者が行う輸出申告をいう。以下同じ。）、特定委託輸出申告（同項の規定により特定委託輸出者が行う輸出申告をいう。第七十九条の四第三項において同じ。）及び特定製造貨物輸出申告の申告事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の二 税関長は、第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による申告に係る貨物が他の税関長の所属する税関の管轄区域内にある場合において、当該貨物につき同条の規定による検査を行う必要があると認めるときは、当該他の税関長に対し、当該検査に係る権限を委任することができる。

（貨物の検査場所）

第六十九条（省 略）

2 前項の規定により指定された場所以外の場所で第六十七条の検査を受けようとする者は、当該検査を受けようとする貨物の置かれている場所を所轄する税関長の許可を受けなければならない。

3 税関長は、貨物の性質又は数量により税関長が指定した場所で検査をすることが不適當であり、かつ、検査を能率的に行うのに支障がないと認めるときは、前項の許可をしなければならない。

（輸出してはならない貨物）

第六十九条の二 次に掲げる貨物は、輸出してはならない。

一 三（省 略）

四 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項第一号から第三号まで又は第十号から第十二号まで（定義）に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項第一号から第五号まで、第七号又は第八号（適用除外等）に定める行為を除く。）を組成する物品

2・3（省 略）

（輸出してはならない貨物に係る認定手続）

第六十九条の三 税関長は、この章に定めるところに従い輸出されようとする貨物のうちに前条第一項第三号又は第四号に掲げる貨物に

（貨物の検査場所）

第六十九条 同 上

2 前項の規定により指定された場所以外の場所で第六十七条（輸出又は輸入の許可）の検査を受けようとする者は、税関長の許可を受けなければならない。

3 税関長は、貨物の性質又は数量により税関長が指定した場所で検査をすることが不適當であり、且つ、検査を能率的に行うのに支障がないと認めるときは、前項の許可をしなければならない。

（輸出してはならない貨物）

第六十九条の二 同 上

一 三 同 上

四 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項第一号から第三号まで、第十一号又は第十二号（定義）に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項第一号から第五号まで又は第八号（適用除外等）に定める行為を除く。）を組成する物品

2・3 同 上

（輸出してはならない貨物に係る認定手続）

第六十九条の三 税関長は、この章に定めるところに従い輸出されようとする貨物のうちに前条第一項第三号又は第四号に掲げる貨物に

該当する貨物があると思料するときは、政令で定めるところにより、当該貨物がこれらの号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続（以下この款において「認定手続」という。）を執らなければならない。この場合において、税関長は、政令で定めるところにより、当該貨物に係る特許権者等（特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者（同項第四号に掲げる貨物に係る同号に規定する行為による営業上の利益の侵害について不正競争防止法第三条第一項（差止請求権）の規定により停止又は予防を請求することができる者をいう。以下この款において同じ。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）及び当該貨物を輸出しようとする者に対し、当該貨物について認定手続を執る旨並びに当該貨物が前条第一項第三号又は第四号に掲げる貨物に該当するか否かについてこれらの者が証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨その他の政令で定める事項を通知しなければならない。

2／7 （省 略）

（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）

第六十九条の四 特許権者等は、自己の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権若しくは育成者権又は営業上の利益を侵害すると認める貨物に関し、政令で定めるところにより、いずれかの税関長に対し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該貨物がこの章に定めるところに従い輸出されようとする場合は当該貨物について当該税関長（以下この条及び次条において「申立先税関長」という。）又は他の税関長が認定手続を執るべきことを申し立てることができる。この場合において、不正競争差止請求権者は、当該貨物が第六十九条の二第一項第四号（輸出し

該当する貨物があると思料するときは、政令で定めるところにより、当該貨物がこれらの号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続（以下この条から第六十九条の十までにおいて「認定手続」という。）を執らなければならない。この場合において、税関長は、政令で定めるところにより、当該貨物に係る特許権者等（特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者（同項第四号に掲げる貨物に係る同号に規定する行為による営業上の利益の侵害について不正競争防止法第三条第一項（差止請求権）の規定により停止又は予防を請求することができる者をいう。次条から第六十九条の八までにおいて同じ。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）及び当該貨物を輸出しようとする者に対し、当該貨物について認定手続を執る旨並びに当該貨物が前条第一項第三号又は第四号に掲げる貨物に該当するか否かについてこれらの者が証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨その他の政令で定める事項を通知しなければならない。

2／7 同 上

（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）

第六十九条の四 特許権者等は、自己の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権若しくは育成者権又は営業上の利益を侵害すると認める貨物に関し、政令で定めるところにより、いずれかの税関長に対し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該貨物がこの章に定めるところに従い輸出されようとする場合は当該貨物について当該税関長（以下この条及び次条において「申立先税関長」という。）又は他の税関長が認定手続を執るべきことを申し立てることができる。この場合において、不正競争差止請求権者は、不正競争防止法第二条第一項第一号（定義）に規

てはならない貨物）に掲げる貨物（不正競争防止法第二条第一項第十号（定義）に係るものを除く。）である場合にあつては同法第二条第一項第一号に規定する商品等表示であつて当該不正競争差止請求権者に係るものが需要者の間に広く認識されているものであることその他の経済産業省令で定める事項についての意見を、当該貨物が第六十九条の二第一項第四号に掲げる貨物（同法第二条第一項第十号に係るものに限る。）である場合にあつては当該貨物が同法第二条第一項第十号に規定する不正使用行為により生じた物であること及び当該貨物を輸出するおそれのある者が当該貨物を譲り受けた時に当該貨物が当該不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でないことについての認定を、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に求め、その意見又は認定の内容が記載された書面を申立先税関長に提出しなければならない。

2～4（省 略）

（輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め）

第六十九条の五 申立先税関長は、前条第一項の規定による申立てがあつた場合において必要があると認めるときは、知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）第二条第二項（定義）に規定する知的財産権をいう。以下同じ。）に関し学識経験を有する者であつてその申立てに係る事案の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、政令で定めるところにより、当該専門委員に対し、前条第一項の規定により提出された証拠が当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否かについて、意見を求めることができる。ただし、同項後段の規定により経済産業大臣の意見又は認定を求めるべき事項については、この限りでない。

定する商品等表示であつて当該不正競争差止請求権者に係るものが需要者の間に広く認識されているものであることその他の経済産業省令で定める事項について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の意見を求め、その意見が記載された書面を申立先税関長に提出しなければならない。

2～4 同上

（輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め）

第六十九条の五 申立先税関長は、前条第一項の規定による申立てがあつた場合において必要があると認めるときは、知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）第二条第二項（定義）に規定する知的財産権をいう。以下同じ。）に関し学識経験を有する者であつてその申立てに係る事案の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、政令で定めるところにより、当該専門委員に対し、前条第一項の規定により提出された証拠が当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否かについて、意見を求めることができる。ただし、同項後段の規定により経済産業大臣の意見を求めるべき事項については、この限りでない。

(輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)

第六十九条の七 特許権、実用新案権若しくは意匠権を侵害する貨物又は不正競争防止法第二条第一項第十号(定義)に掲げる行為(同法第十九条第一項第七号(適用除外等))に定める行為を除く。以下この項及び第九項において同じ。)を組成する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られたときは、これらの貨物に係る特許権者等(特許権者、実用新案権者、意匠権者又は不正競争差止請求権者(同法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成する貨物に係る者に限る。以下この項、第九項及び第六十九条の十第一項(輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等)において同じ。))をいう。以下この条において同じ。)又は輸出者(当該認定手続に係る貨物を輸出しようとする者をいう。以下この条において同じ。))は、政令で定めるところにより、当該特許権者等が第六十九条の三第一項(輸出してはならない貨物に係る認定手続)の規定による通知を受けた日(以下この項及び第六十九条の十第二項において「通知日」という。)から起算して十日(行政機関の休日の日数は、算入しない。)を経過する日(第六十九条の十第一項及び第二項において「十日経過日」という。))までの期間(その期間の満了する日前に当該認定手続の進行状況その他の事情を勘案して税関長が当該期間を延長することを必要と認めてその旨を当該特許権者等及び当該輸出者に通知したときは、通知日から起算して二十日(行政機関の休日の日数は、算入しない。))を経過する日(第六十九条の十第一項(第六十九条の十第一項において「二十日経過日」という。))までの期間(その期間の満了する日前に当該認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続に係る貨物が当該特許権者等(不正競争差止請求権者を除く。))の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られた場合にあつては技術的範

(輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)

第六十九条の七 特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られたときは、当該貨物に係る特許権者等(特許権者、実用新案権者又は意匠権者をいう。以下この条において同じ。)又は輸出者(当該認定手続に係る貨物を輸出しようとする者をいう。以下この条において同じ。))は、政令で定めるところにより、当該特許権者等が第六十九条の三第一項(輸出してはならない貨物に係る認定手続)の規定による通知を受けた日(以下この項及び第六十九条の十第二項(輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等)において「通知日」という。))から起算して十日(行政機関の休日の日数は、算入しない。))を経過する日(第六十九条の十第一項及び第二項において「十日経過日」という。))までの期間(その期間の満了する日前に当該認定手続の進行状況その他の事情を勘案して税関長が当該期間を延長することを必要と認めてその旨を当該特許権者等及び当該輸出者に通知したときは、通知日から起算して二十日(行政機関の休日の日数は、算入しない。))を経過する日(第六十九条の十第一項において「二十日経過日」という。))までの期間(その期間の満了する日前に当該認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続に係る貨物が当該特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かに関し、技術的範囲等(特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第七十条第一項(特許発明の技術的範囲)(実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)第二十六条(特許法の準用)において準用する場合を含む。))に規定する技術的範囲又は意匠法(昭和三十四年法律第二百五号)第二十五条第一項(登録意匠の範囲)に規定する範囲をいう。第九項及び第六十九条の九(輸出してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見

（特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第七十条第一項（特許発明の技術的範囲）（実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第二十六条（特許法の準用）において準用する場合を含む。）に規定する技術的範囲又は意匠法（昭和三十四年法律第二百五号）第二十五条第一項（登録意匠の範囲等）に規定する範囲をいう。第九項及び第六十九条の九（輸出してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め）において同じ。）について特許庁長官の意見を聴くことを、当該認定手続に係る貨物が当該特許権者等（不正競争差止請求権者に限る。）に係る不正競争防止法

第二条第一項第十号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られた場合にあつては当該認定手続に係る貨物が同号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについて経済産業大臣の意見を聴くことができる。

2 税関長は、前項の規定による求めがあつたときは、政令で定めるところにより、経済産業大臣又は特許庁長官に対し、意見を求めるものとする。ただし、同項の規定による求めに係る貨物が第六十九条の二第一項第三号又は第四号（輸出してはならない貨物）に掲げる貨物に該当するか否かが明らかであるときその他経済産業大臣又は特許庁長官の意見を求める必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 税関長は、第一項の規定による求めがあつた場合において、前項ただし書の規定により経済産業大臣又は特許庁長官の意見を求めなかつたときは、第一項の規定による求めをした特許権者等又は輸出者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

4 経済産業大臣又は特許庁長官は、第二項本文の規定により税関長から意見を求められたときは、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。

5 税関長は、第二項本文の規定により経済産業大臣又は特許庁長官

の求め）において同じ。）について特許庁長官の意見を聴くことを求めることができる。

2 税関長は、前項の規定による求めがあつたときは、政令で定めるところにより、特許庁長官に対し、意見を求めるものとする。ただし、同項の規定による求めに係る貨物が第六十九条の二第一項第三号（輸出してはならない貨物）に掲げる貨物に該当するか否かが明らかであるときその他特許庁長官の意見を求める必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 税関長は、第一項の規定による求めがあつた場合において、前項ただし書の規定により特許庁長官の意見を求めなかつたときは、第一項の規定による求めをした特許権者等又は輸出者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

4 特許庁長官は、第二項本文の規定により税関長から意見を求められたときは、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。

5 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めたと

の意見を求めたときは、その求めに係る特許権者等及び輸出者に対し、その旨を通知しなければならない。

6 (省 略)

7 税関長は、第二項本文の規定により経済産業大臣又は特許庁長官の意見を求めたときは、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前に、第一項の求めをした者が特許権者等である場合にあってはその求めに係る貨物が第六十九条の二第一項第三号又は第四号に掲げる貨物に該当しないことの認定を、第一項の求めをした者が輸出者である場合にあってはその求めに係る貨物が同条第一項第三号又は第四号に掲げる貨物に該当することの認定をしてはならない。

8 税関長は、第二項本文の規定により経済産業大臣又は特許庁長官の意見を求めた場合において、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前に、第一項の求めをした者が特許権者等である場合にあってはその求めに係る貨物が第六十九条の二第一項第三号又は第四号に掲げる貨物に該当すると認定したとき、若しくは第一項の求めをした者が輸出者である場合にあってはその求めに係る貨物が同条第一項第三号又は第四号に掲げる貨物に該当しないとき、又は第六十九条の三第六項若しくは前条第十項の規定により当該貨物について認定手続を取りやめたときは、その旨を経済産業大臣又は特許庁長官に通知するものとする。この場合においては、経済産業大臣又は特許庁長官は、第四項の規定による意見を述べること

9 税関長は、特許権、実用新案権若しくは意匠権を侵害する貨物又は不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについての認定手続において、第六十九条の三第一項の規定による認定をするために必要があると認めるときは、特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かにつ

きは、その求めに係る特許権者等及び輸出者に対し、その旨を通知しなければならない。

6 同 上

7 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めたときは、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前に、第一項の求めをした者が特許権者等である場合にあってはその求めに係る貨物が第六十九条の二第一項第三号に掲げる貨物に該当しないことの認定を、第一項の求めをした者が輸出者である場合にあってはその求めに係る貨物が同号に掲げる貨物に該当することの認定をしてはならない。

8 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めた場合において、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前に、第一項の求めをした者が特許権者等である場合にあってはその求めに係る貨物が第六十九条の二第一項第三号に掲げる貨物に該当すると認定したとき、若しくは第一項の求めをした者が輸出者である場合にあってはその求めに係る貨物が同号に掲げる貨物に該当しないとき、又は第六十九条の三第六項若しくは第六十九条の六第十項（輸出差止申立てに係る供託等）の規定により当該貨物について認定手続を取りやめたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。この場合においては、特許庁長官は、第四項の規定による意見を述べること

9 税関長は、特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続において、第六十九条の三第一項の規定による認定をするために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、特許庁長官に対し、当該認定手続に係る貨物が特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当

いての認定手続が執られた場合にあつては当該認定手続に係る貨物が当該貨物に係る特許権者等（不正競争差止請求権者を除く。）の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かに関し、技術的範囲等についての意見を特許庁長官に、同号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られた場合にあつては当該認定手続に係る貨物が当該貨物に係る特許権者等（不正競争差止請求権者に限る。）に係る同号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについての意見を経済産業大臣に、政令で定めるところにより、求めることができる。

10 (省 略)

(輸出してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣等への意見の求め)

第六十九条の八 税関長は、育成者権を侵害する貨物又は第六十九条の二第一項第四号（輸出してはならない貨物）に掲げる貨物（不正競争防止法第二条第一項第十号（定義）に係るものを除く。以下この項及び第五項において同じ。）に該当するか否かについての認定手続において、第六十九条の三第一項（輸出してはならない貨物に係る認定手続）の規定による認定をするために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、育成者権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続にあつては農林水産大臣に、第六十九条の二第一項第四号に掲げる貨物に該当するか否かについての認定手続にあつては経済産業大臣に対し、当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる。

2～5 (省 略)

(輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等)

するか否かに関し、技術的範囲等について意見を求めることができる。

10 同上

(輸出してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣等への意見の求め)

第六十九条の八 税関長は、育成者権を侵害する貨物又は第六十九条の二第一項第四号（輸出してはならない貨物）に掲げる貨物に該当するか否かについての認定手続において、第六十九条の三第一項（輸出してはならない貨物に係る認定手続）の規定による認定をするために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、育成者権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続にあつては農林水産大臣に、第六十九条の二第一項第四号に掲げる貨物に該当するか否かについての認定手続にあつては経済産業大臣に対し、当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる。

2～5 同上

(輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等)

第六十九条の十 第六十九条の四第一項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てが受理された特許権者、実用新案権者、意匠権者又は不正競争差止請求権者（以下この条において「申立特許権者等」という。）の申立てに係る貨物について認定手続が執られたときは、当該貨物を輸出しようとする者は、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日後は、当該認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができる。

- 一 第六十九条の七第一項（輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等）の規定により十日経過日までの期間を延長する旨の通知を受けた場合 二十日経過日（同条第五項（同条第十項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により経済産業大臣又は特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、二十日経過日とその求めに係る同条第六項（同条第十項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過する日とのいずれか遅い日）
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 十日経過日（第六十九条の七第五項の規定により経済産業大臣又は特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、十日経過日とその求めに係る同条第六項の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過する日とのいずれか遅い日）

2 〽 12 （省 略）

（輸入してはならない貨物）

第六十九条の十一 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

一 〽 五 （省 略）

第六十九条の十 第六十九条の四第一項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てが受理された特許権者、実用新案権者又は意匠権者（以下この条において「申立特許権者等」という。）の申立てに係る貨物について認定手続が執られたときは、当該貨物を輸出しようとする者は、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日後は、当該認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができる。

- 一 第六十九条の七第一項（輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等）の規定により十日経過日までの期間を延長する旨の通知を受けた場合 二十日経過日（同条第五項（同条第十項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、二十日経過日とその求めに係る同条第六項（同条第十項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過する日とのいずれか遅い日）
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 十日経過日（第六十九条の七第五項の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、十日経過日とその求めに係る同条第六項の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過する日とのいずれか遅い日）

2 〽 12 同 上

（輸入してはならない貨物）

第六十九条の十一 同 上

一 〽 五 同 上

五の二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六條第二十項（定義等）に規定する一種病原体等及び同條第二十一項に規定する二種病原体等。ただし、他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。

六〇九（省 略）

十 不正競争防止法第二條第一項第一号から第三号まで又は第十号から第十二号まで（定義）に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九條第一項第一号から第五号まで、第七号又は第八号（適用除外等）に定める行為を除く。）を組成する物品

2・3（省 略）

（輸入してはならない貨物に係る認定手続）

第六十九條の十二 税関長は、この章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうちに前條第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当する貨物があると思料するときは、政令で定めるところにより、当該貨物がこれらの号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続（以下この款において「認定手続」という。）を執らなければならない。この場合において、税関長は、政令で定めるところにより、当該貨物に係る特許権者等（特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者（前條第一項第十号に掲げる貨物に係る同号に規定する行為による営業上の利益の侵害について不正競争防止法第三條第一項（差止請求権）の規定により停止又は予防を請求することができる者をいう。以下この款において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）及び当該貨物を

五の二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六條第二十項（定義）に規定する一種病原体等及び同條第二十一項に規定する二種病原体等。ただし、他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。

六〇九 同 上

十 不正競争防止法第二條第一項第一号から第三号まで、第十一号又は第十二号（定義）に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九條第一項第一号から第五号まで又は第八号（適用除外等）に定める行為を除く。）を組成する物品

2・3 同 上

（輸入してはならない貨物に係る認定手続）

第六十九條の十二 税関長は、この章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうちに前條第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当する貨物があると思料するときは、政令で定めるところにより、当該貨物がこれらの号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続（以下この条から第六十九條の二十までにおいて「認定手続」という。）を執らなければならない。この場合において、税関長は、政令で定めるところにより、当該貨物に係る特許権者等（特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者（前條第一項第十号に掲げる貨物に係る同号に規定する行為による営業上の利益の侵害について不正競争防止法第三條第一項（差止請求権）の規定により停止又は予防を請求することができる者をいう。次条から第六十九條の十八までにおいて同じ。）をいう

輸入しようとする者に対し、当該貨物について認定手続を執る旨並びに当該貨物が前条第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当するか否かについてこれらの者が証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨その他の政令で定める事項を通知しなければならない。

27 (省 略)

(輸入してはならない貨物に係る申立て手続等)

第六十九条の十三 特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者は、自己の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権若しくは育成者権又は営業上の利益を侵害すると認める貨物に関し、政令で定めるところにより、いずれかの税関長に対し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該貨物がこの章に定めるところに従い輸入されようとする場合は当該貨物について当該税関長（以下この条及び次条において「申立先税関長」という。）又は他の税関長が認定手続を執るべきことを申し立てることができる。この場合において、不正競争差止請求権者は、当該貨物が第六十九条の十一第一項第十号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物（不正競争防止法第二条第一項第十号（定義）に係るものを除く。）である場合にあつては同法第二条第一号に規定する商品等表示であつて当該不正競争差止請求権者に係るものが需要者の間に広く認識されているものであることその他の経済産業省令で定める事項についての意見を、当該貨物が第六十九条の十一第一項第十号に掲げる貨物（同法第二条第一項第十号に係るものに限る。）である場合にあつては当該貨物が同法第二条第一項第十号に規定する不正使用行為により生じた物であること及び当該貨物を輸入するおそれのある者が当該貨物を譲り受けた時に当該貨物が当

。以下この条において同じ。）及び当該貨物を輸入しようとする者に対し、当該貨物について認定手続を執る旨並びに当該貨物が前条第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当するか否かについてこれらの者が証拠を提出し、及び意見を述べるすることができる旨その他の政令で定める事項を通知しなければならない。

27 同 上

(輸入してはならない貨物に係る申立て手続等)

第六十九条の十三 特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者は、自己の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権若しくは育成者権又は営業上の利益を侵害すると認める貨物に関し、政令で定めるところにより、いずれかの税関長に対し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該貨物がこの章に定めるところに従い輸入されようとする場合は当該貨物について当該税関長（以下この条及び次条において「申立先税関長」という。）又は他の税関長が認定手続を執るべきことを申し立てることができる。この場合において、不正競争差止請求権者は、不正競争防止法第二条第一号（定義）に規定する商品等表示であつて当該不正競争差止請求権者に係るものが需要者の間に広く認識されているものであることその他の経済産業省令で定める事項について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の意見を求め、その意見が記載された書面を申立先税関長に提出しなければならない。

該不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でないことについての認定を、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に求め、その意見又は認定の内容が記載された書面を申立先税関長に提出しなければならない。

2／4 (省 略)

(輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め)

第六十九条の十四 申立先税関長は、前条第一項の規定による申立てがあつた場合において必要があると認めるときは、知的財産権に關し学識経験を有する者であつてその申立てに係る事案の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、政令で定めるところにより、当該専門委員に対し、同項の規定により提出された証拠が当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否かについて、意見を求めることができる。ただし、同項後段の規定により経済産業大臣の意見又は認定を求めるべき事項については、この限りでない。

(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)

第六十九条の十七 特許権、実用新案権若しくは意匠権を侵害する貨物又は不正競争防止法第二条第一項第十号(定義)に掲げる行為(同法第十九条第一項第七号(適用除外等)に定める行為を除く。以下この項及び第九項において同じ。)を組成する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られたときは、これらの貨物に係る特許権者等(特許権者、実用新案権者、意匠権者又は不正競争差止請求権者(同法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成する貨物に係る者に限る。以下この項、第九項及び第六十九条の二十第一項(輸入してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等)

2／4 同 上

(輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め)

第六十九条の十四 申立先税関長は、前条第一項の規定による申立てがあつた場合において必要があると認めるときは、知的財産権に關し学識経験を有する者であつてその申立てに係る事案の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、政令で定めるところにより、当該専門委員に対し、同項の規定により提出された証拠が当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否かについて、意見を求めることができる。ただし、同項後段の規定により経済産業大臣の意見を求めるべき事項については、この限りでない。

(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)

第六十九条の十七 特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られたときは、当該貨物に係る特許権者等(特許権者、実用新案権者又は意匠権者をいう。以下この条において同じ。)又は輸入者(当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者をいう。以下この条において同じ。)は、政令で定めるところにより、当該特許権者等が第六十九条の十二第一項(輸入してはならない貨物に係る認定手続)の規定による通知を受けた日(以下この項及び第六十九条の二十第二項(輸入してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等)において「通

において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)又は輸入者(当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者をいう。以下この条において同じ。)は、政令で定めるところにより、当該特許権者等が第六十九条の十二第一項(輸入してはならない貨物に係る認定手続)の規定による通知を受けた日(以下この項及び第六十九条の二十第二項において「通知日」という。)から起算して十日(行政機関の休日の日数は、算入しない。)を経過する日(第六十九条の二十第一項及び第二項において「十日経過日」という。)までの期間(その期間の満了する日前に当該認定手続の進行状況その他の事情を勘案して税関長が当該期間を延長することを必要と認めてその旨を当該特許権者等及び当該輸入者に通知したときは、通知日から起算して二十日(行政機関の休日の日数は、算入しない。)を経過する日(第六十九条の二十第一項において「二十日経過日」という。)までの期間)内は、当該認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続に係る貨物が当該特許権者等(不正競争差止請求権者を除く。)の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られた場合にあつては技術的範囲等(特許法第七十条第一項(特許発明の技術的範囲)(実用新案法第二十六条(特許法の準用)において準用する場合を含む。))に規定する技術的範囲又は意匠法第二十五条第一項(登録意匠の範囲等)に規定する範囲をいう。第九項及び第六十九条の十九(輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め)において同じ。)について特許庁長官の意見を聴くことを、当該認定手続に係る貨物が当該特許権者等(不正競争差止請求権者に限る。)に係る不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られた場合にあつては当該認定手続に係る貨物が同号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについて経済産業大臣の意見を聴

知日」という。)から起算して十日(行政機関の休日の日数は、算入しない。)を経過する日(第六十九条の二十第一項及び第二項において「十日経過日」という。)までの期間(その期間の満了する日前に当該認定手続の進行状況その他の事情を勘案して税関長が当該期間を延長することを必要と認めてその旨を当該特許権者等及び当該輸入者に通知したときは、通知日から起算して二十日(行政機関の休日の日数は、算入しない。)を経過する日(第六十九条の二十第一項において「二十日経過日」という。)までの期間)内は、当該認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続に係る貨物が当該特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かに関し、技術的範囲等(特許法第七十条第一項(特許発明の技術的範囲)(実用新案法第二十六条(特許法の準用)において準用する場合を含む。))に規定する技術的範囲又は意匠法第二十五条第一項(登録意匠の範囲)に規定する範囲をいう。第九項及び第六十九条の十九(輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め)において同じ。)について特許庁長官の意見を聴くことを求めることができる。

くことを求めることができる。

2 税関長は、前項の規定による求めがあつたときは、政令で定めるところにより、経済産業大臣又は特許庁長官に対し、意見を求めるものとする。ただし、同項の規定による求めに係る貨物が第六十九条の十一第一項第九号又は第十号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物に該当するか否かが明らかであるときその他経済産業大臣又は特許庁長官の意見を求める必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 税関長は、第一項の規定による求めがあつた場合において、前項ただし書の規定により経済産業大臣又は特許庁長官の意見を求めなかつたときは、第一項の規定による求めをした特許権者等又は輸入者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

4 経済産業大臣又は特許庁長官は、第二項本文の規定により税関長から意見を求められたときは、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。

5 税関長は、第二項本文の規定により経済産業大臣又は特許庁長官の意見を求めたときは、その求めに係る特許権者等及び輸入者に対し、その旨を通知しなければならない。

6 (省 略)

7 税関長は、第二項本文の規定により経済産業大臣又は特許庁長官の意見を求めたときは、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前に、第一項の求めをした者が特許権者等である場合にあつてはその求めに係る貨物が第六十九条の十一第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当しないことの認定を、第一項の求めをした者が輸入者である場合にあつてはその求めに係る貨物が同条第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当することの認定をしてはならない。

8 税関長は、第二項本文の規定により経済産業大臣又は特許庁長官

2 税関長は、前項の規定による求めがあつたときは、政令で定めるところにより、特許庁長官に対し、意見を求めるものとする。ただし、同項の規定による求めに係る貨物が第六十九条の十一第一項第九号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物に該当するか否かが明らかであるときその他特許庁長官の意見を求める必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 税関長は、第一項の規定による求めがあつた場合において、前項ただし書の規定により特許庁長官の意見を求めなかつたときは、第一項の規定による求めをした特許権者等又は輸入者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

4 特許庁長官は、第二項本文の規定により税関長から意見を求められたときは、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。

5 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めたときは、その求めに係る特許権者等及び輸入者に対し、その旨を通知しなければならない。

6 同 上

7 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めたときは、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前に、第一項の求めをした者が特許権者等である場合にあつてはその求めに係る貨物が第六十九条の十一第一項第九号に掲げる貨物に該当しないことの認定を、第一項の求めをした者が輸入者である場合にあつてはその求めに係る貨物が同号に掲げる貨物に該当することの認定をしてはならない。

8 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めた場

の意見を求めた場合において、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前に、第一項の求めをした者が特許権者等である場合にあつてはその求めに係る貨物が第六十九条の十一第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当すると認定したとき、若しくは第一項の求めをした者が輸入者である場合にあつてはその求めに係る貨物が同条第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当しないと認定したとき、又は第六十九条の十二第六項若しくは第六十九条の十五第十項（輸入差止申立てに係る供託等）の規定により当該貨物について認定手続を取りやめたときは、その旨を経済産業大臣又は特許庁長官に通知するものとする。この場合においては、経済産業大臣又は特許庁長官は、第四項の規定による意見を述べることがを要しない。

9 税関長は、特許権、実用新案権若しくは意匠権を侵害する貨物又は不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについての認定手続において、第六十九条の十二第一項の規定による認定をするために必要があると認めるときは、特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られた場合にあつては当該認定手続に係る貨物が当該貨物に係る特許権者等（不正競争差止請求権者を除く。）の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かに関し、技術的範囲等についての意見を特許庁長官に、同号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られた場合にあつては当該認定手続に係る貨物が当該貨物に係る特許権者等（不正競争差止請求権者に限る。）に係る同号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについての意見を経済産業大臣に、政令で定めるところにより、求めることができる。

10
(省 略)

合において、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前に、第一項の求めをした者が特許権者等である場合にあつてはその求めに係る貨物が第六十九条の十一第一項第九号に掲げる貨物に該当すると認定したとき、若しくは第一項の求めをした者が輸入者である場合にあつてはその求めに係る貨物が同号に掲げる貨物に該当しないと認定したとき、又は第六十九条の十二第六項若しくは第六十九条の十五第十項（輸入差止申立てに係る供託等）の規定により当該貨物について認定手続を取りやめたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。この場合においては、特許庁長官は、第四項の規定による意見を述べることがを要しない。

9 税関長は、特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続において、第六十九条の十二第一項の規定による認定をするために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、特許庁長官に対し、当該認定手続に係る貨物が特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かに関し、技術的範囲等について意見を求めることができる。

10
同 上

(輸入してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣等への意見の求め)

第六十九条の十八 税関長は、育成者権を侵害する貨物又は第六十九条の十一第一項第十号(輸入してはならない貨物)に掲げる貨物(不正競争防止法第二条第一項第十号(定義)に係るものを除く。以下この項及び第五項において同じ。)に該当するか否かについての認定手続において、第六十九条の十二第一項(輸入してはならない貨物に係る認定手続)の規定による認定をするために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、育成者権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続にあつては農林水産大臣に、第六十九条の十一第一項第十号に掲げる貨物に該当するか否かについての認定手続にあつては経済産業大臣に対し、当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる。

2～5 (省 略)

(輸入してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等)

第六十九条の二十 第六十九条の十三第一項(輸入してはならない貨物に係る申立て手続等)の規定による申立てが受理された特許権者、実用新案権者、意匠権者又は不正競争差止請求権者(以下この条において「申立特許権者等」という。)の申立てに係る貨物について認定手続が執られたときは、当該貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日後は、当該認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができる。

一 第六十九条の十七第一項(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)の規定により十日経過日までの期間を延長

(輸入してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣等への意見の求め)

第六十九条の十八 税関長は、育成者権を侵害する貨物又は第六十九条の十一第一項第十号(輸入してはならない貨物)に掲げる貨物に該当するか否かについての認定手続において、第六十九条の十二第一項(輸入してはならない貨物に係る認定手続)の規定による認定をするために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、育成者権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続にあつては農林水産大臣に、同号に掲げる貨物に該当するか否かについての認定手続にあつては経済産業大臣に対し、当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる。

2～5 同上

(輸入してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等)

第六十九条の二十 第六十九条の十三第一項(輸入してはならない貨物に係る申立て手続等)の規定による申立てが受理された特許権者、実用新案権者又は意匠権者(以下この条において「申立特許権者等」という。)の申立てに係る貨物について認定手続が執られたときは、当該貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日後は、当該認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができる。

一 第六十九条の十七第一項(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)の規定により十日経過日までの期間を延長

する旨の通知を受けた場合 二十日経過日（同条第五項（同条第十項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により経済産業大臣又は特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、二十日経過日とその求めに係る同条第六項（同条第十項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過する日とのいずれか遅い日）

二 前号に掲げる場合以外の場合 十日経過日（第六十九条の第十七第五項の規定により経済産業大臣又は特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、十日経過日とその求めに係る同条第六項の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過する日とのいずれか遅い日）

2 5 12 （省 略）

（関税等の納付と輸入の許可）

第七十二条 関税を納付すべき外国貨物については、特例申告貨物が輸入される場合（第七条の八第一項（担保の提供）の規定により担保の提供を命ぜられた場合において当該担保が提供されていないとを除外。）又は第九条の二第一項若しくは第二項（納期限の延長）の規定により関税を納付すべき期限が延長される場合を除き、関税（過少申告加算税並びに第十二条の四第一項及び第三項（同条第一項の加重算税に係る部分に限る。）（加重算税）の加重算税を除く。）が納付された後（第十条第二項（担保を提供した場合の充当又は徴収）の規定により担保として提供された金銭又は金銭以外の担保物の公売の代金をもつて関税に充てる場合においては、その手続が完了した後とし、関税率法第七条第十項（相殺関税）又は第八条第九項第二号若しくは第十八項（不当廉売関税）の規定により担保の提供を命ぜられた場合においては、当該担保が提供され、か

する旨の通知を受けた場合 二十日経過日（同条第五項（同条第十項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、二十日経過日とその求めに係る同条第六項（同条第十項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過する日とのいずれか遅い日）

二 前号に掲げる場合以外の場合 十日経過日（第六十九条の第十七第五項の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、十日経過日とその求めに係る同条第六項の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過する日とのいずれか遅い日）

2 5 12 同 上

（関税等の納付と輸入の許可）

第七十二条 関税を納付すべき外国貨物については、特例申告貨物が輸入される場合（第七条の八第一項（担保の提供）の規定により担保の提供を命ぜられた場合において当該担保が提供されていないとを除外。）又は第九条の二第一項若しくは第二項（納期限の延長）の規定により関税を納付すべき期限が延長される場合を除き、関税（過少申告加算税及び第十二条の四第一項（加重算税）の規定により課される加重算税を除く。）が納付された後（第十条第二項（担保を提供した場合の充当又は徴収）の規定により担保として提供された金銭又は金銭以外の担保物の公売の代金をもつて関税に充てる場合においては、その手続が完了した後とし、関税率法第七条第十項（相殺関税）又は第八条第九項第二号若しくは第十八項（不当廉売関税）の規定により担保の提供を命ぜられた場合においては、当該担保が提供され、かつ、同法別表の税率による関税が納付さ

つ、同法別表の税率による関税が納付された後とする。)でなければ、輸入を許可しない。外国貨物に係る内国消費税及び地方消費税(これらに係る過少申告加算税及び当該過少申告加算税に代えて課される重加算税を除く。)の納付についても、その納期限が延長される場合その他政令で定める場合を除き、また同様とする。

(輸入の許可前における貨物の引取り)

第七十三条 外国貨物(特例申告貨物を除く。)を輸入申告の後輸入の許可前に引き取ろうとする者は、関税額(過少申告加算税並びに第十二条の四第一項及び第三項(同条第一項の重加算税に係る部分に限る。)(重加算税)の重加算税に相当する額を除く。)に相当する担保を提供して税関長の承認を受けなければならない。

2・3 (省 略)

(外国貨物の積戻し)

第七十五条 本邦から外国に向けて行う外国貨物(仮に陸揚げされた貨物(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八条第一項(輸出の許可等)の規定による許可を受けなければならぬものを除く。第八十条の四第一項及び第二項並びに第一百十一条第一項第一号において同じ。))を除く。)の積戻しには、第六十七条(輸出又は輸入の許可)、第六十七条の二第一項及び第二項(輸出申告又は輸入申告の手続)、第六十七条の三第一項(後段及び第三号を除く。)(輸出申告の特例)、第六十八条から第十九条の十まで(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類・貨物の検査に係る権限の委任・貨物の検査場所・輸出してはならない貨物・輸出してはならない貨物に係る認定手続・輸出してはならない貨物に係る申立て手続等・輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め・輸出差止申立てに係る供託等・輸出してはならない貨物

れた後とする。)でなければ、輸入を許可しない。外国貨物に係る内国消費税及び地方消費税(これらに係る過少申告加算税及び当該過少申告加算税に代えて課される重加算税を除く。)の納付についても、その納期限が延長される場合その他政令で定める場合を除き、また同様とする。

(輸入の許可前における貨物の引取り)

第七十三条 外国貨物(特例申告貨物を除く。)を輸入申告の後輸入の許可前に引き取ろうとする者は、関税額(過少申告加算税及び第十二条の四第一項(重加算税)の規定により課される重加算税に相当する額を除く。)に相当する担保を提供して税関長の承認を受けなければならない。

2・3 同上

(外国貨物の積戻し)

第七十五条 本邦から外国に向けて行う外国貨物(仮に陸揚げされた貨物(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八条第一項(輸出の許可等)の規定による許可を受けなければならぬものを除く。第八十条の四第一項及び第二項並びに第一百十一条第一項第一号において同じ。))を除く。)の積戻しには、第六十七条(輸出又は輸入の許可)、第六十七条の二第一項(輸出申告又は輸入申告の手続)、第六十八条から第六十九条の十まで(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類・貨物の検査場所・輸出してはならない貨物・輸出してはならない貨物に係る認定手続・輸出してはならない貨物に係る申立て手続等・輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め・輸出差止申立てに係る供託等・輸出してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣等への意見の求め・

に係る意見を聴くことの求め等・輸出してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣等への意見の求め・輸出してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め・輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等）並びに第七十条（証明又は確認）の規定を準用する。この場合において、第六十九条の二第一項中「貨物」とあるのは「貨物（第六十九条の十一第二項の規定により積戻しを命じられたものを除く。）」と、同項第三号及び第四号中「物品」とあるのは「物品（他の法令の規定により積み戻すことができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより積み戻すものを除く。）」と読み替えるものとする。

（郵便物の輸出入の簡易手続）

第七十六条 郵便物（その価格（輸入されるものについては、課税標準となるべき価格）が二十万円を超えるもの（寄贈物品であるものその他の政令で定めるものを除く。）及び第三項の政令で定める場合に係るものを除く。以下この項、第九十四条及び第九十九条の二第九号において同じ。）については、第六十七条から第六十九条まで（輸出又は輸入の許可・輸出申告又は輸入申告の手続・輸出申告の特例・輸出の許可の取消し・特例輸出貨物の亡失等の届出・承認の要件・規則等に関する改善措置・帳簿の備付け等・輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出・承認の失効・承認の取消し・許可の承継についての規定の準用・製造者の認定・規則等に関する改善措置・認定製造者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出・認定の失効・認定の取消し・許可の承継についての規定の準用・輸入申告の特例・輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類・貨物の検査に係る権限の委任・貨物の検査場所）及び第七十条から第七十三条まで（証明又は確認・原産地を偽つた表示等がさ

輸出してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め・輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等）及び第七十条（証明又は確認）の規定を準用する。この場合において、第六十九条の二第一項中「貨物」とあるのは「貨物（第六十九条の十一第二項の規定により積戻しを命じられたものを除く。）」と、同項第三号及び第四号中「物品」とあるのは「物品（他の法令の規定により積み戻すことができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより積み戻すものを除く。）」とする。

（郵便物の輸出入の簡易手続）

第七十六条 郵便物（その価格（輸入されるものについては、課税標準となるべき価格）が二十万円を超えるもの（寄贈物品であるものその他の政令で定めるものを除く。）及び第三項の政令で定める場合に係るものを除く。以下この項、第九十四条及び第九十九条の二第九号において同じ。）については、第六十七条から第六十九条まで（輸出又は輸入の許可・輸出申告又は輸入申告の手続・輸出申告の特例・輸出の許可の取消し・特例輸出貨物の亡失等の届出・承認の要件・規則等に関する改善措置・帳簿の備付け等・輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出・承認の失効・承認の取消し・許可の承継についての規定の準用・製造者の認定・規則等に関する改善措置・認定製造者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出・認定の失効・認定の取消し・許可の承継についての規定の準用・輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類・貨物の検査場所）及び第七十条から第七十三条まで（証明又は確認・原産地を偽つた表示等がされている貨物の輸入・関税等の納付と輸入の許可

れている貨物の輸入・関税等の納付と輸入の許可・輸入の許可前における貨物の引取り)の規定は適用せず、前条中「仮に陸揚げされた貨物(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八条第一項(輸出の許可等)の規定による許可を受けなければならぬものを除く。第八十条の四第一項及び第二項並びに第一百一十一条第一項第一号において同じ。)を除く」とあるのは、「外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八条第一項(輸出の許可等)の規定による許可を受けなければならぬものに限り」と読み替えて、同条の規定を適用する。ただし、税関長は、輸出され、又は輸入される郵便物中にある信書以外の物について、政令で定めるところにより、税関職員に必要な検査をさせるものとする。

2 5 (省 略)

(通関業者の認定)

第七十九条 (省 略)

2 (省 略)

3 税関長は、第一項の規定による認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 認定を受けようとする者が次のいずれにも該当しないこと。

イ (省 略)

ロ 現に受けている通関業法第三条第一項(通関業の許可)の許可について、その許可を受けた日から三年を経過していない者であること。

ハ 通関業法第五条各号(許可の基準)に掲げる基準に適合していない者であること。

ニ 通関業法第六条第一号、第三号から第七号まで、第十号又は

・輸入の許可前における貨物の引取り)の規定は適用せず、前条中「仮に陸揚げされた貨物(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八条第一項(輸出の許可等)の規定による許可を受けなければならぬものを除く。第八十条の四第一項及び第二項並びに第一百一十一条第一号において同じ。)を除く」とあるのは、「外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八条第一項(輸出の許可等)の規定による許可を受けなければならぬものに限り」と読み替えて、同条の規定を適用する。ただし、税関長は、輸出され、又は輸入される郵便物中にある信書以外の物について、政令で定めるところにより、税関職員に必要な検査をさせるものとする。

2 5 同 上

(通関業者の認定)

第七十九条 同 上

2 同 上

3 同 上

一 同 上

イ 同 上

ロ 現に受けている通関業法第三条第一項(通関業の許可)の許可について、その許可の日(二以上の許可を受けている場合にあっては、これらのうち最初に受けた許可の日)から三年を経過していない者であること。

ハ 通関業法第五条第一号、第二号又は第四号(許可の基準)に掲げる基準に適合していない者であること。

ニ 通関業法第六条第一号、第三号から第五号まで又は第八号(

第十一号（欠格事由）のいずれかに該当している者であること。

ホ 其の業務について通関業法第六條第六号又は第七号に該当する者を代理人、使用人その他の従業者として使用する者であること。

二・三 （省 略）

4・5 （省 略）

（規則等に関する改善措置）

第七十九條の二 税関長は、前條第一項の認定を受けた者（以下「認定通関業者」という。）がこの法律の規定に従つて輸出及び輸入に関する業務を行わなかつたことその他の事由により、この法律の実施を確保するため必要があるときは、同條第三項第三号に規定する規則若しくは当該規則に定められた事項に係る業務の遂行の改善に必要な措置を講ずること又は同号に規定する規則を新たに定めることを求めることができる。

欠格事由）のいずれかに該当している者であること。

ホ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第二百四條（傷害）、第二百六條（現場助勢）、第二百八條（暴行）、第二百八條の二第一項（凶器準備集合及び結集）、第二百二十二條（脅迫）若しくは第二百四十七條（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であること。

ヘ 暴力団員等であること。

ト 其の業務についてホ若しくはヘに該当する者を役員とする法人であること又はその者を代理人、使用人その他の従業者として使用する者であること。

チ 暴力団員等によりその事業活動を支配されている者であること。

二・三 同上

4・5 同上

（規則等に関する改善措置）

第七十九條の二 税関長は、前條第一項の認定を受けた者（次條及び第七十九條の五第一項において「認定通関業者」という。）がこの法律の規定に従つて輸出及び輸入に関する業務を行わなかつたことその他の事由により、この法律の実施を確保するため必要があるときは、前條第三項第三号に規定する規則若しくは当該規則に定められた事項に係る業務の遂行の改善に必要な措置を講ずること又は同号に規定する規則を新たに定めることを求めることができる。

(認定の失効)

第七十九条の四 第七十九条第一項(通関業者の認定)の認定は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その効力を失う。

一 (省 略)

二 認定通関業者が死亡した場合で、第七十九条の六(許可の承継)についての規定の準用)において準用する第四十八条の二第二項(許可の承継)の規定による申請が同項に規定する期間内にされなかつたとき、又は同項の承認をしない旨の処分があつたとき。

三 通関業法第十条第一項(許可の消滅)の規定により通関業の許可が消滅したとき。

四 (省 略)

五 (省 略)

2・3 (省 略)

(認定の取消し)

第七十九条の五 税関長は、認定通関業者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第七十九条第一項(通関業者の認定)の認定を取り消すことができる。

一 第七十九条第三項第一号ハからホまでに該当することとなつたとき又は同項第二号に適合しないこととなつたとき。

二 (省 略)

2 (省 略)

(許可の承継についての規定の準用)

第七十九条の六 第四十八条の二(許可の承継)の規定は、認定通関業者について準用する。この場合において、必要な技術的読替は

(認定の失効)

第七十九条の四 同上

一 同上

二 通関業法第十条第一項(許可の消滅)の規定により通関業の許可(二以上の許可を受けている場合にあつては、そのすべての許可。次号において同じ。)が消滅したとき。

三 同上

四 同上

2・3 同上

(認定の取消し)

第七十九条の五 同上

一 第七十九条第三項第一号ハからチまでに該当することとなつたとき又は同項第二号に適合しないこととなつたとき。

二 同上

2 同上

政令で定める。

(再調査の請求)

第八十九条 (省 略)

2 この法律又は他の関税に関する法律の規定による税関職員の処分は、前項及び第九十一条の規定の適用に関しては、当該職員の属する税関の税関長がした処分とみなす。

(審議会等への諮問)

第九十一条 この法律又は他の関税に関する法律の規定による財務大臣又は税関長の処分について審査請求があつたときは、財務大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条(審議会等))に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 審査請求人から、その諮問を希望しない旨の申出がされている場合(参加人(行政不服審査法第十三条第四項(参加人))に規定する参加人をいう。)から、当該諮問をしないことについて反対する旨の申出がされている場合を除く。)

二 審査請求が不適法であり、却下する場合

三 行政不服審査法第四十六条第一項(処分についての審査請求の認容)の規定により審査請求に係る処分(法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分及び事実上の行為を除く。)の全部を取り消し、又は同法第四十七条第一号若しくは第二号(処分についての審査請求の認容)の規定により審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することとする場合(当該処分の全部を取り消すこと又は当該事実上の行為の全部を

(再調査の請求)

第八十九条 同 上

2 この法律又は他の関税に関する法律の規定による税関職員の処分は、前項の規定の適用に関しては、当該職員の属する税関の税関長がした処分とみなす。

(審議会等への諮問)

第九十一条 次に掲げる処分又は通知について審査請求があつたときは、財務大臣は、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条(審議会等))に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 関税の確定若しくは徴収に関する処分又は滞納処分(国税徴収の例により関税を徴収する場合における滞納処分をいう。)

二 第六十九条の二第三項(輸出してはならない貨物)又は第六十九条の十一第三項(輸入してはならない貨物)の規定による通知

三 第六十九条の三第一項(輸出してはならない貨物に係る認定手続)若しくは第六十九条の十二第一項(輸入してはならない貨物に係る認定手続)の規定による認定又は第六十九条の四第一項(輸出してはならない貨物に係る申立て手続等)若しくは第六十九条の十三第一項(輸入してはならない貨物に係る申立て手続等)の規定による申立ての受理若しくは第六十九条の四第二項若しくは第六十九条の十三第二項の規定により当該受理をしないこと。

撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。）

四 行政不服審査法第四十六条第二項各号に定める措置（法令に基づく申請の全部を認容すべき旨を命じ、又は認容するものに限る。）をとることとする場合（当該申請の全部を認容することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。）

（審査請求と訴訟との関係）

第九十三条 次に掲げる処分又は通知の取消しの訴えは、当該処分又は通知についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

一 関税の確定若しくは徴収に関する処分又は滞納処分（国税徴収の例により関税を徴収する場合における滞納処分をいう。）

二 第六十九条の二第三項（輸出してはならない貨物）又は第六十九条の十一第三項（輸入してはならない貨物）の規定による通知

附則

1・2 (省 略)

3 第十二条第一項（延滞税）（とん税法第十条第一項（特別とん税法第六条において準用する場合を含む。）及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二十条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する延滞税の年七・三パーセントの割合及び年十四・六パーセントの割合は、第十二条第一項の規定にかかわらず、当分の間、各年の特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項（利子税の割

（審査請求と訴訟との関係）

第九十三条 第九十一条第一号（審議会等への諮問）に掲げる処分又は同条第二号に掲げる通知の取消しの訴えは、当該処分又は通知についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

附則

1・2 同上

3 第十二条第一項（延滞税）（とん税法第十条第一項（特別とん税法第六条において準用する場合を含む。）及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二十条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する延滞税の年七・三パーセントの割合及び年十四・六パーセントの割合は、第十二条第一項の規定にかかわらず、当分の間、各年の特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項（利子税の割

合の特例)に規定する特例基準割合をいう。以下この項及び附則第五項において同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合)とし、年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。

4 第十二条第七項第一号及び第三号並びに同条第八項第二号に規定する延滞税(以下この項において「滞納処分」の執行の停止等をした関税に係る延滞税」という。)につきこれらの規定により免除し、又は免除することができ金額の計算の基礎となる期間であつて特例基準割合適用年(租税特別措置法第九十四条第一項(延滞税の割合の特例)に規定する特例基準割合適用年をいう。)に含まれる期間(以下この項において「軽減対象期間」という。)がある場合には、当該軽減対象期間に対応する滞納処分の執行の停止等をした関税に係る延滞税についてのこれらの規定の適用については、当分の間、第十二条第七項第一号中「期間(当該関税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間に限る。)」とあるのは「期間」と、「の二分の一」とあるのは「のうち当該延滞税の割合が特例基準割合(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九十三条第二項(利子税の割合の特例)に規定する特例基準割合をいう。)」であるとした場合における当該延滞税の額(第三号及び次項第二号において「特例延滞税額」という。)を超える部分の金額」と、同項第三号及び同条第八項第二号中「期間のうち当該関税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間」とあるのは「期間」と、「の二分の一」とあるのは「のうち特例延滞税額を超える部分の金額」とする。

合の特例)に規定する特例基準割合をいう。以下この項及び次項において同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合)とし、年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。

<p>6 5 (省 略)</p> <p>前三項の規定の適用がある場合における延滞税及び還付加算金の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>	<p>5 4 同 上</p> <p>前二項の規定の適用がある場合における延滞税及び還付加算金の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>
--	--

改 正 案

（暫定税率）

第二条 別表第一に掲げる物品で平成二十九年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。

2 別表第一の三に掲げる物品で平成二十九年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。

（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）

第七条の三 平成七年度から平成二十八年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条及び同表において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなった月の翌々の初日（以下この条において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本の譲許表に定める税率（第七条の七及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低いもの（

現 行

（暫定税率）

第二条 別表第一に掲げる物品で平成二十八年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。

2 別表第一の三に掲げる物品で平成二十八年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。

（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）

第七条の三 平成七年度から平成二十七年までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条及び別表第一の六において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなった月の翌々の初日（以下この条において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本の譲許表に定める税率（第七条の七及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低いもの（

関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。以下この条及び次条において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。ただし、平成二十八年度においては、飼料用麦（同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品（メスリンを除く。）又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。以下この条において同じ。）を含む別表第一の六の項にあつては、当該年度中のこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から当該年度中の当該各項の第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（第六項において「協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。

2・3 (省 略)

4 第一項に規定する輸入基準数量は、別表第一の六に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した数量として、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出して得た数量とする。ただし、その算出して得た数量が当該年度の初日の属する年の前年（同表第一五項から第一九項までに掲げる物品にあつては、当該年度の初日の属する年の前々年の十月一日からその翌年の九月三十日まで

のもの（関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。以下この条及び次条において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。ただし、平成二十七年において、飼料用麦（同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品（メスリンを除く。）又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。以下この条において同じ。）を含む別表第一の六の項にあつては、当該年度中のこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から当該年度中の当該各項の飼料用麦であつてオーストラリアを原産地とするもの（以下この条において「オーストラリア産飼料用麦」という。）に係る輸入数量（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「オーストラリア協定」という。）の効力発生の日（以下「協定発効日」という。）から一年を経過した日前の期間に係るものに限る。）及び第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量（協定発効日から一年を経過した日以後の期間に係るものに限る。）を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（第六項において「協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。

2・3 同 上

4 第一項に規定する輸入基準数量は、別表第一の六に掲げる物品の輸入数量を各項ごとに合計した数量として、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出して得た数量とする。ただし、その算出して得た数量が当該年度の初日の属する年の前年（同表第一五項から第一九項までに掲げる物品にあつては、当該年度の初日の属する年の前々年の十月一日からその翌年の九月三十日までの期

での期間。以下この条において単に「前年」という。）までの過去三年間における各年（同表第一五項から第一九項までに掲げる物品にあつては、毎年十月一日からその翌年の九月三十日までの各期間。以下この条において同じ。）の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量（以下この条において「平均輸入数量」という。）に百分の百五を乗じて得た数量を下回る場合にあつては、輸入基準数量は、平均輸入数量に百分の百五を乗じて得た数量とする。

一 平均輸入数量が前年までの過去三年間における各年の国内消費量を合計したものの三分の一に相当する数量（以下この条において「平均国内消費量」という。）に百分の十を乗じて得た数量以下の場合 平均輸入数量に百分の百二十五を乗じて得た数量に、前年の国内消費量から前々年（別表第一の六第一五項から第一九項までに掲げる物品にあつては、当該年度の初日の属する年の三年前の十月一日からその翌年の九月三十日までの期間。以下この条において単に「前々年」という。）の国内消費量を控除して得た数量を加算して得た数量（前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量があるときは、平均輸入数量に百分の百二十五を乗じて得た数量から当該控除しきれない数量を控除して得た数量）

二・三 (省 略)
5 (省 略)

6 前二項の規定は、第一項ただし書に規定する協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用する。この場合において、第四項中「物品の輸入数量」とあるのは「物品の輸入数量（飼料用麦であつてオーストラリアを原産地とするもの（第一号において「オーストラリア産飼料用麦」という。）に係る輸入数量を除く。以下この項において同じ。）」と、同項第一号中「各年の国内消費量」とあるのは「各年の国内消費量（オーストラリア産飼料用麦の輸入数量

間。以下この条において単に「前年」という。）までの過去三年間における各年（同表第一五項から第一九項までに掲げる物品にあつては、毎年十月一日からその翌年の九月三十日までの各期間。以下この条において同じ。）の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量（以下この条において「平均輸入数量」という。）に百分の百五を乗じて得た数量を下回る場合にあつては、輸入基準数量は、平均輸入数量に百分の百五を乗じて得た数量とする。

一 平均輸入数量が前年までの過去三年間における各年の国内消費量を合計したものの三分の一に相当する数量（以下この条において「平均国内消費量」という。）に百分の十を乗じて得た数量以下の場合 平均輸入数量に百分の百二十五を乗じて得た数量に、前年の国内消費量から前々年（同表第一五項から第一九項までに掲げる物品にあつては、当該年度の初日の属する年の三年前の十月一日からその翌年の九月三十日までの期間。以下この条において単に「前々年」という。）の国内消費量を控除して得た数量を加算して得た数量（前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量があるときは、平均輸入数量に百分の百二十五を乗じて得た数量から当該控除しきれない数量を控除して得た数量）

二・三 同上
5 同上

6 前二項の規定は、第一項ただし書に規定する協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用する。この場合において、第四項中「輸入数量を」とあるのは「輸入数量（オーストラリア産飼料用麦の輸入数量を除く。）」を」と、同項第一号中「各年の国内消費量」とあるのは「各年の国内消費量（オーストラリア産飼料用麦の輸入数量に相当する数量を除く。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。

に相当する数量を除く。以下この項において同じ。」と読み替えるものとする。

7 第一項及び第四項に規定する輸入数量は、関税法第百二条第一項第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計の数値又は当該統計の作成方法を基準として、第四項に規定する国内消費量は、政令で定める統計の数値又は当該統計の作成方法を基準として、それぞれ政令で定めるところにより算出するものとする。

8 財務大臣は、別表第一の六に掲げる物品については、当該年度の初日から毎月末までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（平成二十八年度においては、飼料用表を含む項にあつては、当該年度の初日から毎月末までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から当該年度の初日から毎月末までの当該各項の第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を翌月末日までに、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合（平成二十八年度においては、飼料用表を含む項にあつては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）には、当該輸入基準数量を超えた各項に係る物品についての発動日をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

（課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急関税）

第七条の四 平成七年度から平成二十八年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格（数量を課税標準とし

7 第一項及び第四項に規定する輸入数量は、関税法第百二条第一項第一号（統計の作成）の統計の数値又は当該統計の作成方法を基準として、第四項に規定する国内消費量は、政令で定める統計の数値又は当該統計の作成方法を基準として、それぞれ政令で定めるところにより算出するものとする。

8 財務大臣は、別表第一の六に掲げる物品については、当該年度の初日から毎月末までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（平成二十七年度においては、飼料用表を含む項にあつては、当該年度の初日から毎月末までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該年度の初日から毎月末までの当該各項のオーストラリア産飼料用表の輸入数量（協定発効日から一年を経過した日間の期間に係るものに限る。）及び第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量（協定発効日から一年を経過した日以後の期間に係るものに限る。）を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を翌月末日までに、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合（平成二十七年度においては、飼料用表を含む項にあつては、第一項ただし書に規定する場合に限る。）には、当該輸入基準数量を超えた各項に係る物品についての発動日をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

（課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急関税）

第七条の四 平成七年度から平成二十七年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格（数量を課税標準とし

て関税を課する物品にあつては、関稅定率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。)が發動基準価格(昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課稅價格の加重平均價格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される價格として財務大臣が告示する價格をいう。以下この条及び別表第一の七において同じ。)を下回るものに課する関稅の額は、同法第三条(課稅標準及び稅率)の規定又は第二条若しくは第八条の二第二項若しくは第三項の規定にかかわらず、通常の關稅率により算出した關稅の額に相當する額に、次の各号の区分に應じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一 四 (省 略)

2・3 (省 略)

(生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る關稅の緊急措置)

第七条の五 平成七年度から平成二十八年までの各年度において、関稅定率法別表第〇二・〇一項に掲げる牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)(以下この条において「生鮮等牛肉」という。)(又は同表第〇二・〇二項に掲げる牛の肉(冷凍したものに限る。)(以下この条において「冷凍牛肉」という。))について、それぞれ次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する關稅の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同表に定める稅率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入數量が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入數量(平成二十八年において、当該數量が平成十四年度及び平成十五年

て関税を課する物品にあつては、関稅定率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。)が發動基準価格(昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課稅價格の加重平均價格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される價格として財務大臣が告示する價格をいう。以下この条及び別表第一の七において同じ。)を下回るものに課する関稅の額は、関稅定率法第三条(課稅標準及び稅率)の規定又は第二条若しくは第八条の二第二項若しくは第三項の規定にかかわらず、通常の關稅率により算出した關稅の額に相當する額に、次の各号の区分に應じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一 四 同 上

2・3 同 上

(生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る關稅の緊急措置)

第七条の五 平成七年度から平成二十七年度までの各年度において、関稅定率法別表第〇二・〇一項に掲げる牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)(以下この条において「生鮮等牛肉」という。)(又は同表第〇二・〇二項に掲げる牛の肉(冷凍したものに限る。)(以下この条において「冷凍牛肉」という。))について、それぞれ次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する關稅の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同表に定める稅率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入數量が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入數量(平成二十七年において、当該數量が平成十四年度及び平成十五年

度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（第三項において「第一号に係る輸入基準数量」という。）を超えた場合（平成二十八年度においては、当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（第七条の八及び第九条の二において「オーストラリア協定」という。）の規定に基づきオーストラリアの原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの（第七条の八第一項において「オーストラリア原産品」という。）に係る輸入数量及び第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるもの）に係る輸入数量を除く。以下この条において「協定対象外輸入数量」という。）が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（第三項において「第一号に係る協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。）その超えることとなつた月の属する四半期の翌四半期の初日（その超えることとなつた月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなつた月の翌々の初日。同項において「第一号に係る発動日」という。）から当該年度の末日まで

二 当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成二十八年）度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したも

度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（第三項において「第一号に係る輸入基準数量」という。）を超えた場合（平成二十七年度においては、当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（協定発効日前の期間のオーストラリアを原産地とするもの）に係る輸入数量と協定発効日以後の期間のオーストラリア協定の規定に基づきオーストラリアの原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの（第七条の八第一項において「オーストラリア原産品」という。）に係る輸入数量との合計数量及び第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるもの）に係る輸入数量を除く。以下この条において「協定対象外輸入数量」という。）が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（第三項において「第一号に係る協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。）その超えることとなつた月の属する四半期の翌四半期の初日（その超えることとなつた月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなつた月の翌々の初日。同項において「第一号に係る発動日」という。）から当該年度の末日まで

二 当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成二十七年）度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したも

の二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。)に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量(第三項において「第二号に係る輸入基準数量」という。)を超えた場合(平成二十八年度においては、当該年度中の協定対象外輸入数量が、当該年度の前年度における協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量(同項において「第二号に係る協定対象外輸入基準数量」という。)を超えた場合に限る。) 当該年度の翌年度の初日(その超えることとなった月が三月であるときは、同年度の五月一日。同項において「第二号に係る発動日」という。)から同年度の第一四半期の末日まで

2 (省 略)

3 財務大臣は、当該年度の初日から毎月末までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量(平成二十八年度においては、各輸入数量及び各協定対象外輸入数量)を翌月末日までに、当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が第一号に係る輸入基準数量を超えた場合(平成二十八年度においては、当該年度中の協定対象外輸入数量が第一号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。)又は第二号に係る輸入基準数量を超えた場合(平成二十八年度においては、当該年度中の協定対象外輸入数量が第二号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。)又は第二号に係る協定対象外輸入数量が第二号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。)には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日を超えたこととなった月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

(生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置)

第七条の六 平成七年度から平成二十八年度までの各年度において、関稅定率法別表第〇一〇三・九二号に掲げる豚(生きているものに限る。)(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八にお

の二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。)に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量(第三項において「第二号に係る輸入基準数量」という。)を超えた場合(平成二十七年度においては、当該年度中の協定対象外輸入数量が、当該年度の前年度における協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量(同項において「第二号に係る協定対象外輸入基準数量」という。)を超えた場合に限る。) 当該年度の翌年度の初日(その超えることとなった月が三月であるときは、同年度の五月一日。同項において「第二号に係る発動日」という。)から同年度の第一四半期の末日まで

2 同 上

3 財務大臣は、当該年度の初日から毎月末までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量(平成二十七年度においては、各輸入数量及び各協定対象外輸入数量)を翌月末日までに、当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が第一号に係る輸入基準数量を超えた場合(平成二十七年度においては、当該年度中の協定対象外輸入数量が第一号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。)又は第二号に係る輸入基準数量を超えた場合(平成二十七年度においては、当該年度中の協定対象外輸入数量が第二号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。)には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日を超えたこととなった月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

(生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置)

第七条の六 平成七年度から平成二十七年度までの各年度において、関稅定率法別表第〇一〇三・九二号に掲げる豚(生きているものに限る。)(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八にお

て「生きている豚」という。）並びに同法別表第〇二〇三・一一号の二、第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三・二二二号の二及び第〇二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第〇二〇六・三〇号の二の(二)及び第〇二〇六・四九号の二の(二)に掲げる豚のくず肉、同表第〇二一〇・一〇一、第〇二一〇・一二号、第〇二一〇・一九号及び第〇二一〇・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(一)に掲げるハム及びベーコン等（以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。）について、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第八条の二第一項又は第三項の規定にかかわらず、別表第一の三第〇一〇三・九二号の(1)中「同表第一項第一号」とあるのは「同表第一項第二号」と、同表第〇二〇三・一一号の二の(1)中「同表第二項第一号」とあるのは「同表第二項第二号」と、同表第〇二〇三・一二号の二の(1)中「同表第三項第一号」とあるのは「同表第三項第二号」と、同表第〇二一〇・一一号の(1)中「同表第四項第一号」とあるのは「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

一・二 (省 略)

2 平成七年度から平成二十八年度までの各年度において、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなつた月の翌々の初日（以下この条において「第二項に係る発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の

て「生きている豚」という。）並びに同法別表第〇二〇三・一一号の二、第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三・二二二号の二及び第〇二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第〇二〇六・三〇号の二の(二)及び第〇二〇六・四九号の二の(二)に掲げる豚のくず肉、同表第〇二一〇・一〇一、第〇二一〇・一二号、第〇二一〇・一九号及び第〇二一〇・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(一)に掲げるハム及びベーコン等（以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。）について、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第八条の二第一項又は第三項の規定にかかわらず、別表第一の三第〇一〇三・九二号の(1)中「同表第一項第一号」とあるのは「同表第一項第二号」と、同表第〇二〇三・一一号の二の(1)中「同表第二項第一号」とあるのは「同表第二項第二号」と、同表第〇二〇三・一二号の二の(1)中「同表第三項第一号」とあるのは「同表第三項第二号」と、同表第〇二一〇・一一号の(1)中「同表第四項第一号」とあるのは「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

一・二 同 上

2 平成七年度から平成二十七年度までの各年度において、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなつた月の翌々の初日（以下この条において「第二項に係る発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の

規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。

3 6 (省 略)

7 財務大臣は、平成七年度から平成二十八年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなつた月の翌月末日までに、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合には、その旨及び第二項に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

(オーストラリア協定に基づく関税の譲許の適用の停止)

第七条の八 第七条の五第一項に規定する生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下この条において同じ。）又は同項に規定する冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下この条において同じ。）について、その年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量がオーストラリア協定に定められた一定の数量（第四項において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日（以下この条において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、発動日における実行税率、オーストラリア協定の効力発生の日の前日における実行税率及びオーストラリア協定に定められた基準税率のうち最も低いものとする。

規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。

3 6 同 上

7 財務大臣は、平成七年度から平成二十七年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなつた月の翌月末日までに、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合には、その旨及び第二項に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

(オーストラリア協定に基づく関税の譲許の適用の停止)

第七条の八 第七条の五第一項に規定する生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下この条において同じ。）又は同項に規定する冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下この条において同じ。）について、その年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量がオーストラリア協定に定められた一定の数量（第四項において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日（以下この条において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、発動日における実行税率、協定発効日の前日における実行税率及びオーストラリア協定に定められた基準税率のうち最も低いものとする。

2 / 4 (省 略)

別表第一 暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係)

関税率法 別表の番号	品名	税率
(省 略) 〇四〇二・一〇	(省 略) 粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限る。) 一 (省 略) 二 その他のもの (一) 小学校(義務教育学校の前期課程を含む)、中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む)、夜間において授業を行う課程を置く高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)。 、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児、政令で定める児童福祉施設の児童又は児童福祉法(昭和	(省 略)

2 / 4 同 上

別表第一 暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係)

関税率法 別表の番号	品名	税率
同上 〇四〇二・一〇	同上 同上 同上 同上 同上 (一) 小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む)、夜間において授業を行う課程を置く高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)。 、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児、政令で定める児童福祉施設の児童又は児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号第六条の三第九項、第一〇項若しくは	同上

二二一・〇七	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。)及び変性アルコール(アルコール分の	二二一・〇六 二二一・〇六・〇〇	(省略)	(省略)	(二) (省略)	(1) (省略) (2) (省略)	もの」という。	二十二年法律第六百六十四号) 第六条の三 第九項、第一〇項若しくは第一二項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供されるもの(以下この項において「学校等給食用のもの」という。) 及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの(以下この項において「飼料用のもの」という。)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	二二一・〇六 二二一・〇六・〇〇	同上	同上	(二) 同上	(1) 同上 (2) 同上	第一二項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供されるもの(以下この項において「学校等給食用のもの」という。) 及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの(以下この項において「飼料用のもの」という。)	同上	同上	同上	同上
--------	--	---------------------	------	------	----------	----------------------	---------	--	------	------	------	------	---------------------	----	----	--------	------------------	---	----	----	----	----

いかんを問わない。）

エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。）

一 アルコール分が九〇%以上のもの

（二） その他のもの

B その他のものうち

バイオマス（動物に由来する有機物（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）から製造したものである旨が政令で定めるところにより証明されたものであり、かつ、エチルターシャリーブチルエーテルの製造の用に供するもの

無税

(省略)	二九・〇九	(省略)	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	(省略)	同上	二九・〇九	同上	同上
二九〇九・一九	その他のものうち	非環式エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	エチルターシャリーブチルエーテルのうちバイオマス（動植物に由来する有機物（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）から製造したエチルアルコール（エタノール）を原料として製	同上	同上	同上	エチルターシャリーブチルエーテルのうちバイオマス（動植物に由来する有機物（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）から製造したエタノールを原料として製造したものである旨が	同上

(省略)	
(省略)	造したものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの
(省略)	無税
同上	
同上	政令で定めるところにより証明されたもの
同上	無税

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定開税率表（第二条、第七条の三、第七条の六関係）

関税定率法	品名	税 率				
		平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで輸入されるもの	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで輸入されるもの	平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日まで輸入されるもの
(省略) 〇四〇二・一〇	(省略) 粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％以下のものに限る。） 一 (省略) 二 その他のもの (一) 小学校〔義務教育学校の前期課程を含む〕、中学校〔義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。〕、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。） （）、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児、政令で定める児童福祉施設の児童又は児童福祉法第六条の三第九項、第一〇項若しくは第一二項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定開税率表（第二条、第七条の三、第七条の六関係）

関税定率法	品名	税 率				
		平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで輸入されるもの	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで輸入されるもの	平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日まで輸入されるもの
同上 〇四〇二・一〇	同上 (一) 小学校、中学校〔中等教育学校の前期課程を含む。〕、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児、政令で定める児童福祉施設の児童又は児童福祉法第六条の三第九項、第一〇項若しくは第一二項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するための	同上	同上	同上	同上	同上

(省略)	(省略) (二) (省略)	(一)及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの(以下この項において「飼料用のもの」という。のうち 別表第一第〇四〇二・一〇号の二の(一)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき一〇五円三三
			一キログラムにつき一〇二円六七
			一キログラムにつき一〇〇円
			一キログラムにつき九七円三三銭
			一キログラムにつき九四円六七銭
			一キログラムにつき九二円

別表第一の三の二 生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表(第七条の六関係)

(省略)	(省略)	項名	平成七年四月一日から	平成八年三月三十一日まで	平成九年四月一日から	平成一〇年四月一日から	平成一一年四月一日から	平成一二年四月一日から
			平成八年三月三十一日まで	平成九年三月三十一日まで	平成一〇年三月三十一日まで	平成一一年三月三十一日まで	平成一二年三月三十一日まで	
			平成七年四月一日から	平成八年三月三十一日まで	平成九年四月一日から	平成一〇年四月一日から	平成一一年四月一日から	平成一二年四月一日から
			平成八年三月三十一日まで	平成九年三月三十一日まで	平成一〇年三月三十一日まで	平成一一年三月三十一日まで	平成一二年三月三十一日まで	
			平成七年四月一日から	平成八年三月三十一日まで	平成九年四月一日から	平成一〇年四月一日から	平成一一年四月一日から	平成一二年四月一日から
			平成八年三月三十一日まで	平成九年三月三十一日まで	平成一〇年三月三十一日まで	平成一一年三月三十一日まで	平成一二年三月三十一日まで	

別表第一の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算関税率表(第七条の三関係)

項名	品目	税 率	平成七年四月一日から	平成八年三月三十一日まで	平成九年四月一日から	平成一〇年四月一日から	平成一一年四月一日から	平成一二年四月一日から
			平成八年三月三十一日まで	平成九年三月三十一日まで	平成一〇年三月三十一日まで	平成一一年三月三十一日まで	平成一二年三月三十一日まで	
			平成七年四月一日から	平成八年三月三十一日まで	平成九年四月一日から	平成一〇年四月一日から	平成一一年四月一日から	平成一二年四月一日から
			平成八年三月三十一日まで	平成九年三月三十一日まで	平成一〇年三月三十一日まで	平成一一年三月三十一日まで	平成一二年三月三十一日まで	
			平成七年四月一日から	平成八年三月三十一日まで	平成九年四月一日から	平成一〇年四月一日から	平成一一年四月一日から	平成一二年四月一日から
			平成八年三月三十一日まで	平成九年三月三十一日まで	平成一〇年三月三十一日まで	平成一一年三月三十一日まで	平成一二年三月三十一日まで	

同上	(二) 同上	別表第一第〇四〇二・一〇号の二の(一)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	同上
			同上
			同上
			同上
			同上
			同上

別表第一の三の二 生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表(第七条の六関係)

同上	同上	項名	平成七年四月一日から	平成八年三月三十一日まで	平成九年四月一日から	平成一〇年四月一日から	平成一一年四月一日から	平成一二年四月一日から
			平成八年三月三十一日まで	平成九年三月三十一日まで	平成一〇年三月三十一日まで	平成一一年三月三十一日まで	平成一二年三月三十一日まで	
			平成七年四月一日から	平成八年三月三十一日まで	平成九年四月一日から	平成一〇年四月一日から	平成一一年四月一日から	平成一二年四月一日から
			平成八年三月三十一日まで	平成九年三月三十一日まで	平成一〇年三月三十一日まで	平成一一年三月三十一日まで	平成一二年三月三十一日まで	
			平成七年四月一日から	平成八年三月三十一日まで	平成九年四月一日から	平成一〇年四月一日から	平成一一年四月一日から	平成一二年四月一日から
			平成八年三月三十一日まで	平成九年三月三十一日まで	平成一〇年三月三十一日まで	平成一一年三月三十一日まで	平成一二年三月三十一日まで	

別表第一の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算関税率表(第七条の三関係)

項名	品目	税 率	平成七年四月一日から	平成八年三月三十一日まで	平成九年四月一日から	平成一〇年四月一日から	平成一一年四月一日から	平成一二年四月一日から
			平成八年三月三十一日まで	平成九年三月三十一日まで	平成一〇年三月三十一日まで	平成一一年三月三十一日まで	平成一二年三月三十一日まで	
			平成七年四月一日から	平成八年三月三十一日まで	平成九年四月一日から	平成一〇年四月一日から	平成一一年四月一日から	平成一二年四月一日から
			平成八年三月三十一日まで	平成九年三月三十一日まで	平成一〇年三月三十一日まで	平成一一年三月三十一日まで	平成一二年三月三十一日まで	
			平成七年四月一日から	平成八年三月三十一日まで	平成九年四月一日から	平成一〇年四月一日から	平成一一年四月一日から	平成一二年四月一日から
			平成八年三月三十一日まで	平成九年三月三十一日まで	平成一〇年三月三十一日まで	平成一一年三月三十一日まで	平成一二年三月三十一日まで	

○ 関税暫定措置法（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

関税率法 別表の番号	品名	税率
〇三・〇三	魚（冷凍したものに限るものと し、第〇三・〇四項の魚のフイ レその他の魚肉を除く。） にしん（クルペア・ハレング ス及びクルペア・パラスイイ ）、かたくちいわし（エング ラウリス属のもの）、いわし （スプラトウス・スプラトウ ス、サルディナ・ピルカルド ウス及びサルディノプス属又 はサルディネルラ属のもの） 、さば（スコムベル・スコム ブルス、スコムベル・アウス トララシクス及びスコムベル ・ヤポニクス）、ぐるくま（ ラストレルリゲル属のもの） 、さわら（スコムベロモルス 属のもの）、まあじ（トラク ルス属のもの）、ぎんがめあ	

関税率法 別表の番号	品名	税率
〇三・〇三	魚（冷凍したものに限るものと し、第〇三・〇四項の魚のフイ レその他の魚肉を除く。） にしん（クルペア・ハレング ス及びクルペア・パラスイイ ）、いわし（スプラトウス・ スプラトウス、サルディナ・ ピルカルドウス及びサルディ ノプス属又はサルディネルラ 属のもの）、さば（スコムベ ル・スコムブルス、スコムベ ル・アウストララシクス及び スコムベル・ヤポニクス）、 あじ（トラクルス属のもの） 、すぎ（ラキユケントロン・ カナドウム）及びめかじき（ クスイフィアス・グラディウ ス）（肝臓、卵及びしらこを 除く。）	

〇三〇三・五四

じ(カランクス属のもの)、
すぎ(ラキケントロン・カ
ナドウム)、まながつお(パ
ムプス属のもの)、さんま(コ
ロラビス・サイラ)、むろ
あじ(デカプテルス属のもの
)、からふとししやも(マル
ロトウス・ヴィルロスス)、
めかじき(クスイフィアス・
グラデイウス)、すま(エウ
テイヌス・アフィニス)、は
がつお(サルダ属のもの)及
びかじき(まかじき科のもの
) (第〇三〇三・九一号から
第〇三〇三・九九号までの食
用の魚のくず肉を除く。)

さば(スコムベル・スコム
ブルス、スコムベル・アウ
ストララシクス及びスコム
ベル・ヤポニクス)

魚の肝臓、卵及びしらこ並び
にひれ、頭、尾、浮袋その他
の食用の魚のくず肉

〇三〇三・九一

肝臓、卵及びしらこ

二

たら(ガドウス属、テ
ラグラ属又はメル
ルシウス属のもの)

の卵

七%

四・二%

〇三〇三・五四

さば(スコムベル・スコム
ブルス、スコムベル・アウ
ストララシクス及びスコム
ベル・ヤポニクス)

〇三〇三・九〇

肝臓、卵及びしらこ

二

たら(ガドウス属、テ
ラグラ属又はメルルシ
ウス属のもの)の卵

七%

四・二%

(省略)

〇三・〇七

(省略)

軟体動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、くん製した軟体動物(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)

〇三〇七・四三

いか

冷凍したもののうち

もんごういか、するめいか(トダロデス・パキフィクス)、アメリカおおあかい(ドシデイクス・ギガス)、じんどういか(ロリオルス属のもの)、まついか(イルレクス属のもの)及びほたるいか(ワタセニア・スキンテイルランス)以外の

(省略)

同上

〇三・〇七

同上

軟体動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、くん製した軟体動物(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)

〇三〇七・四九

その他のもの

一 冷凍したもののうち

もんごういか(セピア・オフィキナリス)以外のもの

同上

三・五%

	<p>(省 略)</p> <p>一九〇一・二〇</p>	<p>(省 略)</p> <p>一九〇一・一〇</p>	<p>もの</p>	<p>(省 略)</p>	<p>三・五%</p>
	<p>一九〇一・二〇</p>	<p>一九〇一・一〇</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>粉の調製食料品(米、 一 穀粉、ミール又はでん 生地</p>	<p>第一九・〇五項のベーカリー 製品製造用の混合物及び練り 生地</p> <p>一 穀粉、ミール又はでん 粉の調製食料品(米、</p>	<p>乳幼児用の調製品(小売用に したものに限る。)</p> <p>一 (省 略)</p>	<p>、他の項に該当するものを除く 、他の項に該当するものを除く 。) 及び第〇四・〇一項から第 〇四・〇四項までの物品の調製 食料品(ココアを含有するもの にあつては完全に脱脂したココ アとして計算したココアの含有 量が全重量の五%未満のものに 限るものとし、他の項に該当す るものを除く。)</p>	<p>麦芽エキス並びに穀粉、ひき割 り穀物、ミール、でん粉又は麦 芽エキスの調製食料品(ココア を含有するものにあつては完全 に脱脂したココアとして計算し たココアの含有量が全重量の四 〇%未満のものに限るものとし 、他の項に該当するものを除く 、他の項に該当するものを除く 。) 及び第〇四・〇一項から第 〇四・〇四項までの物品の調製 食料品(ココアを含有するもの にあつては完全に脱脂したココ アとして計算したココアの含有 量が全重量の五%未満のものに 限るものとし、他の項に該当す るものを除く。)</p>	<p>同上</p> <p>同上</p>
	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又ははでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限り、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）
、米菓生地（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）及び第○四・○一項から第○四・○四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限り。）

(一) (省 略)

(二) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又ははでん

(省 略)

小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又ははでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限り、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）
、米菓生地（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）及び第○四・○一項から第○四・○四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限り。）

(一) 同 上

(二) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又ははでん

同 上

粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの（ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）

A D (省略)

(三) 米菓生地（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）のうち政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米

(省略)

粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの（ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）

A D 同上

(三) 米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）のうち同上

同上

同上

一九〇一・九〇

その他のもの

穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

二五%

一 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療

法用のものを除く。）
、第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限るものとし、加圧容器入

一九〇一・九〇

同上

一 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療

法用のものを除く。）
、第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限るものとし、加圧容器入

	<p>(三) 餅、だんごその他これらに類する米産品 (乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)</p>	<p>(二) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一年以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの(ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)</p>	<p>(一) (省 略)</p> <p>(二) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一年以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの(ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)</p>
(1)・(2) (省 略)	A D (省 略)		(省 略)
(省 略)	(省 略)		
	<p>(三) もち、だんごその他これらに類する米産品(育児食用又は食餌療法用のものを除く。)</p>	<p>(二) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一年以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの(ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。)</p>	<p>(一) 同 上</p> <p>(二) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一年以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの(ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。)</p>
(1)・(2) 同 上	A D 同 上		同 上
同 上	同 上		同 上

(省 略)	二二・〇六 二二〇六・〇〇	(省 略)
(省 略)	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。） 二（省 略）	(省 略)
(省 略)	(省 略)	(省 略)

同上	二二・〇六 二二〇六・〇〇	同上
同上	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。） 二 同上	同上
同上	同上	同上

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の六関係）

関税率法	品名	税率				
		平成七年四月一日から	平成八年四月一日から	平成九年四月一日から	平成一〇年四月一日から	平成一一年四月一日から
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
一九・〇一	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキス（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
一九〇一・二〇	第一九・〇五項のペーカリー製品製造用の混合物及び練り生地 一 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の六関係）

関税率法	品名	税率				
		平成七年四月一日から	平成八年四月一日から	平成九年四月一日から	平成一〇年四月一日から	平成一一年四月一日から
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
一九・〇一	同上	同上	同上	同上	同上	同上
一九〇一・二〇	同上	同上	同上	同上	同上	同上

一九〇一・九〇	その他のもの	が全重量の八五%を超えるものに限るものと し、ケーキミックス及 び乳幼児用又は食餌療 法用のものを除く。）、 米菓生地（乳幼児用又 は食餌療法用のものを 除く。）及び第〇四・〇 〇一項から第〇四・〇 四項までの物品の調製 食料品（ミルクの天然 の組成分の含有量の合 計が乾燥状態において 全重量の三〇%以上の ものに限る。）	米、小麦、ライ小麦、 大麦若しくは裸麦の 粉、ひき割りしたも の、ミール若しくは ペレット又はでん粉 の一以上を含有する 調製食料品で、これ らの物品の含有量の 合計が全重量の八五 %を超えるもの（ケ ーキミックス及び乳 幼児用又は食餌療法 用のものを除く。）	A D (省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	一キログラ ムにつき六 ムにつき五 五円一七銭 四円
---------	--------	---	--	-----------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--

一九〇一・九〇	同上	が全重量の八五%を超えるものに限るものと し、ケーキミックス及 び育児食用又は食餌療 法用のものを除く。）、 米菓生地（育児食用又 は食餌療法用のものを 除く。）及び第〇四・〇 〇一項から第〇四・〇 四項までの物品の調製 食料品（ミルクの天然 の組成分の含有量の合 計が乾燥状態において 全重量の三〇%以上の ものに限る。）	米、小麦、ライ小麦、 大麦若しくは裸麦の 粉、ひき割りしたも の、ミール若しくは ペレット又はでん粉 の一以上を含有する 調製食料品で、これ らの物品の含有量の 合計が全重量の八五 %を超えるもの（ケ ーキミックス及び育 児食用又は食餌療法 用のものを除く。）	A D 同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
---------	----	---	--	--------	----	----	----	----	----	----	----	----

一 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含むもの、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）

第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及び餅、だんごその他これらに類する米産品（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）

(二) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含むもの、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの（ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法

一 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含むもの、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）

第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及びもち、だんごその他これらに類する米産品（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）

(二) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含むもの、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの（ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法

(省略)			
(省略)			用のものを除く。 A D (省略) (三) 餅、だんごその他これらに類する米産品 (乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)のうち 別表第一第一九〇一・九〇号の(三)に掲げる税率の適用を受けるもの 以外のもの
(省略)			(省略)
(省略)			(省略)
(省略)			(省略)
(省略)			(省略)
(省略)	一キログラムにつき六 五円一七銭		(省略)
(省略)	四円	一キログラムにつき五	(省略)
同上			
同上		同上	用のものを除く。 A D 同上 (三) もち、だんごその他これらに類する米産品(育児食用又は食餌療法用のものを除く。)のうち
同上		同上	同上
同上		同上	同上
同上		同上	同上
同上		同上	同上
同上		同上	同上
同上		同上	同上
同上		同上	同上

別表第二 農水産物等特恵関税率表（第八条の二関係）

関税率法	品名	税率
別表の番号 (省略)	(省略)	(省略)
〇三・〇六	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。） 、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。） 、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。） 並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	

別表第二 農水産物等特恵関税率表（第八条の二関係）

関税率法	品名	税率
別表の番号 同上	同上	同上
〇三・〇六	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。） 、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。） 、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。） 並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。） 冷凍したもの いせえびその他のいせえび科のえび（パリスルス属、パナリスルス属又はヤスス属のもの）	
〇三〇六・一一		

その他のもの

○三〇六・一二	一 くん製したものの ロブスター（ホマルス属のもの）	三・二%
○三〇六・一四	一 くん製したものに か	三・二%
○三〇六・一五	一 くん製したものの ノルウェーロブスター（ネ フロプス・ノルヴェギクス ）	七・二%
○三〇六・一六	一 くん製したものの コールドウォーターシュリ ンプ及びコールドウォーター ープローン（克蘭ゴン・ 克蘭ゴン及びパンダルス 属のもの）	三・二%
○三〇六・一七	一 くん製したものの その他のシュリンプ及びブ ローン	三・二%
○三〇六・一九	一 くん製したものの その他のもの（甲殻類の粉 、ミール及びペレット（食 用に適するものに限る。） を含む。）	三・二%
	一 えび	
	（一） くん製したものの 二 その他のもの	三・二%
	（二） くん製したものの	七・二%
	冷凍してないもの	

〇三〇六・九一

いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）

- 一 くん製したもの
- 二 その他のもの

三・二%
四%

〇三〇六・九二

ロブスター（ホマルス属のもの）

- 一 くん製したもの
- 二 その他のもの

三・二%
四%

〇三〇六・九三

かに

- 一 くん製したもの

七・二%

〇三〇六・九四

ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）

- 一 くん製したもの
- 二 その他のもの

三・二%
四%

〇三〇六・九五

シュリンプ及びプローン

- 一 くん製したもの
- 二 その他のもの

三・二%
四%

〇三〇六・二一

いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）

- 二 くん製したもの
- 三 その他のもの

三・二%
四%

〇三〇六・二二

ロブスター（ホマルス属のもの）

- 二 くん製したもの
- 三 その他のもの

三・二%
四%

〇三〇六・二四

かに

- 二 くん製したもの

七・二%

〇三〇六・二五

ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）

- 二 くん製したもの
- 三 その他のもの

三・二%
四%

〇三〇六・二六

コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン（クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの）

- 二 くん製したもの
- 三 その他のもの

三・二%
四%

〇三〇六・二七

その他のシュリンプ及びプローン

- 二 くん製したもの
- 三 その他のもの

三・二%
四%

〇三〇六・九九

その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）

一 くん製したもの

（一） えび

（二） その他のもの

二 その他のもの

（一） えび

三・二％
七・二％

四％

〇三・〇七

軟体動物（生きているもの、鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）
（一）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）

かき

〇三〇七・一九

その他のもの

一 くん製したもの
ち

貝柱以外のもの

六・四％

〇三〇六・二九

その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）

二 くん製したもの

（一） えび

（二） その他のもの

三 その他のもの

（一） えび

三・二％
七・二％

四％

〇三・〇七

軟体動物（生きているもの、鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）
（一）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）

かき

〇三〇七・一九

その他のもの

二 くん製したもの
ち

貝柱以外のもの

六・四％

〇三〇七・三九

い貝（ミュテイルス属又はペ
ルナ属のもの）

その他のもの

一 くん製したものの
ち

貝柱以外のもの

たこ（オクトプス属のもの）

生きているもの、生鮮のも
の及び冷蔵したもの

冷凍したもの

その他のもの

六・四%

五%

五%

一 くん製したもの

六・四%

かたつむりその他の巻貝（海
棲^{すゐ}のものを除く。）

二 くん製したもの

六・四%

クラム、コックル及びアーク

シエル（ふねがい科、アイス

ランドがい科、ざるがい科、

ふじのはながい科、きぬまと

いがい科、ばかがい科、ちど

りますおがい科、おおのがい

科、あさじがい科、きぬたあ

げまきがい科、まてがい科、

しやこがい科又はまるすだれ

がい科のもの（

その他のもの

一 くん製したもののう

〇三〇七・七九

〇三〇七・三九

い貝（ミュテイルス属又はペ
ルナ属のもの）

その他のもの

二 くん製したもののう
ち

貝柱以外のもの

たこ（オクトプス属のもの）

生きているもの、生鮮のも
の及び冷蔵したもの

冷凍したもの

その他のもの

六・四%

五%

五%

一 冷凍したもの

二 くん製したもの

六・四%

かたつむりその他の巻貝（海
棲^{すゐ}のものを除く。）

二 くん製したもの

六・四%

クラム、コックル及びアーク

シエル（ふねがい科、アイス

ランドがい科、ざるがい科、

ふじのはながい科、きぬまと

いがい科、ばかがい科、ちど

りますおがい科、おおのがい

科、あさじがい科、きぬたあ

げまきがい科、まてがい科、

しやこがい科又はまるすだれ

がい科のもの（

その他のもの

二 くん製したもののう

〇三〇七・七九

〇三・〇八

水棲無脊椎動物（生きてい
るもの、生鮮のもの及び冷
凍し、乾燥し、塩蔵し又は
塩水漬けたものに限るもの
とし、甲殻類及び軟体動物
を除く。）
、くん製した水棲無脊椎動
物（甲殻類及び軟体動物を
除くものとし、くん製する
前に又はくん製する際に加
熱による調理をしてあるか
ないかを問わない。）
並びに水棲無脊椎動物の粉
、ミール及びペレット（甲
殻類及び軟体動物を除くもの
とし、食用に適するものに
限る。）

〇三〇八・一九

なまこ（ステイコプス・ヤ
ポニクス及びなまこ綱のもの）
その他のもの

六・四%

〇三〇八・二九

一 くん製したもの
うに（パラケントロトウス・
リヴイドウス、ロクセキヌス
・アルプス、エキヌス・エ
スクレントウス及びストロン
ギユロケントロトウス属のもの）
その他のもの

六・四%

〇三〇八・三〇

一 くん製したもの

〇三・〇八

同上

〇三〇八・一九

同上

同上

〇三〇八・二九

同上
うに（パラケントロトウス・
リヴイドウス、ロクセキヌス
・アルプス、エキヌス・エ
スクレントウス及びストロン
ギユロケントロトウス属のもの）
同上

同上

〇三〇八・三〇

一 同上

同上

同上

〇三〇八・九〇	(省略)	(省略)	(省略)	〇三〇八・九〇	同上	同上	同上
(省略)	(省略)	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分(種及び果実を含み、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)	(省略)	同上	同上	同上	同上
一二・一一	(省略)	おたねにんじん	(省略)	一二・一一	同上	同上	同上
一二一一・二〇	二 その他のもの	無税	無税	一二一一・九〇	同上	同上	無税
一二一一・九〇	二 その他のもの	無税	無税	同上	同上	同上	同上
	二 除虫菊	無税	無税		同上	同上	同上
	(一) 生鮮のもの及び乾燥したもの	無税	無税		同上	同上	同上
	(二) その他のもの	三%	三%		同上	同上	同上
	四 その他のもの	無税	無税		同上	同上	同上
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	同上	同上	同上	同上
一六・〇四	(省略)	魚(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)、キャビア及び魚卵から調製したキャ	(省略)	一六・〇四	同上	同上	同上

一六〇五・五二	一六〇五・五一	一六〇五・三〇	一六〇五・四〇	一六〇五・五二	一六〇五・五一	一六〇五・三〇	一六〇五・四〇	一六〇五・五二
スキヤロップ（いたや貝を	かき	ロブスター	その他の甲殻類	スキヤロップ（いたや貝を	かき	同上	同上	スキヤロップ（いたや貝を
二 貝柱以外のもの その他のもの	一 くん製したもののうち	一 くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	一 えび （一） 単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	二 同上	同上	同上	同上	同上
七・二%	六・四%	三・二%	三・二%	七・二%	同上	同上	同上	七・二%

一六〇五・五九	その他のもの	七・二%
一六〇五・五八	一 くん製したもの 二 その他のもの かたつむりその他の巻貝（ 海棲 <small>まき</small> のものを除く。）	六・四% 七・二%
一六〇五・五七	あわび 一 くん製したもの 二 その他のもの 貝柱以外のもの	六・四% 七・二%
一六〇五・五六	一 くん製したもののう ち クシエル クラム、コックル及びア ー	七・二%
一六〇五・五五	たこ 一 くん製したもの 二 その他のもの の 気密容器入りのも の	六・四% 七・二% 九%
一六〇五・五四	いか 二 その他のもの の 貝柱以外のもの その他のもの	七・二% 六・四%
一六〇五・五三	い貝 一 くん製したもののう ち 二 その他のもの 含む。）	七・二%

一六〇五・五九	その他のもの	七・二%
一六〇五・五八	かたつむりその他の巻貝（ 海棲 <small>まき</small> のものを除く。）	七・二%
一六〇五・五七	あわび	七・二%
一六〇五・五六	クシエル クラム、コックル及びア ー	七・二%
一六〇五・五五	たこ	七・二%
一六〇五・五四	いかのうち 気密容器入りのもの	九%
一六〇五・五三	い貝	七・二%
	含む。）	七・二%

(省 略)	(省 略)	(省 略)
二二一・〇六 二二二〇六・〇〇	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）	(省 略)
(省 略)	二 (省 略)	(省 略)

別表第三 特定鉱工業産品等に係る特惠関税率の算出のための係数表
(第八条の二関係)

項 名	品 名	係 数
一 ～ 一三	(省 略)	(省 略)
一四	関税率表第四四・〇四項、第四四〇五・〇〇号、第四四〇七・一一号から第四四〇七・一九号まで、第四四〇八・一〇号の二の(一)、第四四〇八・三一号の二、第四四〇八・三九号の二(二)若しくは四の(一)、第四四〇八・九〇号の二(二)若しくは二の(一)、第四四〇九・一	〇・六

同上	同上	同上
二二一・〇六 二二二〇六・〇〇	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）	同上
同上	二 同上	同上

別表第三 特定鉱工業産品等に係る特惠関税率の算出のための係数表
(第八条の二関係)

項 名	品 名	係 数
一 ～ 一三	同上	同上
一四	関税率表第四四・〇四項、第四四〇五・〇〇号、第四四〇七・一一号、第四四〇八・一〇号の二の(一)、第四四〇八・三一号の二、第四四〇八・三九号の二(二)若しくは四の(一)、第四四〇八・九〇号の二(二)若しくは二の(一)、第四四〇九・一〇号、第四四〇九・二二号の	〇・六

四三 ～ 一六	一五	<p>○号、第四四〇九・二一号の二、第四四〇九・二二号の一若しくは二、第四四〇九・二九号の一若しくは二、第四四・一〇項、第四四・一一項、第四四・一三項から第四四・一七項まで、第四四一八・四〇号から第四四一八・七九号まで、第四四一八・九一号の一、第四四一八・九九号の一、第四四・一九項、第四四二〇・九〇号の二、第四四二一・一〇号、第四四二一・九一号の三又は第四四二一・九九号の二の(二)に掲げる物品</p> <p>(省略)</p> <p>関税率表第四四一八・九一号の二の(二)又は第四四一八・九九号の二の(二)に掲げる物品のうち</p> <p>(省略)</p>	○・八
(省略)			(省略)

四三 ～ 一六	一五	<p>二、第四四〇九・二九号の一若しくは二、第四四・一〇項、第四四・一一項、第四四・一三項から第四四・一七項まで、第四四一八・四〇号から第四四一八・七九号まで、第四四一八・九〇号の一、第四四一九・〇〇号、第四四二〇・九〇号の二、第四四二一・一〇号又は第四四二一・九〇号の三の(二)に掲げる物品</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>関税率表第四四一八・九〇号の二の(二)に掲げる物品のうち</p> <p>同上</p>	○・八
同上			同上

別表第四 特惠関税例外品目表（第八条の二関係）

項名	品名
一 ～ 一三	(省略)
一四	関税率表第六三〇二・一〇号、第六三〇二・四〇号、第六三〇三・一二号、第六三〇三・一九号、第六三〇四・一一号、第六三〇四・二〇号又は第六三〇四・九一号に掲げる物品
一五 ～ 二二	(省略)

別表第五 特別特惠関税例外品目表（第八条の二、第八条の三関係）

項名	品名
一	関税率法別表（以下この表において「関税率表」という。）第三〇一・九九号の二の(一)、第三〇二・四一号、第三〇二・四二号、第三〇二・四三号の(一)、第三〇二・四四号、第三〇二・四五号、第三〇二・四九号の(一)、第三〇二・五一号、第三〇二・五五号の(一)、第三〇二・五九号の(一)、第三〇二・八九号の(一)、第三〇二・九九号の二の(一)、第三〇三・五一号、第三〇三・五三号の(一)、第三〇三・五四号、第三〇三・五五

別表第四 特惠関税例外品目表（第八条の二関係）

項名	品名
一 ～ 一三	同上
一四	関税率表第六三〇二・一〇号、第六三〇二・四〇号、第六三〇三・一二号、第六三〇三・一九号、第六三〇四・一一号又は第六三〇四・九一号に掲げる物品
一五 ～ 二二	同上

別表第五 特別特惠関税例外品目表（第八条の二、第八条の三関係）

項名	品名
一	関税率法別表（以下この表において「関税率表」という。）第三〇一・九九号の二の(一)、第三〇二・四一号、第三〇二・四二号、第三〇二・四三号の(一)、第三〇二・四四号、第三〇二・四五号、第三〇二・五五号の(一)、第三〇二・五九号の(一)、第三〇二・八九号の(一)、第三〇二・九九号の二の(一)、第三〇三・五一号、第三〇三・五三号の(一)、第三〇三・五四号、第三〇三・五五号、第三〇三・六三号、第三〇三・六六号の(一)、第

号、第〇三〇三・五九号の一、第〇三〇三・六三号、
第〇三〇三・六六号の一、第〇三〇三・六七号、第〇
三〇三・六九号の一、第〇三〇三・八九号の一、第〇
三〇三・九一号の二、第〇三〇三・九九号の二の(一)、
第〇三〇四・四四号の一、第〇三〇四・四九号の一、
第〇三〇四・五三号の一、第〇三〇四・五九号の一、
第〇三〇四・七一号、第〇三〇四・七四号の一、第〇
三〇四・七五号、第〇三〇四・七九号の一、第〇三〇
四・八六号、第〇三〇四・八九号の一、第〇三〇四・
九四号、第〇三〇四・九五号の一、第〇三〇四・九九
号の一、第〇三〇五・一〇号、第〇三〇五・五一号、
第〇三〇五・五九号の二の(一)、第〇三〇五・六一号か
ら第〇三〇五・六三号まで、第〇三〇七・二一号、第
〇三〇七・二二号、第〇三〇七・二九号の二、第〇三
〇七・七一号の一、第〇三〇七・七二号の一又は第〇
三〇七・七九号の二の(一)に掲げる物品

関税率表第〇三〇二・九一号の一又は第〇三〇五・二
〇号の三に掲げる物品のうち

(省 略)

関税率表第〇三〇五・三二二号又は第〇三〇五・五三三
号に掲げる物品のうち

(省 略)

(省 略)

(省 略)

関税率表第〇三〇五・五四号に掲げる物品のうち

にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラ
スイイ)、いわし(サルディノプス属又はエングラ
ウリス属のもの)、さば(スコムベル・スコムブル

三〇三・六七号、第〇三〇三・六九号の一、第〇三〇
三・八九号の一、第〇三〇三・九〇号の二、第〇三〇
四・四四号の一、第〇三〇四・四九号の一、第〇三〇
四・五三号の一、第〇三〇四・五九号の一、第〇三〇
四・七一号、第〇三〇四・七四号の一、第〇三〇四・
七五号、第〇三〇四・七九号の一、第〇三〇四・八六
号、第〇三〇四・八九号の一、第〇三〇四・九四号、
第〇三〇四・九五号の一、第〇三〇四・九九号の一、
第〇三〇五・一〇号、第〇三〇五・五一号、第〇三〇
五・六一号から第〇三〇五・六三号まで、第〇三〇七
・二一号、第〇三〇七・二九号の一若しくは三、第〇
三〇七・七一号の一又は第〇三〇七・七九号の一の(一)
若しくは三の(一)に掲げる物品

関税率表第〇三〇二・九〇号の一又は第〇三〇五・二
〇号の三に掲げる物品のうち

同 上

関税率表第〇三〇五・三二二号に掲げる物品のうち

同 上

同 上

同 上

同 上

<p>一 二 ～ 二</p>	
<p>(省略)</p>	<p>ス、スコムベル・アウストラリクス及びスコムベル・ヤポニクス)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス・サイラ)</p> <p>関税率表第〇三〇五・六九号の二に掲げる物品のうちにしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属又はサルディノプス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)</p> <p>関税率表第〇三〇五・七二号の二の(二)のB若しくは(三)のB又は第〇三〇五・七九号の二の(二)のB若しくは(三)のBに掲げる物品のうち</p> <p>(省略)</p> <p>関税率表第〇三〇七・四二号、第〇三〇七・四三号又は第〇三〇七・四九号の二に掲げる物品のうち もんごういか以外のもの</p> <p>関税率表第〇三〇七・九一号、第〇三〇七・九二号又は第〇三〇七・九九号の二に掲げる物品のうち スキヤロップ(いたやがい科のもの)及び貝柱</p>
<p>一 二 ～ 二</p>	
<p>同上</p>	<p>関税率表第〇三〇五・五九号の二、第〇三〇五・六九号の二、第〇三〇五・七二号の二の(二)若しくは三の(二)又は第〇三〇五・七九号の二の(二)若しくは三の(二)に掲げる物品のうち</p> <p>同上</p> <p>関税率表第〇三〇七・四一号又は第〇三〇七・四九号の一若しくは三に掲げる物品のうち もんごういか(セピア・オフィキナリス)以外のもの</p> <p>関税率表第〇三〇七・九一号又は第〇三〇七・九九号の一若しくは三に掲げる物品のうち いか(もんごういかを除く。)、スキヤロップ(いたやがい科のもの)及び貝柱</p>

○ 通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（省 略）</p> <p>第五章 雑則（第三十九条・第四十条の二）</p> <p>第六章（省 略）</p> <p>附則</p> <p>（許可の消滅）</p> <p>第十条 通関業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該通関業の許可は、消滅する。</p> <p>一（省 略）</p> <p>二 死亡した場合で、第十一条の二第二項の規定による申請が同項に規定する期間内にされなかつたとき、又は同項の承認をしない旨の処分があつたとき。</p> <p>三 法人が解散したとき。</p> <p>四（省 略）</p> <p>2・3（省 略）</p> <p>（許可の承継）</p> <p>第十一条の二 通関業者について相続があつたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により通関業の許可に基づく地位を承継すべき相続人を選定したときは、その者）は、被相続人の当該許可に基づく地位を承継する。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章 同 上</p> <p>第五章 雑則（第三十九条・第四十条）</p> <p>第六章 同 上</p> <p>附則</p> <p>（許可の消滅）</p> <p>第十条 同 上</p> <p>一 同 上</p> <p>二 死亡し、又は法人が解散したとき。</p> <p>三 同 上</p> <p>2・3 同 上</p>

2 前項の規定により通関業の許可に基づく地位を承継した者（次項において「承継人」という。）は、政令で定めるところにより、被相続人の死亡後六十日以内に、その承継について税関長に承認の申請をすることができる。

3 税関長は、承継人について第五条各号のいずれかに適合しない場合又は第六条各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないものとする。

4 通関業者について合併若しくは分割（通関業を承継させるものに限る。）があつた場合又は通関業者が通関業を譲り渡した場合において、政令で定めるところによりあらかじめ税関長の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により通関業を承継した法人又は通関業を譲り受けた者（次項において「合併後の法人等」という。）は、第十条第一項第一号又は第三号の規定にかかわらず、当該合併により消滅した法人若しくは当該分割をした法人又は当該通関業を譲り渡した者の当該通関業の許可に基づく地位を承継することができる。

5 税関長は、合併後の法人等について第五条各号のいずれかに適合しない場合又は第六条各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないものとする。

6 税関長は、第二項又は第四項の規定により承認をするに際しては、当該承認をしようとする承継に係る通関業の許可について第三條第二項（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき付された条件（この項の規定に基づき変更され、又は新たに付された条件を含む。）を取り消し、変更し、又は新たに条件を付することができる。この場合においては、第三条第三項の規定を準用する。

7 税関長は、第二項又は第四項の承認をしたときは、直ちにその旨を公告しなければならない。

(通関業者に対する監督処分)

第三十四条 税関長は、通関業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その通関業者に対し、戒告し、一年以内の期間を定めて通関業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は許可の取消しをすることができる。

- 一 通関業者が、この法律、この法律に基づく命令若しくは第三条第二項（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件（第十一条の二第六項の規定により変更され、又は新たに付されたものを含む。）又は関税法その他関税に関する法令の規定に違反したとき。

二 (省 略)

2 (省 略)

(不服申立て)

第四十条の二 関税法第九十一条の規定は、この法律の規定による税関長の処分について審査請求があつた場合について準用する。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 (省 略)

- 二 第三条第一項の規定に違反して通関業を営んだ者及び同条第二項（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（第十一条の二第六項の規定により変更され、又は新たに付されたものを含む。以下この号において同じ。）又は第九条の規定に違反して、当該条件により限定された種類以外の貨物につき、又は同条の規定により通関業を営むことができる地域以外の地域において、通関業を営んだ者

(通関業者に対する監督処分)

第三十四条 税関長は、通関業者が次の各号の一に該当するときは、その通関業者に対し、戒告し、一年以内の期間を定めて通関業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は許可の取消しをすることができる。

- 一 通関業者が、この法律、この法律に基づく命令若しくは第三条第二項（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件又は関税法その他関税に関する法令の規定に違反したとき。

二 同上

2 同上

第四十一条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 同上

- 二 第三条第一項の規定に違反して通関業を営んだ者及び同条第二項（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件又は第九条の規定に違反して、当該条件により限定された種類以外の貨物につき、又は同条の規定により通関業を営むことができる地域以外の地域において、通関業を営んだ者

三 (省 略)
四 第三十四条第一項の規定による通関業務の全部又は一部の停止
の処分に違反して通関業務を行つた者
2 (省 略)

三 同 上
四 第三十四条第一項の規定による通関業務の全部又は一部の停止
の処分に違反して通関業務を行なつた者
2 同 上

○ 通関業法（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

<p>目次</p> <p>第一章～第三章（省 略）</p> <p>第四章 通関業者等の責任（<u>第三十三条の二</u>―<u>第三十八条</u>）</p> <p>第五章 雑則（<u>第三十九条</u>―<u>第四十条の三</u>）</p> <p>第六章（省 略）</p> <p>附則</p> <p>（通関業の許可）</p> <p>第三条 <u>通関業を営もうとする者は、財務大臣の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>財務大臣は、前項の許可に条件を付することができる。</u></p> <p>3（省 略）</p> <p>4 <u>財務大臣は、第一項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告するとともに、許可を受けた者に許可証を交付する。</u></p> <p>5（省 略）</p> <p>（許可の申請）</p> <p>第四条 <u>通関業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を財務大臣に提出しなければならない。</u></p> <p>一（省 略）</p> <p>二 <u>通関業務を行おうとする営業所の名称及び所在地</u></p> <p>三（省 略）</p> <p>四 <u>通関業務に係る取扱貨物が一定の種類のもののみに限られる場</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章 同 上</p> <p>第四章 通関業者等の責任（<u>第三十四条</u>―<u>第三十八条</u>）</p> <p>第五章 雑則（<u>第三十九条</u>―<u>第四十条の二</u>）</p> <p>第六章 同 上</p> <p>附則</p> <p>（通関業の許可）</p> <p>第三条 <u>通関業を営もうとする者は、その業に従事しようとする地を管轄する税関長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>税関長は、前項の許可に条件を附することができる。</u></p> <p>3 同 上</p> <p>4 <u>税関長は、第一項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告するとともに、許可を受けた者に許可証を交付する。</u></p> <p>5 同 上</p> <p>（許可の申請）</p> <p>第四条 <u>通関業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を税関長に提出しなければならない。</u></p> <p>一 同 上</p> <p>二 <u>通関業務を行なおうとする営業所の名称及び所在地</u></p> <p>三 同 上</p> <p>四 <u>通関業務を行なおうとする地域及びその通関業務に係る取扱貨</u></p>
--	---

合には当該貨物の種類

五 (省 略)

2 前項の許可申請書には、申請者の資産の状況を示す書面その他財務省令で定める書面を添付しなければならない。

(許可の基準)

第五条 財務大臣は、通関業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 (省 略)

二 許可申請者が、その人的構成に照らして、その行おうとする通関業務を適正に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

三 許可申請に係る通関業を営む営業所につき、第十三条の要件を備えることとなつていないこと。

(欠格事由)

第六条 財務大臣は、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、通関業の許可をしてはならない。

一・二 (省 略)

三 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの

四・五 (省 略)

六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。)に違反し、又は刑法(明治四十

物が一定の種類のもののみに限られる場合には当該貨物の種類

五 同上

2 前項の許可申請書には、申請者の資産の状況を示す書面その他財務省令で定める書面を添付しなければならない。

(許可の基準)

第五条 税関長は、通関業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 同上

二 許可申請者が、その人的構成に照らして、その行なおうとする通関業務を適正に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

三 許可申請に係る通関業の開始が、その営まれる地域における通関業務の量及び通関業者の数に照らして、必要かつ適当なものであることを。

四 許可申請に係る通関業を営む営業所につき、第十三条第一項の要件を備えることとなつていないこと。

(欠格事由)

第六条 税関長は、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、通関業の許可をしてはならない。

一・二 同上

三 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの

四・五 同上

年法律第四十五号) 第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられた者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

七 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)

(又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過していない者(第十一号において「暴力団員等」という。))

八 (省 略)

九 (省 略)

十 (省 略)

十一 暴力団員等によりその事業活動を支配されている者

(営業所の新設)

第八条 通関業者は、通関業務を行う営業所を新たに設けようとするときは、政令で定めるところにより、財務大臣の許可を受けなければならぬ。

2 第三条第二項から第四項まで並びに第五条第二号及び第三号の規定は、前項の許可について準用する。

(営業所の新設に係る許可の特例)

第九条 認定通関業者(関税法第七十九条第一項の認定を受けた者という。)である通関業者は、通関業務を行う営業所を新たに設けようとする場合には、前条第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、財務大臣に、その旨を届け出ることができる。

六 同 上
七 同 上
八 同 上

(営業所の新設)

第八条 通関業者は、その通関業の許可に係る税関の管轄区域内において、通関業務を行なう営業所を新たに設けようとするときは、政令で定めるところにより、その営業所の所在地を管轄する税関長の許可を受けなければならない。

2 第三条第二項から第四項まで及び第五条第二号から第四号までの規定は、前項の許可について準用する。

(営業区域の制限)

第九条 通関業者は、通関業の許可に係る税関の管轄区域(第三条第二項(前条第二項において準用する場合を含む。))の規定により通関業務を行なうことができる地域を限定する条件を附された場合には、当該限定された地域。以下この条において同じ。)内において

2 前項の届出に係る営業所については、当該届出が受理された時に
おいて、前条第一項の許可を受けたものとみなして、この法律の規
定を適用する。

(許可の消滅)

第十条 (省 略)

2 財務大臣は、通関業の許可が消滅したときは、遅滞なくその旨を公
告しなければならない。

3 (省 略)

(許可の取消し)

第十一条 財務大臣は、通関業者が次の各号のいずれかに該当すると
きは、その許可を取り消すことができる。

一 (省 略)

二 第六条第一号、第三号から第七号まで、第十号又は第十一号の
いずれかに該当するに至つたとき。

2 財務大臣は、前項の規定により通関業の許可の取消しをしようとする
ときは、第三十九条第一項の審査委員の意見を聴かなければなら
ない。

(許可の承継)

第十一条の二 (省 略)

2 前項の規定により通関業の許可に基づく地位を承継した者(次項
において「承継人」という。)は、政令で定めるところにより、被
相続人の死亡後六十日以内に、その承継について財務大臣に承認の
申請をすることができる。

3 財務大臣は、承継人について第五条各号のいずれかに適合しない

のみ、通関業を営むことができる。ただし、同一人から依頼を受け
た通関業務その他税関官署に対する手続で相互に関連するものにつ
いては、政令で定めるところにより、当該許可に係る税関の管轄区
域外においても、当該手続に係る通関業務を行なうことができる。

(許可の消滅)

第十条 同 上

2 税関長は、通関業の許可が消滅したときは、遅滞なくその旨を公
告しなければならない。

3 同 上

(許可の取消し)

第十一条 税関長は、通関業者が次の各号の一に該当するときは、そ
の許可を取り消すことができる。

一 同 上

二 第六条第一号、第三号から第五号まで又は第八号の一に該当す
るに至つたとき。

2 税関長は、前項の規定により通関業の許可の取消しをしようとする
ときは、第三十九条第一項の審査委員の意見を聞かなければなら
ない。

(許可の承継)

第十一条の二 同 上

2 前項の規定により通関業の許可に基づく地位を承継した者(次項
において「承継人」という。)は、政令で定めるところにより、被
相続人の死亡後六十日以内に、その承継について税関長に承認の申
請をすることができる。

3 税関長は、承継人について第五条各号のいずれかに適合しない場

場合又は第六条各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないものとする。

4 通関業者について合併若しくは分割（通関業を承継させるものに限る。）があつた場合又は通関業者が通関業を譲り渡した場合において、政令で定めるところによりあらかじめ財務大臣の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により通関業を承継した法人又は通関業を譲り受けた者（次項において「合併後の法人等」という。）は、第十条第一項第一号又は第三号の規定にかかわらず、当該合併により消滅した法人若しくは当該分割をした法人又は当該通関業を譲り渡した者の当該通関業の許可に基づく地位を承継することができる。

5 財務大臣は、合併後の法人等について第五条各号のいずれかに適合しない場合又は第六条各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないものとする。

6 財務大臣は、第二項又は第四項の規定により承認をするに際しては、当該承認をしようとする承継に係る通関業の許可について第三条第二項（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき付された条件（この項の規定に基づき変更され、又は新たに付された条件を含む。）を取り消し、変更し、又は新たに条件を付することができる。この場合においては、第三条第三項の規定を準用する。

7 財務大臣は、第二項又は第四項の承認をしたときは、直ちにその旨を公告しなければならない。

（変更等の届出）

第十二条 通関業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、その者（第三号の場合にあつては、政令で定める者）は、遅滞なくその旨を財務大臣に届け出なければならない。

合又は第六条各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないものとする。

4 通関業者について合併若しくは分割（通関業を承継させるものに限る。）があつた場合又は通関業者が通関業を譲り渡した場合において、政令で定めるところによりあらかじめ税関長の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により通関業を承継した法人又は通関業を譲り受けた者（次項において「合併後の法人等」という。）は、第十条第一項第一号又は第三号の規定にかかわらず、当該合併により消滅した法人若しくは当該分割をした法人又は当該通関業を譲り渡した者の当該通関業の許可に基づく地位を承継することができる。

5 税関長は、合併後の法人等について第五条各号のいずれかに適合しない場合又は第六条各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないものとする。

6 税関長は、第二項又は第四項の規定により承認をするに際しては、当該承認をしようとする承継に係る通関業の許可について第三条第二項（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき付された条件（この項の規定に基づき変更され、又は新たに付された条件を含む。）を取り消し、変更し、又は新たに条件を付することができる。この場合においては、第三条第三項の規定を準用する。

7 税関長は、第二項又は第四項の承認をしたときは、直ちにその旨を公告しなければならない。

（変更等の届出）

第十二条 通関業者が次の各号の一に該当することとなつた場合には、その者（第三号の場合にあつては、政令で定める者）は、遅滞なくその旨を税関長に届け出なければならない。

一 (省 略)

二 第六条第一号、第三号から第七号まで、第十号又は第十一号の
いづれかに該当するに至つたとき。

三 (省 略)

(通関士の設置)

第十三条 通関業者は、通関業務を適正に行うため、その通関業務を行
う営業所ごとに、政令で定めるところにより、通関士を置かなければ
ならない。ただし、当該営業所において取り扱う通関業務に係る貨物
が第三条第二項（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規
定により一定の種類の貨物のみに限られている場合は、この限りで
ない。

(料金の揭示)

第十八条 (省 略)

(記帳、届出、報告等)

一 同上

二 第六条第一号、第三号から第五号まで又は第八号の一に該当す
るに至つたとき。

三 同上

(通関士の設置)

第十三条 通関業者は、その通関業務を行なう営業所ごとに、政令で
定めるところにより、通関士を置かなければならない。ただし、当
該営業所が次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 その営業所において取り扱う通関業務が、第九条ただし書の場合を除
き、政令で定める地域以外の地域においてのみ行なわれることにな
っている場合

二 その営業所において取り扱う通関業務に係る貨物が第三条第二項
（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により一定の
種類の貨物のみに限られている場合

2 | 通関業者は、前項の規定によるほか、その通関業務を行なう営業
所に通関士を置くことができる。

(料金の揭示等)

第十八条 同 上

2 | 財務大臣は、前項の料金の額について必要な定めをすることができ
るものとし、この定めがされたときは、通関業者は、これに反して
料金を受けてはならない。

(記帳、届出、報告等)

第二十二條 (省 略)

2 通関業者は、政令で定めるところにより、通関士その他の通関業務の従業者（当該通関業者が法人である場合には、通関業務を担当する役員及び通関士その他の通関業務の従業者）の氏名及びその異動を財務大臣に届け出なければならない。

3 通関業者は、政令で定めるところにより、その取扱いに係る通関業務の件数、これらについて受けた料金の額その他通関業務に係る事項を記載した報告書を毎年一回財務大臣に提出しなければならない。

(確認)

第三十一条 通関業者は、通関士試験に合格した者を通関士という名称を用いてその通関業務に従事させようとするときは、その者の氏名、通関業務に従事させようとする営業所の名称その他政令で定める事項を財務大臣に届け出て、その者が次項の規定に該当しないこととの確認を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、通関士となることができない。

一 第六条第一号から第九号までのいずれかに該当する者

二・三 (省 略)

(通関士の資格の喪失)

第三十二条 通関士は、次の各号のいずれかに該当するときは、通関士でなくなるものとする。

一 (省 略)

二 第六条第一号から第九号までのいずれかに該当するに至つたとき。

三・四 (省 略)

第二十二條 同 上

2 通関業者は、政令で定めるところにより、通関士その他の通関業務の従業者（当該通関業者が法人である場合には、通関業務を担当する役員及び通関士その他の通関業務の従業者）の氏名及びその異動を税関長に届け出なければならない。

3 通関業者は、政令で定めるところにより、その取扱いに係る通関業務の件数、これらについて受けた料金の額その他通関業務に係る事項を記載した報告書を毎年一回税関長に提出しなければならない。

(確認)

第三十一条 通関業者は、通関士試験に合格した者を通関士という名称を用いてその通関業務に従事させようとするときは、その者の氏名、通関業務に従事させようとする営業所の名称その他政令で定める事項を税関長に届け出て、その者が次項の規定に該当しないこととの確認を受けなければならない。

2 次の各号の一に該当する者は、通関士となることができない。

一 第六条第一号から第七号までの一に該当する者

二・三 同 上

(通関士の資格の喪失)

第三十二条 通関士は、次の各号の一に該当するときは、通関士でなくなるものとする。

一 同 上

二 第六条第一号から第七号までの一に該当するに至つたとき。

三・四 同 上

(業務改善命令)

第三十三条の二 財務大臣は、通関業の適正な遂行のために必要があると認めるときは、その必要の限度において、通関業者に対し、その業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(通関業者に対する監督処分)

第三十四条 財務大臣は、通関業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その通関業者に対し、一年以内の期間を定めて通関業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は許可の取消しをすることができる。

一 通関業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは第三条第二項(第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件(第十一条の二第六項の規定により変更され、又は新たに付されたものを含む。)又は関税法その他関税に関する法令の規定に違反したとき。

二 (省 略)

2 財務大臣は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(通関士に対する懲戒処分)

第三十五条 財務大臣は、通関士がこの法律又は関税法その他関税に関する法令の規定に違反したときは、その通関士に対し、戒告し、一年以内の期間を定めてその者が通関業務に従事することを停止し、又は二年間その者が通関業務に従事することを禁止することができる。

(通関業者に対する監督処分)

第三十四条 税関長は、通関業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その通関業者に対し、戒告し、一年以内の期間を定めて通関業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は許可の取消しをすることができる。

一 通関業者が、この法律、この法律に基づく命令若しくは第三条第二項(第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件(第十一条の二第六項の規定により変更され、又は新たに付されたものを含む。)又は関税法その他関税に関する法令の規定に違反したとき。

二 同 上

2 税関長は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(通関士に対する懲戒処分)

第三十五条 税関長は、通関士がこの法律又は関税法その他関税に関する法令の規定に違反したときは、その通関士に対し、戒告し、一年以内の期間を定めてその者が通関業務に従事することを停止し、又は二年間その者が通関業務に従事することを禁止することができる。

2 (省略)

(調査の申出)

第三十六条 何人も、通関業者又は通関士に第三十四条第一項又は前条第一項に該当する事実があると認めるときは、財務大臣に対し、その事実を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(処分の手続)

第三十七条 財務大臣は、第三十四条第一項の規定による処分をしようとするときは、第三十九条第一項の審査委員の意見を、第三十五条第一項の規定による処分をしようとするときは、当該通関士がその業務に従事する通関業者の意見を、それぞれ聴かなければならない。

2 財務大臣は、第三十四条第一項又は第三十五条第一項の規定による処分をするときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受ける者に通知しなければならない。

(報告の徴取等)

第三十八条 財務大臣は、この法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、通関業者から報告を徴し、又はその職員に、通関業者に質問させ、若しくはその業務に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させることができる。

2 前項の規定により質問又は検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

2 同上

(調査の申出)

第三十六条 何人も、通関業者又は通関士に第三十四条第一項又は前条第一項に該当する事実があると認めるときは、税関長に対し、その事実を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(処分の手続)

第三十七条 税関長は、第三十四条第一項の規定による処分をしようとするときは、第三十九条第一項の審査委員の意見を、第三十五条第一項の規定による処分をしようとするときは、当該通関士がその業務に従事する通関業者の意見を、それぞれ聴かなければならない。

2 税関長は、第三十四条第一項又は第三十五条第一項の規定による処分をするときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受ける者に通知しなければならない。

(報告の徴取等)

第三十八条 税関長は、この法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、通関業者から報告を徴し、又は税関職員をして、通関業者に質問させ、若しくはその業務に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させることができる。

2 税関職員は、前項の規定により質問又は検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 (省 略)

(審査委員)

第三十九条 財務大臣は、第十一条第一項又は第三十四条第一項の規定による処分について意見を聴くため、必要があるときは、三人以内の審査委員を委嘱するものとする。

2 (省 略)

(不服申立て)

第四十条の二 関税法第九十一条の規定は、この法律の規定による財務大臣又は税関長の処分について審査請求があつた場合について準用する。

(権限の委任)

第四十条の三 財務大臣は、政令で定めるところにより、その権限の一部を税関長に委任することができる。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 (省 略)

二 第三条第一項の規定に違反して通関業を営んだ者及び同条第二項(第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件(第十一条の二第六項の規定により変更され、又は新たに付されたものを含む。以下この号において同じ。)に違反して、当該条件により限定された種類以外の貨物につき、通関業を営んだ者

三・四 (省 略)

3 同上

(審査委員)

第三十九条 税関長は、第十一条第一項又は第三十四条第一項の規定による処分について意見を聞くため、必要があるときは、三人以内の審査委員を委嘱するものとする。

2 同上

(不服申立て)

第四十条の二 関税法第九十一条の規定は、この法律の規定による税関長の処分について審査請求があつた場合について準用する。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 同上

二 第三条第一項の規定に違反して通関業を営んだ者及び同条第二項(第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件(第十一条の二第六項の規定により変更され、又は新たに付されたものを含む。以下この号において同じ。)又は第九条の規定に違反して、当該条件により限定された種類以外の貨物につき、又は同条の規定により通関業を営むことができる地域以外の地域において、通関業を営んだ者

三・四 同上

<p>2 (省 略)</p> <p>第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (省 略)</p> <p>第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第三十三条の二の規定による命令に違反した者</p> <p>二 第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、若しくは同項の規定による職員^{職員}の質問に答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・三 (省 略)</p>	<p>2 同上</p> <p>第四十二条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 同上</p> <p>第四十三条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十八条第二項の規定により財務大臣がしたために反して料金を受けた者</p> <p>二 第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、若しくは同項の規定による税関職員^{税関職員}の質問に答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>第四十四条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・三 同上</p>
---	--

○ 酒税法（昭和二十八年法律第六号）（附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

<p>（未納税引取）</p> <p>第二十八条の三 酒類製造者が、次の各号に掲げる酒類を保税地域から当該各号に掲げる場所に引き取ろうとする場合において、政令で定める手続により、<u>納税地の所轄税関長の承認を受けたときは</u>、当該引取りに係る酒税を免除する。ただし、第六項の規定の適用がある場合には、この限りでない。</p> <p>一・二 （省 略）</p> <p>2～6 （省 略）</p> <p>7 第一項の承認を受けて引き取った酒類を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合において、政令で定める手続により、その亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長に亡失の事実を届け出て、当該税務署長から亡失証明書の交付を受けたときは、当該証明書は、第二項に規定する証明書に代えて用いることができる。</p> <p>8 （省 略）</p>	<p>（未納税引取）</p> <p>第二十八条の三 酒類製造者が、次の各号に掲げる酒類を保税地域から当該各号に掲げる場所に引き取ろうとする場合において、政令で定める手続により、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る酒税を免除する。ただし、第六項の規定の適用がある場合には、この限りでない。</p> <p>一・二 同 上</p> <p>2～6 同 上</p> <p>7 第一項の承認を受けて引き取った酒類を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合において、政令で定める手続により、その亡失の場所の<u>もよりの</u>税務署の税務署長に亡失の事実を届け出て、当該税務署長から亡失証明書の交付を受けたときは、当該証明書は、第二項に規定する証明書に代えて用いることができる。</p> <p>8 同 上</p>
<p>（引取りに係る酒類についての課税標準及び税額の申告等）</p> <p>第三十条の三 関税法第六条の二第一項第一号（税額の確定の方式）に規定する申告納税方式が適用される酒類を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る酒税を免除されるべき場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を税関長に提出しなければならない。</p> <p>一～六 （省 略）</p>	<p>（引取りに係る酒類についての課税標準及び税額の申告等）</p> <p>第三十条の三 関税法第六条の二第一項第一号（税額の確定の方式）に規定する申告納税方式が適用される酒類を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る酒税を免除されるべき場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。</p> <p>一～六 同 上</p>

<p>2 関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用される酒類を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る酒税を免除されるべき場合を除き、その引き取る酒類に係る前項第一号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を税関長に提出しなければならない。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(引取りに係る酒類についての酒税の納付等) 第三十条の五 (省 略)</p> <p>2 保税地域から引き取られる第三十条の三第二項に規定する酒類に係る酒税は、同項の税関長が当該引取りの際徴収する。</p>	<p>2 関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用される酒類を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る酒税を免除されるべき場合を除き、その引き取る酒類に係る前項第一号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。</p> <p>3 同 上</p> <p>(引取りに係る酒類についての酒税の納付等) 第三十条の五 同 上</p> <p>2 保税地域から引き取られる第三十条の三第二項に規定する酒類に係る酒税は、その保税地域の所在地の所轄税関長が当該引取りの際徴収する。</p>
---	---

○ 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（附則第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現

行

<p>（保税工場等において保税作業をする場合等の内国消費税の特例） 第十六条（省 略）</p>	<p>（保税工場等において保税作業をする場合等の内国消費税の特例） 第十六条 同 上</p>
<p>2 保税工場又は総合保税地域における保税作業により、原油等を製品の原料として消費する場合には、石油石炭税法第五条第二項（引取りとみなす場合）の規定は、適用しない。この場合において、当該原油等を原料として製造された製品が関税率法別表第二七一〇・一二号、第二七一〇・一九号若しくは第二七一〇・二〇号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品、同表第二七・一一項に掲げる石油ガスその他のガス状炭化水素又は同表第二七・〇一項に掲げる石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したものに該当するときは、当該製品を石油石炭税法第三条（課税物件）に規定する石油製品又は外国から本邦に到着したガス状炭化水素若しくは石炭とみなして、<u>同法及びこの法律の規定を適用する。</u></p>	<p>2 保税工場又は総合保税地域における保税作業により、原油等を製品の原料として消費する場合には、石油石炭税法第五条第二項（引取りとみなす場合）の規定は、適用しない。この場合において、当該原油等を原料として製造された製品が関税率法別表第二七一〇・一二号、第二七一〇・一九号若しくは第二七一〇・二〇号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品、同表第二七・一一項に掲げる石油ガスその他のガス状炭化水素又は同表第二七・〇一項に掲げる石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したものに該当するときは、当該製品を石油石炭税法第三条（課税物件）に規定する石油製品又は外国から本邦に到着したガス状炭化水素若しくは石炭とみなして、<u>石油石炭税法及びこの法律の規定を適用する。</u></p>
<p>3 保税工場又は総合保税地域において製造している製品につき外国から購入の申込みがあつた場合において、その申込みに係る納期内に当該保税工場又は総合保税地域において消費し、又は使用している外国貨物である課税物品（以下この項において「外貨原材料」という。）を原料又は材料として当該製品を製造して外国に向けて送り出すことが困難であることにつき、政令で定めるところにより、<u>税関長の確認を受けて、当該外貨原材料と同種の外国貨物でない課税物品で内国消費税の課税済みのもの（以下この項において「課税済内貨原材料」という。）を原料又は材料として消費し、又は使用</u></p>	<p>3 保税工場又は総合保税地域において製造している製品につき外国から購入の申込みがあつた場合において、その申込みに係る納期内に当該保税工場又は総合保税地域において消費し、又は使用している外国貨物である課税物品（以下この項において「外貨原材料」という。）を原料又は材料として当該製品を製造して外国に向けて送り出すことが困難であることにつき、政令で定めるところにより、<u>当該保税工場又は総合保税地域の所在地の所轄税関長の確認を受けて、当該外貨原材料と同種の外国貨物でない課税物品で内国消費税の課税済みのもの（以下この項において「課税済内貨原材料」とい</u></p>

して当該保税工場又は総合保税地域で製造した製品（政令で定める製品については、当該課税済内貨原材料を原料又は材料として消費し、又は使用して製造した当該製品）を外国に向けて送り出したときは、政令で定めるところにより、当該製品の原料又は材料として消費され、又は使用された当該課税済内貨原材料の数量（当該製品の製造工程において他の物品が同時に製造される場合には、当該課税済内貨原材料の数量のうち当該製品に対応するものとして政令で定める数量）として当該税関長の確認を受けた数量を限度として、当該製品を製造した者がその輸出（積戻しを含む。次項において同じ。）の許可の日から六月以内に保税地域から引き取る当該課税済内貨原材料と同種の外貨原材料に係る内国消費税を免除する。ただし、他の法律の規定により当該課税済内貨原材料に係る内国消費税額に相当する金額の控除又は還付を受ける場合は、この限りでない。

4～6 (省 略)

7 次に掲げる製品（本邦において消費し、又は使用する課税物品以外の製品で、消費税法等の規定により、当該製品の原料又は材料として消費し、又は使用する課税物品に係る内国消費税が免除されるものを除く。）を保税地域から引き取り、又は保税地域において消費し、若しくは使用する場合には、当該製品を引き取る者又はこれを消費し、若しくは使用する者が、その引取り又は消費若しくは使用の時に、当該製品のほか、その原料又は材料として消費し、若しくは使用した課税物品を保税地域から引き取るものとみなして、消費税法等及びこの法律の規定を適用する。

一 (省 略)

二 第三項から前項までの規定の適用を受けた製品のうち、本邦に戻されたもの（当該製品が課税物品であり、かつ、当該製品の原料又は材料につき、当該製品に課される内国消費税と同一の税目

う。）を原料又は材料として消費し、又は使用して当該保税工場又は総合保税地域で製造した製品（政令で定める製品については、当該課税済内貨原材料を原料又は材料として消費し、又は使用して製造した当該製品）を外国に向けて送り出したときは、政令で定めるところにより、当該製品の原料又は材料として消費され、又は使用された当該課税済内貨原材料の数量（当該製品の製造工程において他の物品が同時に製造される場合には、当該課税済内貨原材料の数量のうち当該製品に対応するものとして政令で定める数量）として当該税関長の確認を受けた数量を限度として、当該製品を製造した者がその輸出（積戻しを含む。次項において同じ。）の許可の日から六月以内に保税地域から引き取る当該課税済内貨原材料と同種の外貨原材料に係る内国消費税を免除する。ただし、他の法律の規定により当該課税済内貨原材料に係る内国消費税額に相当する金額の控除又は還付を受ける場合は、この限りでない。

4～6 同 上

7 同 上

一 同 上

二 第三項から第六項までの規定の適用を受けた製品のうち、本邦に戻されたもの（当該製品が課税物品であり、かつ、当該製品の原料又は材料につき、当該製品に課される内国消費税と同一の税

の国内消費税が課税済みであるため、これらの規定が適用されたものを除く。）

8
8
13
(省 略)

(納税地の特例)

第二十一条 関税法第六十七条の十九(輸入申告の特例)の規定の適用を受けて輸入申告をする課税物品に係る国内消費税(石油石炭税法第十五条第二項(引取りに係る原油等)についての課税標準及び税額の申告等の特例)の規定による申告書に係る石油石炭税を除く。次項において同じ。)の納税地は、消費税法等の規定にかかわらず、当該輸入申告に係る税関長の所属する税関の所在地とする。

2 保税地域以外の場所から輸入される課税物品(前項の課税物品を除く。)に係る国内消費税の納税地は、当該物品に係る関税を課する税関長(関税が無税とされている当該物品については、関税が課されるものとした場合の当該税関長)の所属する税関の所在地とする。

(犯則事件の調査及び処分)

第二十六条 (省 略)

2 国税犯則取締法第十一条第五項(先着手した収税官吏への引継)の規定は、前項の犯則事件を国税庁、国税局又は税務署の収税官吏及び税関職員が発見した場合について準用する。この場合において、同条第五項中「所轄税務署ノ収税官吏」とあるのは「所轄税務署ノ収税官吏(税関職員ガ最初ニ発見シタルトキハ当該発見地又ハ犯則物件ノ輸入地若ハ納税地所轄税関ノ税関職員)」と、「所轄国税局ノ収税官吏」とあるのは「所轄国税局ノ収税官吏(税関職員ガ最初ニ発見シタルトキハ当該発見地又ハ犯則物件ノ輸入地若ハ納税地所轄税関ノ税関職員)」と読み替えるものとする。

目の国内消費税が課税済みであるため、これらの規定が適用されたものを除く。）

8
8
13
同 上

(納税地の特例)

第二十一条

保税地域以外の場所から輸入される課税物品に係る国内消費税の納税地は、当該物品に係る関税を課する税関長(関税が無税とされている当該物品については、関税が課されるものとした場合の当該税関長)の所属する税関の所在地とする。

(犯則事件の調査及び処分)

第二十六条 同 上

2 国税犯則取締法第十一条第五項(先着手した収税官吏への引継)の規定は、前項の犯則事件を国税庁、国税局又は税務署の収税官吏及び税関職員が発見した場合について準用する。この場合において、「所轄税務署ノ収税官吏」とあるのは「所轄税務署ノ収税官吏(税関職員ガ最初ニ発見シタルトキハ当該発見地又ハ犯則物件ノ輸入地所轄税関ノ税関職員)」と、「所轄国税局ノ収税官吏」とあるのは「所轄国税局ノ収税官吏(税関職員ガ最初ニ発見シタルトキハ当該発見地又ハ犯則物件ノ輸入地所轄税関ノ税関職員)」と読み替えるものとする。

改 正 案

現 行

（外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税）

第八十五条（省 略）

（外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税）

第八十五条 同 上

2（省 略）

2 同 上

3 前項の場合において、関税法第七条の二第一項に規定する特例輸入者又は特例委託輸入者が前項の指定物品に係る消費税法第四十七条第二項の申告書（政令で定める物品に係るものを除く。）を税関長に提出するときは、いずれかの税関長に対して当該申告書を提出することができる。この場合における消費税の納税地は、前項の規定にかかわらず、当該申告書の提出をした税関長の所属する税関の所在地とする。

（外航船等に積み込む酒類の免税）

第八十七条の七（省 略）

（外航船等に積み込む酒類の免税）

第八十七条の七 同 上

2 第八十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受けて外航船等に積み込まれた酒類のうち酒類の製造場から移出されたものについて準用する。この場合において、同条第二項中「消費税法」とあるのは「酒税法」と、「当該指定物品が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場所の所在地とし、当該指定物品の課税標準は、同法第二十八条第四項の規定にかかわらず、当該指定物品が前項の規定の適用を受けて事業者から譲渡された時における当該譲渡に係る同条第一項に規定する対価の額」とあるのは「当該酒類が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場所の所在地」と、同条第三項中「消費税法第四十七条第二項」とあるのは「酒税

2 第八十五条第二項の規定は、前項の規定の適用を受けて外航船等に積み込まれた酒類のうち酒類の製造場から移出されたものについて準用する。この場合において、同条第二項中「消費税法」とあるのは「酒税法」と、「当該指定物品が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場所の所在地とし、当該指定物品の課税標準は、同法第二十八条第四項の規定にかかわらず、当該指定物品が前項の規定の適用を受けて事業者から譲渡された時における当該譲渡に係る同条第一項に規定する対価の額」とあるのは「当該酒類が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場所の所在地」と読み替えるものとする。

法第三十条の三第二項」と読み替えるものとする。

(外航船等に積み込む製造たばこの免税)

第八十八条の三 (省 略)

2 第八十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受けて外航船等に積み込まれた製造たばこのうち製造たばこの製造場から移出されたものについて準用する。この場合において、同条第二項中「消費税法」とあるのは「たばこ税法」と、「当該指定物品が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場所の所在地とし、当該指定物品の課税標準は、同法第二十八条第四項の規定にかかわらず、当該指定物品が前項の規定の適用を受けて事業者から譲渡された時における当該譲渡に係る同条第一項に規定する対価の額」とあるのは「当該製造たばこが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場所の所在地」と、同条第三項中「消費税法第四十七条第二項」とあるのは「たばこ税法第十八条第二項」と読み替えるものとする。

(引取りに係る揮発油の特定用途免税)

第八十九条の四 前条第一項に規定する用途に供する揮発油（第八十八条の六第二項の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を除く。以下この条において同じ。）でその用途に応じ政令で定める規格を有するものを、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、納税地の所轄税関長の承認を受けて当該揮発油を引き取るときは、当該引取りに係る揮発油税及び地方揮発油税を免除する。

2 5 (省 略)

(引取りに係るみなし揮発油の特定用途免税)

(外航船等に積み込む製造たばこの免税)

第八十八条の三 同上

2 第八十五条第二項の規定は、前項の規定の適用を受けて外航船等に積み込まれた製造たばこのうち製造たばこの製造場から移出されたものについて準用する。この場合において、同条第二項中「消費税法」とあるのは「たばこ税法」と、「当該指定物品が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場所の所在地とし、当該指定物品の課税標準は、同法第二十八条第四項の規定にかかわらず、当該指定物品が前項の規定の適用を受けて事業者から譲渡された時における当該譲渡に係る同条第一項に規定する対価の額」とあるのは「当該製造たばこが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場所の所在地」と読み替えるものとする。

(引取りに係る揮発油の特定用途免税)

第八十九条の四 前条第一項に規定する用途に供する揮発油（第八十八条の六第二項の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を除く。以下この条において同じ。）でその用途に応じ政令で定める規格を有するものを、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該揮発油を引き取るときは、当該引取りに係る揮発油税及び地方揮発油税を免除する。

2 5 同上

(引取りに係るみなし揮発油の特定用途免税)

第九十条の二 第八十八条の六第二項の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品（以下この条において「みなし揮発油」という。）のうち、前条第一項に規定する用途に供するものでその用途に応じ政令で定める規格を有するものを、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、納税地の所轄税関長の承認を受けて当該みなし揮発油を引き取るときは、当該引取りに係る揮発油税及び地方揮発油税を免除する。

2 5 (省 略)

(引取りに係る石油製品等の免税)

第九十条の四 原油、石油製品及びガス状炭化水素のうち、次に掲げるもの（以下この条において「石油製品等」という。）を、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、納税地の所轄税関長の承認を受けて当該石油製品等を引き取るときは、当分の間（第四号に掲げる重油及び粗油を引き取るときは、平成二十九年三月三十一日までの間）、当該引取りに係る石油石炭税を免除する。

一 5 (省 略)

2 7 (省 略)

(引取りに係る特定石炭の免税)

第九十条の四の二 石炭のうち次に掲げるもの（以下この条において「特定石炭」という。）を、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、納税地の所轄税関長の承認を受けて当該特定石炭を引き取るときは、当分の間、当該引取りに係る石油石炭税を免除する。

一 3 (省 略)

第九十条の二 第八十八条の六第二項の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品（以下この条において「みなし揮発油」という。）のうち、前条第一項に規定する用途に供するものでその用途に応じ政令で定める規格を有するものを、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該みなし揮発油を引き取るときは、当該引取りに係る揮発油税及び地方揮発油税を免除する。

2 5 同 上

(引取りに係る石油製品等の免税)

第九十条の四 原油、石油製品及びガス状炭化水素のうち、次に掲げるもの（以下この条において「石油製品等」という。）を、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該石油製品等を引き取るときは、当分の間（第四号に掲げる重油及び粗油を引き取るときは、平成二十九年三月三十一日までの間）、当該引取りに係る石油石炭税を免除する。

一 5 同 上

2 7 同 上

(引取りに係る特定石炭の免税)

第九十条の四の二 石炭のうち次に掲げるもの（以下この条において「特定石炭」という。）を、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該特定石炭を引き取るときは、当分の間、当該引取りに係る石油石炭税を免除する。

一 3 同 上

<p>25 (省略)</p> <p>(引取りに係る沖縄発電用特定石炭等の免税)</p> <p>第九十条の四の三 電気事業法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者が沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供するガス状炭化水素のうち関税率別表第二七一・一一号に掲げる天然ガス又は石炭(以下この条において「沖縄発電用特定石炭等」という。)を、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、平成三十二年三月三十一日までに、<u>保税地の所轄税関長の承認を受けて当該沖縄発電用特定石炭等を引き取るときは、当該引取りに係る石油石炭税を免除する。</u></p>	<p>25 同上</p> <p>(引取りに係る沖縄発電用特定石炭等の免税)</p> <p>第九十条の四の三 電気事業法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者が沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供するガス状炭化水素のうち関税率別表第二七一・一一号に掲げる天然ガス又は石炭(以下この条において「沖縄発電用特定石炭等」という。)を、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、平成三十二年三月三十一日までに、<u>その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該沖縄発電用特定石炭等を引き取るときは、当該引取りに係る石油石炭税を免除する。</u></p>
---	--

○ 揮発油税法（昭和三十三年法律第五十五号）（附則第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（引取りに係る揮発油についての課税標準及び税額の申告等）</p> <p>第十一条 関税法第六条の二第一項第一号（税額の確定の方式）に規定する申告納税方式が適用される揮発油を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る揮発油税を免除されるべき場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を税関長に提出しなければならない。</p> <p>一〇八 （省 略）</p> <p>2 関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用される揮発油を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る揮発油税を免除されるべき場合を除き、その引き取る揮発油に係る前項第一号から第三号までに掲げる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を税関長に提出しなければならない。</p> <p>3 （省 略）</p> <p>（引取りに係る揮発油についての揮発油税の納付等）</p> <p>第十二条の二 （省 略）</p> <p>2 保税地域から引き取られる第十一条第二項に規定する揮発油に係る揮発油税は、同項の税関長が当該引取りの際徴収する。</p> <p>（未納税引取）</p>	<p>（引取りに係る揮発油についての課税標準及び税額の申告等）</p> <p>第十一条 関税法第六条の二第一項第一号（税額の確定の方式）に規定する申告納税方式が適用される揮発油を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る揮発油税を免除されるべき場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。</p> <p>一〇八 同 上</p> <p>2 関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用される揮発油を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る揮発油税を免除されるべき場合を除き、その引き取る揮発油に係る前項第一号から第三号までに掲げる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。</p> <p>3 同 上</p> <p>（引取りに係る揮発油についての揮発油税の納付等）</p> <p>第十二条の二 同 上</p> <p>2 保税地域から引き取られる第十一条第二項に規定する揮発油に係る揮発油税は、その保税地域の所在地の所轄税関長が当該引取りの際徴収する。</p> <p>（未納税引取）</p>

第十四条の二 次の各号に規定する者が当該各号に掲げる揮発油を保
税地域から当該各号に掲げる場所に引き取ろうとする場合において
、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、納税地の所
轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除
する。ただし、第七項の規定の適用がある場合には、この限りでな
い。

一・二 (省略)

2 7 (省略)

8 第一項の承認を受けて引き取った揮発油を同項各号に掲げる場所
に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合
には、政令で定める手続によりその亡失の場所の最寄りの税務署の
税務署長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する証
明書に代えることができる。

(引取りに係る灯油の免税)

第十六条の二 揮発油のうち灯油に該当するものを保税地域から引き
取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定め
る手続により、納税地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引
取りに係る揮発油税を免除する。

2 前項に規定する揮発油のうち灯油に該当するものの規格につい
ては、政令で定める。

(引取りに係る航空機燃料用揮発油の免税)

第十六条の四 前条第一項に規定する揮発油を保税地域から同項に規
定する用途に供される場所に引き取ろうとする場合において、当該
引き取ろうとする者が政令で定める手続により、納税地の所轄税関
長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。
ただし、第三項本文の規定の適用がある場合は、この限りでない。

第十四条の二 次の各号に規定する者が当該各号に掲げる揮発油を保
税地域から当該各号に掲げる場所に引き取ろうとする場合において
、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続によりその保税地域
の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮
発油税を免除する。ただし、第七項の規定の適用がある場合には、
この限りでない。

一・二 同上

2 7 同上

8 第一項の承認を受けて引き取った揮発油を同項各号に掲げる場所
に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合
には、政令で定める手続によりその亡失の場所のもよりの税務署の
税務署長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する証
明書に代えることができる。

(引取りに係る灯油の免税)

第十六条の二 揮発油のうち灯油に該当するものを保税地域から引き
取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定め
る手続によりその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたと
きは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

2 第一項に規定する揮発油のうち灯油に該当するものの規格につい
ては、政令で定める。

(引取りに係る航空機燃料用揮発油の免税)

第十六条の四 前条第一項に規定する揮発油を保税地域から同項に規
定する用途に供される場所に引き取ろうとする場合において、当該
引き取ろうとする者が政令で定める手続によりその保税地域の所在
地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税
を免除する。ただし、第三項本文の規定の適用がある場合は、この

2
～
4

(省
略)

2
～
4

同上

限りでない。

改 正 案

現 行

<p>（引取りに係る課税石油ガスの特定用途免税） 第十三条 前条第一項に規定する用途に供する課税石油ガスを、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が、政令で定める手続により、納税地の所轄税関長の承認を受けて当該課税石油ガスを引き取るときは、当該引取りに係る石油ガス税を免除する。ただし、第五項本文の規定の適用がある場合は、この限りでない。</p>	<p>（引取りに係る課税石油ガスの特定用途免税） 第十三条 前条第一項に規定する用途に供する課税石油ガスを、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が、政令で定める手続により、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該課税石油ガスを引き取るときは、当該引取りに係る石油ガス税を免除する。ただし、第五項本文の規定の適用がある場合は、この限りでない。</p>
<p>2～5 （省 略） 6 第一項の承認を受けて引き取った課税石油ガスを同項に規定する用途に供する場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する証明書に代えることができる。</p>	<p>2～5 同 上 6 第一項の承認を受けて引き取った課税石油ガスを同項に規定する用途に供する場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失の場所のもよりの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する証明書に代えることができる。</p>
<p>7 （省 略） （引取りに係る課税石油ガスについての課税標準及び税額の申告等） 第十七条 関税法第六条の二第一項第一号（税額の確定の方式）に規定する申告納税方式が適用される課税石油ガスを保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る石油ガス税を免除されるべき場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を税関長に提出しなければならない。</p>	<p>7 同 上 （引取りに係る課税石油ガスについての課税標準及び税額の申告等） 第十七条 関税法第六条の二第一項第一号（税額の確定の方式）に規定する申告納税方式が適用される課税石油ガスを保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る石油ガス税を免除されるべき場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。</p>

<p>一〇六 (省 略)</p> <p>2 関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用される課税石油ガスを保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る石油ガス税を免除されるべき場合を除き、その引き取る課税石油ガスに係る前項第一号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を税関長に提出しなければならない。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(引取りに係る課税石油ガスについての石油ガス税の納付等) 第十九条 (省 略)</p> <p>2 保税地域から引き取られる第十七条第二項に規定する課税石油ガスに係る石油ガス税は、同項の税関長が当該引取りの際徴収する。</p>	<p>一〇六 同 上</p> <p>2 関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用される課税石油ガスを保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る石油ガス税を免除されるべき場合を除き、その引き取る課税石油ガスに係る前項第一号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。</p> <p>3 同 上</p> <p>(引取りに係る課税石油ガスについての石油ガス税の納付等) 第十九条 同 上</p> <p>2 保税地域から引き取られる第十七条第二項に規定する課税石油ガスに係る石油ガス税は、その保税地域の所在地の所轄税関長が当該引取りの際徴収する。</p>
---	---

改 正 案	現 行
<p>（引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等）</p> <p>第十四条 関税法第六条の二第一項第一号（税額の確定の方式）に規定する申告納税方式が適用される原油等を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る石油石炭税を免除されるべき場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を税関長に提出しなければならない。</p> <p>一～六 （省 略）</p> <p>2 関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用される原油等を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る石油石炭税を免除されるべき場合を除き、その引き取る原油等に係る前項第一号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を税関長に提出しなければならない。</p> <p>3 （省 略）</p> <p>（引取りに係る原油等についての石油石炭税の納付等）</p> <p>第十七条 （省 略）</p> <p>2 保税地域から引き取られる第十四条第二項に規定する原油等に係る石油石炭税は、同項の税関長が当該引取りの際徴収する。</p> <p>3 （省 略）</p>	<p>（引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等）</p> <p>第十四条 関税法第六条の二第一項第一号（税額の確定の方式）に規定する申告納税方式が適用される原油等を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る石油石炭税を免除されるべき場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。</p> <p>一～六 同 上</p> <p>2 関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用される原油等を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る石油石炭税を免除されるべき場合を除き、その引き取る原油等に係る前項第一号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。</p> <p>3 同 上</p> <p>（引取りに係る原油等についての石油石炭税の納付等）</p> <p>第十七条 同 上</p> <p>2 保税地域から引き取られる第十四条第二項に規定する原油等に係る石油石炭税は、その保税地域の所在地を所轄する税関長が当該引取りの際徴収する。</p> <p>3 同 上</p>

改 正 案

現 行

<p>（未納税引取） 第十三条 次の各号に規定する者が当該各号に掲げる製造たばこを保 税地域から当該各号に掲げる場所に引き取ろうとする場合において 、政令で定める手続により、納税地を所轄する税関長の承認を受け たときは、当該引取りに係るたばこ税を免除する。ただし、第七項 の規定の適用がある場合には、この限りでない。 一・二 （省 略） 2〜8 （省 略）</p>	<p>（未納税引取） 第十三条 次の各号に規定する者が当該各号に掲げる製造たばこを保 税地域から当該各号に掲げる場所に引き取ろうとする場合において 、政令で定める手続により、その保税地域の所在地を所轄する税関 長の承認を受けたときは、当該引取りに係るたばこ税を免除する。 ただし、第七項の規定の適用がある場合には、この限りでない。 一・二 同 上 2〜8 同 上</p>
<p>（引取りに係る製造たばこについての課税標準及び税額の申告等） 第十八条 関税法第六条の二第一項第一号（税額の確定の方式）に規 定する申告納税方式が適用される製造たばこを保税地域から引き取 ろうとする者は、当該引取りに係るたばこ税を免除されるべき場合 を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申 告書を税関長に提出しなければならない。 一〜六 （省 略） 2 関税法第六条の二第二項第二号に規定する賦課課税方式が適用さ れる製造たばこを保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取り に係るたばこ税を免除されるべき場合を除き、その引き取る製造た ばこに係る前項第一号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載 した申告書を税関長に提出しなければならない。</p>	<p>（引取りに係る製造たばこについての課税標準及び税額の申告等） 第十八条 関税法第六条の二第一項第一号（税額の確定の方式）に規 定する申告納税方式が適用される製造たばこを保税地域から引き取 ろうとする者は、当該引取りに係るたばこ税を免除されるべき場合 を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申 告書を、その保税地域の所在地を所轄する税関長に提出しなければ ならない。 一〜六 同 上 2 関税法第六条の二第二項第二号に規定する賦課課税方式が適用さ れる製造たばこを保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取り に係るたばこ税を免除されるべき場合を除き、その引き取る製造た ばこに係る前項第一号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載 した申告書を、その保税地域の所在地を所轄する税関長に提出しな ければならない。</p>

<p>3 (省 略)</p> <p>(引取りに係る製造たばこについてのたばこ税の納付等)</p> <p>第二十条 (省 略)</p> <p>2 保稅地域から引き取られる第十八条第二項に規定する製造たばこに係るたばこ税は、同項の税関長が当該引取りの際徴収する。</p>	<p>3 同 上</p> <p>(引取りに係る製造たばこについてのたばこ税の納付等)</p> <p>第二十条 同 上</p> <p>2 保稅地域から引き取られる第十八条第二項に規定する製造たばこに係るたばこ税は、その保稅地域の所在地を所轄する税関長が当該引取りの際徴収する。</p>
---	---

○ 消費税法（昭和六十三年法律第八八号）（附則第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

<p>（仕入れに係る消費税額の控除） 第三十条（省 略） 2～8（省 略） 9 第七項に規定する請求書等とは、次に掲げる書類をいう。 一・二（省 略） 三 課税貨物を保税地域から引き取る事業者が税関長から交付を受ける当該課税貨物の輸入の許可（関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）に規定する輸入の許可をいう。）があつたことを証する書類その他の政令で定める書類で次に掲げる事項が記載されているもの イ 納税地を所轄する税関長 ロ ホ（省 略） 10（省 略）</p>	<p>（仕入れに係る消費税額の控除） 第三十条 同 上 2～8 同 上 9 同 上 一・二 同 上 三 課税貨物を保税地域から引き取る事業者が保税地域の所在地を所轄する税関長から交付を受ける当該課税貨物の輸入の許可（関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）に規定する輸入の許可をいう。）があつたことを証する書類その他の政令で定める書類で次に掲げる事項が記載されているもの イ 保税地域の所在地を所轄する税関長 ロ ホ 同 上 10 同 上</p>
<p>（引取りに係る課税貨物についての消費税の納付等） 第五十条（省 略） 2 保税地域から引き取られる第四十七条第二項に規定する課税貨物に係る消費税は、同項の税関長が当該引取りの際徴収する。</p>	<p>（引取りに係る課税貨物についての消費税の納付等） 第五十条 同 上 2 保税地域から引き取られる第四十七条第二項に規定する課税貨物に係る消費税は、その保税地域の所在地を所轄する税関長が当該引取りの際徴収する。</p>
<p>（引取りに係る課税貨物についての納期限の延長） 第五十一条（省 略）</p>	<p>（引取りに係る課税貨物についての納期限の延長） 第五十一条 同 上</p>
<p>2 申告納税方式が適用される課税貨物を保税地域から引き取ろうと</p>	<p>2 申告納税方式が適用される課税貨物を保税地域から引き取ろうと</p>

3
(省 略)

する者が、その月（以下この項において「特定月」という。）において課税貨物を保税地域から引き取るときに課されるべき消費税の納期限に関し、特定月の前月末日までにその延長を受けたい旨の申請書を当該課税貨物に係る第四十七条第一項の規定による申告書を提出する税関長に提出し、かつ、当該課税貨物に係る消費税額の合計額に相当する額の担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、特定月においてその者が引き取る課税貨物に係る消費税については、前条第一項の規定にかかわらず、特定月における消費税の額の累計額が当該提供された担保の額を超えない範囲内において、その納期限を特定月の末日の翌日から三月以内に限り延長することができる。

3
同 上

する者が、その月（以下この項において「特定月」という。）において課税貨物を保税地域から引き取るときに課されるべき消費税の納期限に関し、特定月の前月末日までにその延長を受けたい旨の申請書を当該保税地域の所在地を所轄する税関長に提出し、かつ、特定月において引き取ろうとする課税貨物に係る消費税額の合計額に相当する額の担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、特定月においてその者が引き取る課税貨物に係る消費税については、前条第一項の規定にかかわらず、特定月における消費税の額の累計額が当該提供された担保の額を超えない範囲内において、その納期限を特定月の末日の翌日から三月以内に限り延長することができる。